明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和三十八年七月六日

○第四十三回国会 参議院会議録追録

〔第二十六号参照〕

審査報告書

地方公営企業法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年六月十八日

地方行政委員長　石谷　憲男

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、㈠病院、市場等いわゆる準公営企業についても常時雇用する職員の数が百人以上のものに、地方公営企業法の規定のうち独立採算に係る規定を除く財務に関する規定等を適用すること、㈡同一地方公共団体内における地方公営企業の管理者間に事務委任の途をひらくこと、㈢繰入金および決算に関する規定を整備すること等を主な内容とするもので、おおむね、妥当なものと認めた。

なお、別紙のとおり附帯決議を行なつた。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、地方公営企業の国民生活に占める地位の重要性にかんがみ、その健全な発展を期するため、次の点について適切な措置を講ずべきである。

一、地方公営企業を経営する地方公共団体のうちとくに必要があると認められるものについては、地方公営企業の経営の基本方針等を審議する機関を設置するよう勧しようする等適当な指導を行なうこと。

二、地方公営企業中その事業の態容及び企業経営の現状から地方公共団体の一般会計においてその赤字の一部を補てんすることを適当とする場合等においては、国においてもその地方公共団体に対し必要な財政援助の措置を講ずること。

右決議する。

審査報告書

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年六月十八日

逓信委員長　光村　甚助

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は簡易生命保険契約者及び郵便年金契約者の負担を軽減し、その福祉を増進するとともに、簡易生命保険、郵便年金両事業の発展に資するため、積立金の運用範囲を拡張しようとするものであつて妥当な措置と認める。

なお別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

今回の簡易生命保険及び郵便年金積立金運用法の改正は、両事業の体質改善に一歩をふみだしたものであるがいまだ充分とは言い難い。

よつて政府は、さらに加入者の負担の軽減をはかるため、運用範囲の拡張、余裕金運用の改善等必要な措置を検討し、これが推進に努むべきである。

右決議する。

〔第二十七号参照〕

審査報告書

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年六月二十日

内閣委員長　村山　道雄

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公正取引委員会委員長の職務と責任の重要性にかんがみ、その俸給月額を現行の十四万円から十八万円に引き上げようとするものであり、妥当な措置と認める。

二、費用

昭和三十八年度分の経費増加額は、約六十二万円であり、既定予算の範囲内で賄う。

審査報告書

恩給法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年六月二十日

内閣委員長　村山　道雄

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、恩給扶助料の年令制限の一部解除、加算を算入して初めて普通恩給年限に達する者の恩給減算率及び特例扶助料の支給要件の緩和、増加恩給受給者の退職後出生した子女の加給額の引き上げ、南満州鉄道株式会社等の職員在職期間の恩給公務員期間への通算等の改正を行なおうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用

本法施行のため必要な経費として、五億四千四百万円が昭和三十八年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議

昭和二十八年の恩給法の改正により、旧軍人等に恩給が支給されることになつてから、幾度か恩給、扶助料の改善が行なわれ今日に至つているが、なお、沖縄等に対する戦地加算の指定及び抑留加算の制定、元満州開拓指導員及び元満洲国協和会職員に対する恩給法の適用、特例扶助料の支給範囲の拡大、昭和二十年十月四日付占領軍命令による一せい罷免者の救済等の未処遇問題の解決並びに恩給受給者間における不均衡の是正、引き下げられた旧軍人の仮定俸給号俸の是正、旧海軍特務士官の仮定俸給基準の是正、傷病恩給における間差・裁定基準の是正、傷病年金における家族加給の支給、外国政府及び外国特殊法人職員の恩給最短年限を超える在職年並びに抑留期間及び留用期間の通算等さらに検討すべき問題が残されている。

さらに物価並びに国民生活水準の上昇に伴ない、現職公務員の給与水準は漸次上昇しつつあるが、恩給及び各種年金の引き上げはこれに伴なわず、恩給及び各種年金受給者は常に不利不安定な立場におかれ、現職公務員の給与ベースに対する恩給等のスライド制確立の問題として重大な懸案となつている。この恩給及び

各種年金の合理的調整の問題については、第三十八国会においても、当委員会において、政府は常時調査研究の上、適切な措置を講ずべきであるとの附帯決議を行なつている。

政府はこれらの問題について速やかに検討の上善処するよう要望する。

右決議する。

審査報告書

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年六月二十日

内閣委員長　村山　道雄

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、別途今国会に提出されている恩給法等の一部を改正する法律案に準じて、旧令による共済組合等に係る年金につき所要の改正を行なうとともに、旧外国特殊法人の職員の在職期間を組合員期間に通算し、あわせて旧海軍共済組合の戦時災害による給付について存した不均衡を是正しようとするもの等であつて、その措置は妥当と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用

本法施行のため要する経費は約五千万円である。

附帯決議

一、現行国家公務員共済組合法施行前の退職者と施行後の退職者との間に、支給原因発生時期により共済年金間又は恩給、共済年金間の均衡が失われている実情にあるので、政府は速かに検討の上是正の措置を講ずべきである。

二、今日経済、物価情勢及び国民所得水準等の変化に伴い、現職職員給与水準ないし国民所得水準と年金受給者の年金額との間に大きな不均衡を生じつつあるにかんがみ、年金額の実質価値を保全し得るよう適切合理的な方策を講ずべきである。

右決議する。

審査報告書

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年六月二十日

内閣委員長　村山　道雄

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、恩給法等の一部改正に伴ない、旧外国特殊法人の職員であつた期間を組合員期間に通算し、また、禁錮以上の刑に処せられたこと等により、恩給を受ける権利または資格を失つた者が復権した場合、これ等の期間を組合員期間に通算しようとするもの等であつて、その措置は妥当と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用

本法施行のため要する経費は、約八十二億八千万円である。

附帯決議

一、公共企業体職員等共済組合法施行前の退職者と施行後の退職者との間に、支給原因発生時期により共済年金間又は恩給、共済年金間の均衡が失われている実情にあるので、政府は速かに検討の上是正の措置を講ずべきである。

二、恩給法等の改正と同一問題でありながら、本法の改正が遅延することにより、組合員の不利益をまねくおそれがあるので、今後は同時改正を行なうよう留意すべきである。

三、数次にわたる法律改正が掛金の増徴等をまねくことのないよう、追加費用の繰入れについて充分配慮すべきである。

四、今日経済、物価情勢及び国民所得水準等の変化に伴ない、現職職員給与水準ないし国民所得水準と年金受給者の年金額との間に大きな不均衡を生じつつあるにかんがみ、年金額の実質価値を保全し得るよう適切合理的な方策を講ずべきである。

右決議する。

審査報告書

石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年六月二十一日

石炭対策特別委員長　堀　末治

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、現行法の有効期限が本年十二月二十四日までであるのを、昭和三十九年十二月二十四日まで一年間延長しようとするもので最近の石炭鉱業の現状にかんがみ、保安を確保することが困難な石炭鉱山における鉱業の廃止を円滑に行なわせ、保安の確保に万全を期するためにはおおむね妥当な措置であると認める。

二、費用

特に費用を要しない。

審査報告書

農業災害補償法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年六月二十一日

農林水産委員長　櫻井　志郎

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、最近における農業災害の発生の況状及び農業経営の変化に対応して、農作物共済について、てん補内容の充実、共済掛金率の設定方法及び共済掛金の国庫負担方式の改善、農業共済組合等の共済責任の範囲の拡大、水稲の共済事故からの病虫害の除外、農作物共済及び蚕繭共済について共済に対する加入或いは事業実施の画一的な強制方式の緩和、建物共済について農業共済団体と農協系統団体との事業分野の調整等の措置を講じようとするもので妥当なものと認める。

なお、別紙の通り附帯決議を行なつた。

二、費用

この法律は、大部分、昭和三十九年二月一日から施行し、昭和三十九年産水陸稲から適用することになつているので、これが予算的措置は昭和三十九年度以降に残されている。

附帯決議

政府は速かに左記事項の実現をはかり本制度の運営に万全を期すべきである。

一、農家単位収量建方式の制度化、果樹等成長農産物の共済事業の拡充、機構の簡素化、無事戻制度の拡充整備等さらに改善の方途を講じ、可及的速かに抜本的改正を行なうこと。

二、事務費に対する国庫負担を大巾に増額して賦課金の軽減をはかるとともに、職員給与の改善をはかること。

三、事務執行体勢の合理化能率化をはかり、必須事業と任意事業の経理を明確ならしめるとともに、不正不当行為の絶滅をはかること。

四、連合会の行なう任意共済事業については、其の組織機構上の性格にかんがみ、正常な運営がなされるよう万全の措置を講ずること。

五、家畜防疫を強化するとともに、

これが共済事業を拡充し、特に家畜の病傷部分に対する掛金について国庫負担の途が拓けるよう格段の努力をすること。
六、農作物共済への加入方式の緩和及び水稲の病虫害の共済事故からの除外に伴なつて、病虫害防除を徹底させるため、万全の対策を実施すること。
七、農林漁業団体の共済事業における共済証書に対する印紙税を、中小企業等協同組合法におけると同様非課税とすること。
八、農業共済団体の行なう任意共済事業が農業協同組合系統団体に移管又は再共済される場合、その実施を円滑ならしめるため印紙税及び法人税等の減免の措置を講ずること。
右決議する。

〔第三十二号参照〕

審査報告書

千九百六十二年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年七月五日

外務委員長　岡崎　真一

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
この協定は、近年下落の傾向にあるコーヒー価格の安定を図るとともに、発展途上にあるコーヒー生産国の経済成長に資することを目的として、コーヒー輸出国に輸出割当てを課し、割当て以上の輸出を禁ずることによつて需給の均衡を図るとともに、輸入国は、原産地証明及び再輸出証明制度の実施、コーヒー取引上の障害除去等の方法により協定の目的達成に協力することを骨子とするものである。この協定に加盟することにより、コーヒーの安定した供給を確保できるのみならず、貿易を通ずる低開発国の援助および一次産品問題についてのわが国の積極的態度を明らかにすることとなるので、妥当な措置と認めた。
二、費用
国際コーヒー機関分担金として、三十一万五千円が昭和三十八年度予算に計上されている。

〔第三十三号参照〕

審査報告書

関税及び貿易に関する一般協定の譲許の追加に関する第十議定書（日本国及びニュー・ジーランド）の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年七月六日

外務委員長　岡崎　真一

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本議定書は、わが国とニュー・ジーランドとの間の関税交渉の結果を収録したもので、わが国はニュー・ジーランドに対し羊肉の譲許を与え、他方ニュー・ジーランドはわが国に対し水産物缶詰等二十九品目の譲許を与えることとなり、両国間の貿易拡大に資するものであるので、妥当な措置と認めた。
二、費用
別に費用を要しない。

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年七月六日

外務委員長　岡崎　真一

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
この条約は、わが国とタイとの間の所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための措置を定めるとともに、船舶及び航空機の運用から生ずる所得、配当、利子、使用料等ならびに教授、留学生、短期旅行者の所得等に対する税の減免につき規定したものである。この条約の締結により、タイとの間の経済、学術、文化の交流が、いつそう促進されるものと期待されるので、妥当な措置と認めた。
二、費用
別に費用を要しない。

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年七月六日

外務委員長　岡崎　真一

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
この条約は、わが国とマラヤとの間の所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための措置を定めるとともに、船舶及び航空機の運用から生ずる所得、配当、使用料等ならびに教授、留学生、短期旅行者の所得に対する税の減免につき規定したものである。この条約の締結により、マラヤとの間の経済、文化の交流がいつそう促進されるものと期待されるので、妥当な措置と認めた。
二、費用
別に費用を要しない。

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年七月六日

大蔵委員長　佐野　廣

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年七月六日

大蔵委員長　佐野　廣

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約を実施するため、タイの居住者が支払を受ける配当、利子、使用料等に対する所得税の税率の特例その他所要の事項を定めようとするもので、適当な措置と認める。
二、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約を実施するため、原産地証明及び再輸出証明制度の実施、コーヒー取引上の障害除去等の方法により協定の目的達成に協力することを骨子とするものである。この協定に加盟することにより、コーヒーの安定した供給を確保できるのみならず、貿易を通ずる低開発国の援助および一次産品問題についてのわが国の積極的態度を明らかにすることとなるので、妥当な措置と認めた。
二、費用
国際コーヒー機関分担金として、三十一万五千円が昭和三十八年度予算に計上されている。

〔第三十三号参照〕

審査報告書

関税及び貿易に関する一般協定の譲許の追加に関する第十議定書（日本国及びニュー・ジーランド）の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年七月六日

外務委員長　岡崎　真一

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本議定書は、わが国とニュー・ジーランドとの間の関税交渉の結果を収録したもので、わが国はニュー・ジーランドに対し羊肉の譲許を与え、他方ニュー・ジーランドはわが国に対し水産物缶詰等

審査報告書

明治三十二年発行の英貨公債を償還する等のため発行する外貨公債に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年七月六日

参議院議長重宗雄三殿　大蔵委員長　佐野　廣

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、明治三十二年発行の英貨公債を償還する等のため発行する連合王国通貨をもつて表示する公債について、「外貨公債の発行に関する法律」に基づき発行する外貨公債の場合と同様に、その利子を非課税とする等所要の措置を講ずるため、「外貨公債の発行に関する法律」の一部を準用しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

老人福祉法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年七月六日

参議院議長重宗雄三殿　社会労働委員長　鈴木　強

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対しその心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もつて老人の福祉を図ろうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の通り附帯決議を行なつた。

二、費用

本法施行に要する経費として約二億六千万円が昭和三十八年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議

本法律案は時宜に適したものであるが、なお、今後その内容を改善すべき面もあるので、政府は左記の事項につき検討の上その実現に努力すべきである。

記

一、老人人口の増加のすう勢並びに家族居住分離の傾向にかんがみ、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び公営住宅等の建設を促進し、老人福祉施設内における諸施設の充実に努めること。

二、老人福祉施設の職員等の処遇の改善につとめ、要員確保に特段の配慮をすること。

三、老人の健康診断については開始年令の引下げ及び回数の増加につき検討し、その徹底をはかると共に、発見された疾病については適切な措置を講じ、老人医療の万全を期すべきである。

右決議する。

審査報告書

国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年七月六日

参議院議長重宗雄三殿　社会労働委員長　鈴木　強

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、福祉年金及び児童扶養手当について、年金額及び手当額を引き上げるとともに、支給要件及び支給制限を緩和することによつて国民年金制度並びに児童扶養手当制度の改善を図ろうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の通り附帯決議を行なつた。

二、費用

本法施行に要する経費として約二十三億円が昭和三十八年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議

政府は国民年金制度の重要性にかんがみ左記事項につき、すみやかに検討すべきである。

一、左の大綱に従つて改善を行なうこと。

1　各年金の年金額を大巾に引き上げることとし、厚生年金の改正との均衡をはかること。

2　老令年金、社会福祉年金の支給開始年令を引き下げること。

3　福祉年金の給付制限を緩和すること。

4　保険料、年金額、給付要件、受給対象等すべての面において社会保障の精神に従つて改善すること。

5　右の実現のため大巾な国庫支出を行なうこと。

二、特に左の事項については可及的すみやかに適切な措置を講ずること。

1　夫婦とも福祉年金をうける場合の減額制度を廃止すること。

2　母子福祉年金、準母子福祉年金については、精神薄弱者を扶養する場合は、二十才に達するまでこれを加算対象とするよう努力すること。

3　内科疾患に基づく障害に対しても障害年金、障害福祉年金を支給すること。

4　福祉年金と他の公的年金との併給の限度額の不均衡を是正すること。

5　拠出年金について物価変動に対応する年金額のスライド規定を設けるよう検討すること。

6　年金受給要件に達しない者の実納保険料がその被保険者のものとして確保されるようにすること。

右決議する。

審査報告書

戦傷病者特別援護法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年七月六日

参議院議長重宗雄三殿　社会労働委員長　鈴木　強

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、戦傷病者について療養の給付等の援護に関する現行法制を統合整備し、戦傷病者に対する援護の措置を明確にしようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の通り附帯決議を行なつた。

二、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

附帯決議

戦傷病者の援護については、本法案により、戦傷病者の地位及びこれらの者に対して国家補償の精神に基づいて援護を行なうものであることが明確にされたが、本法案による援護の内容は、現行諸法律により行なわれている援護を統合したに過ぎず、したがつて今後なお援護の充実を図るべき幾多の問題が残されている。

よつて、政府は、これらの問題の全体について十分検討を加えるとともに、必要な措置をとり、援護の万全を期すべきである。

右決議する。

審査報告書

政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年七月六日

参議院議長重宗雄三殿　社会労働委員長　鈴木　強

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職種別賃金の基礎となる民間建設業賃金の実勢

その他諸般の情勢にかんがみ、政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の規定により、なお効力を有する旧政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律第二条及び第十一条の規定を廃止するものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年七月六日

石炭対策特別委員長　堀　末治

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、石炭鉱業の最近の実情にかんがみ、石炭鉱業の合理化及び安定を図るため㈠石炭鉱業合理化実施計画の一部として整備計画を定めるとともに、これに伴い再就職計画を定めること㈡請負夫の使用を制限すること㈢標準炭価制度に代えて基準炭価制度を設けること㈣石炭鉱業合理化事業団に再建資金の貸付け業務を行なわせること㈤石炭鉱区の調整を広く一般的に行ないうるようにすること等の改正であつて、おおむね妥当な措置であると認める。

二、費用

本法施行に要する費用は当面の措置としては事業団の出資金等で賄う。

審査報告書

電力用炭代金精算株式会社法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年七月六日

石炭対策特別委員長　堀　末治

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、電力用炭の価格の安定及び石炭の流通の合理化に資するため、電力用炭の代金の受渡しに関する事業等を行なう機関として新たに電力用炭代金精算株式会社を設立することとし、その組織、事業の範囲、監督等について定めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため必要な費用として、昭和三十八年度一般会計予算に電力用炭代金精算株式会社出資金一億円が計上されている。

審査報告書

石炭鉱業経理規制臨時措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年七月六日

石炭対策特別委員長　堀　末治

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、石炭鉱業に対する助成措置の効果を充分にあげ、石炭鉱業の適正な事業運営を行なうことを目的とするもので、通商産業大臣は、石炭鉱業合理化事業団ならびに日本開発銀行から多額の資金を借り入れている石炭会社を指定し、指定会社の利益金処分を規制し、事業計画及び資金計画の提出を求め、改善、勧告を行なう等、石炭鉱業の経理の適正化と資金の効率的運用を図るための措置を講じようとするもので妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため特に費用を要しない。

審査報告書

重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年七月六日

石炭対策特別委員長　堀　末治

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の経済事情にかんがみ、現行法の有効期間を昭和四十二年三月三十一日まで延長するとともに、同法の適用対象から除外される小型ボイラーの範囲を拡大しようとするものであつて、おおむね妥当な措置であると認める。

二、費用

特に費用を要しない。

審査報告書

産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年七月六日

石炭対策特別委員長　堀　末治

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、産炭地域内に事業所を有する中小企業者の転業、事業所の移転等に必要な資金の融通を円滑にするため、中小企業信用保険法に特例を設け、産炭地域関係保証については信用保険の通常枠に対し別枠扱いとし、その保険の塡補率の引上げ及び保険料率の引下げを行なうとともに、中小企業者及びその従業員の職業及び生活の安定に資するための措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当なものと認める。

二、費用

この法律施行に当り、本年度は別に費用を要しない。

審査報告書

新住宅市街地開発法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年七月六日

建設委員長　北村　暢

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、現下の住宅用地の需給状況にかんがみ、人口の集中の著しい市街地の周辺の地域における住宅市街地の開発に関し、新住宅市街地開発事業の施行その他必要な事項について規定することにより、健全な住宅市街地の開発及び居住環境の良好な住宅地の大規模な供給を図ろうとするものであつて、おおむね妥当な措置であると認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年七月六日

災害対策特別委員長　辻　武寿

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、建設大臣が道路交通確保五箇年計画に基づいて実施する指定区間内の一級国道についての除雪、防雪又は凍雪害の防止に係る事業費の国の負担割合を三分の二に引き上げ、これに関連して関係規定を整備しようとするも

のであつて、雪害対策として、妥当の措置と認める。

二、費用

本法の施行により、国の負担金は、昭和三十八年度において、約二千万円増加する見込みである。

審査報告書

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年七月六日

災害対策特別委員長　辻　武寿

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、果樹、茶樹及び桑樹の天災による被害の実情にかんがみ、これらの永年性植物の蒙むつた被害が一定割合以上となる農業者を、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の対象となる被害農業者又は特別被害農業者にしようとするものであつて、妥当の措置と認める。

二、費用

本法施行に要する経費は、将来の災害の状況によるため不確定であるが、本年一月及び二月の降雪及び低温による被害にかかる経費は、昭和三十八年度においては約一千万円と見込まれている。

審査報告書

豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年七月六日

災害対策特別委員長　辻　武寿

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、政令で定める豪雪に際して地方公共団体が行なう学校その他政令で定める公共施設の除雪事業費が著しく多額である場合において、特に必要があると認めるときは、国がその費用の二分の一以内を補助することができることとしようとするものであつて、豪雪対策の一つとして、妥当の措置と認める。

二、費用

本法施行に要する経費は、将来の豪雪の状況によるため、不確定である。

審査報告書

昭和三十八年四月から六月までの長雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年七月六日

災害対策特別委員長　辻　武寿

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、本年四月から六月までの長雨による麦等の農作物の被害の状況にかんがみ、当該長雨に適用する天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法について、その対象となる特別被害農業者の範囲を拡大し、かつ、特別被害地域内の特別被害農業者に貸し付けられる資金に据置期間を設けるため特別措置を講じようとするものであつて、妥当の措置と認める。

二、費用

本法施行に要する経費は、昭和三十八年度においては約五千万円と見込まれている。

審査報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年七月六日

逓信委員長　光村　甚助

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は金利政策の弾力的な運用に支障をきたさないようにするため、郵便貯金の利率を政令をもつて定めようとする等のものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

この法律の施行に当り、政府は次の各項の達成に努むべきである。

一、郵便貯金は国民大衆の零細なる貯蓄の集積であることにかんがみ、預金者の保護について万全の措置を講ずること。

二、郵便貯金預金者が不時の金融を必要とする場合に処するための制度を速やかに検討し、預金者の利便を図ること。

三、郵便貯金総額の制限を大幅に引上げること。

右決議する。

審査報告書

関越自動車道建設法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年七月六日

建設委員長　北村　暢

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、首都圏とこれに近接する日本海沿岸地域との交通の迅速化を図り、相互間の産業経済等の関係を一層緊密にし、かつ、関係地域の開発を強力に推進するため、これらの地域を通ずる幹線自動車道として関越自動車道を建設しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

失業保険法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　鈴木　強

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における雇用失業情勢及び社会保障制度の充実強化の要請にかんがみ、失業保険の収支状況をも勘案のうえ、一般失業保険の給付の改善、日雇失業保険制度の改善、受給資格者に対する就職促進措置の充実等を行なうものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の通り附帯決議を行なつた。

二、費用

本法施行に要する経費は、約四十億円であつて、昭和三十八年度失業保険特別会計予算に計上されている。

附帯決議

わが国失業保険制度の現状にかんがみ、その改善充実を図ることは、刻下の急務であるから、政府は、速かに、次の措置を講ずべきである。

一、失業保障制度の確立のため、失業手当制度を含むその体系的整備及び給付内容の改善について検討に着手すること。

一、五人未満事業所に対し、早急に失業保険の適用を図ること。

一、失業保険金の給付制限は、職業選択の自由を犯す恐れがないよう慎重に運用すること。

一、扶養加算については、その金額を一律にするとともに、その増額に努力すること。

一、保険料率の弾力的変更についてはその運営に特に慎重を期すること。

右決議する。

審査報告書

船員保険法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　鈴木　強

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、職務上行方不明になつた被保険者の被扶養者に行方不明手当金を支給するとともに、失業保険金に扶養加算の制度を設けるほか、職業補導中の技能習得に要する費用及び寄宿に要する費用を支給する等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の通り附帯決議を行なつた。

二、費用

本法施行に要する経費として約一億二千万円が昭和三十八年度特別会計予算に計上されている。

附帯決議

政府は、速かに、船員保険について左の事項の実現に努力すべきである。

1　療養給付における、一部負担制度は、船員法との関係、船員労働の特殊性にかんがみ、早急に、その改善を計ること。

2　現行の標準報酬月額五万二千円は、社会保険審議会の附帯決議にらしても、明らかなるがごとく、未だ不十分と認められるので可及的、速かに大巾引上げを計ること。

3　年金部門の改善については、厚生年金制度の改善と併せ、早急に検討すること。

4　扶養加算の単価を一律二十円とし、なお支給の範囲を扶養する両親にまで及ぼすよう、速かに改善をはかること。

5　船員保険法と失業保険法との通算を計るよう、速かに検討すること。

右決議する。

審査報告書

沿岸漁業等振興法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年七月六日

農林水産委員長　櫻井　志郎

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、沿岸漁業等の現状にかんがみ、沿岸漁業等の発展及びその従事者の地位の向上を図るため、沿岸漁業等に関する国の基本的施策の方向を示すとともに、その措置を定めようとするものであつて適当と認める。

二、費用

本法施行に要する費用は、差当り昭和三十八年度一般会計予算の中央漁業調整審議会費三百七万五千円のうちに計上されている。なお、法律案の修正に伴う沿岸漁業等振興審議会に要する経費が昭和三十九年度以降に必要となるが、その額は未定である。

審査報告書

日本国とビルマ連邦との間の経済及び技術協力に関する協定及び千九百五十四年十一月五日にラングーンで署名された日本国とビルマ連邦との間の平和条約第五条1(a)(iii)の規定に基づくビルマ連邦の要求に関する議定書の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年七月六日

外務委員長　岡崎　真一

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、ビルマとの平和条約の規定に基づきビルマ側から提起された賠償再検討の要求に関し、交渉の結果調印を見たもので、現行の賠償の終了する昭和四十年四月から十二年間に、一億四千万ドルに等しいわが国の生産物及び役務からなる無償の経済援助をビルマに供与することを定めたものである。また、議定書により、ビルマは、この協定発効後は平和条約の規定に基づく賠償再検討の要求を提起しないこととなる。この協定及び議定書の締結により、両国間の懸案が最終的に解決され、両国間の友好関係が一段と強化されることが期待されるので、妥当な措置と認めた。

二、費用

本協定の実施に要する経費は、昭和四十年四月から十二年間に総額五百四億円で、最初の十一年は年額四十二億千二百万円を要し、残余の額は十二年目に支払われる。

審査報告書

通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー＝ルクセンブルグ経済同盟との間の協定を改正する議定書及び一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー＝ルクセンブルグ経済同盟との間の貿易関係に関する議定書の締結について承認を求めるの件

右多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年七月六日

外務委員長　岡崎　真一

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

通商協定改正議定書は、ベネルックス三国の対日ガット三十五条援用撤回に伴い、現行通商協定に所要の改正を加えたものであり、また、貿易関係議定書は、両国が正常なガット関係に立つことを確認するとともに、緊急輸入制限措置と、従来の輸入制限の過渡的継続とを取極めたものであり、わが国とベネルックス三国との通商の拡大に資することとなるので、妥当な措置と認めた。

二、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

通商に関する日本国とフランス共和国との間の協定及び関連議定書の締結について承認を求めるの件

右多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年七月六日

外務委員長　岡崎　真一

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

通商協定は、フランスの対日ガット三十五条援用撤回に伴い、わが国とフランスが相互に関税及び輸出入等の最恵国待遇を与え合うことを取極めたものであり、また、貿易関係議定書は、両国が正常なガット関係に立つことを確認するとともに、緊急輸入制限措置と、従来の輸入制限の過渡的継続とを規定したものであり、わが国とフランスとの通商拡大の見地から、妥当な措置と認めた。

二、費用

別に費用を要しない。

調査報告書

国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

右の件については、調査を終らなか

つた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十八年七月六日

内閣委員長　村山　道雄

参議院議長重宗雄三殿

経過の概要

本委員会は、表記の件に関し、第四十三回国会において、行政監察に関する件について行政管理庁当局に対し、宮内庁職員の職務に関する件について宇佐美宮内庁長官に対し質疑を行なつた。

なお各種調査資料の収集等を行なつたのであるが、その対象が広範多岐にわたつており、調査すべき事項が多いため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

国の防衛に関する調査

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十八年七月六日

内閣委員長　村山　道雄

参議院議長重宗雄三殿

経過の概要

本委員会は、表記の件に関し、第四十三回国会において、昭和三十八年度防衛庁関係予算に関する件、ジェット戦闘機F一〇四J及び護衛艦「てるづき」の事故に関する件、半自動防空警戒管制組織に関する件及びジェット戦闘機F一〇四Jの継続生産に関する件について志賀防衛庁長官及び政府委員に対し質疑を行ない、また今次の北陸地方を中心とする雪害に対する自衛隊の災害派遣に関する件について政府委員に対し質疑を行なつた。

なお、各種調査資料の収集等を行なつたのであるが、その対象が広範多岐にわたつており、調査すべき事項が多いため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

地方行政の改革に関する調査

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十八年七月六日

地方行政委員長　石谷　憲男

参議院議長重宗雄三殿

経過の概要

本委員会は、第四十三回国会開会中地方行政の改革に関する調査の一環として、主として左記事項に関し、政府当局に対し質疑を行なう等鋭意調査を進めたが、その対象が広範多岐にわたつているため調査を終了するに至らなかつた。

なお、誘拐事件等刑事警察に関する件については、別紙のとおりの決議を行なつた。

記

一、昭和三十八年度自治省並びに警察庁関係予算並びに提出予定法律案に関する件

二、昭和三十八年度地方財政計画に関する件

三、都市清掃事業改善問題に関する件

四、誘拐事件等刑事警察に関する件

（別紙）

刑事警察に関する決議

最近において、千円札偽造事件、幼児営利誘拐事件、女子高校生殺害事件など悪質または凶悪な犯罪が続発しており、これに対する警察当局の努力にもかかわらず、いずれも未解決で国民に不安と失望の念を与えていることは甚だ遺憾である。

警察当局は、これらの事件について、その全機能を集中して速やかなる解決に努力するとともに、この際、刑事警察の体制の強化と運営に検討を加え、科学的、機動的装備を拡充し、さらに刑事警察官の捜査技術の向上、待遇の改善等により警察機能の充実を期し、今後この種事案の再発を未然に防止し、もつて国民の期待と信頼に応えるよう強く要望する。

調査報告書

検察及び裁判の運営等に関する調査

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十八年七月六日

法務委員長　鳥畠徳次郎

参議院議長重宗雄三殿

経過の概要

本委員会においては、本件調査について第四十三回国会において、まず昭和三十八年度法務省及び裁判所関係予算について説明を聴取したほか、外国人登録及び出入国管理に関する件、立川基地における射殺事件に関する件、都内における幼児営利誘かい事件及び埼玉県下における女子高校生殺害事件に関する件、難民に関する件、地方選挙違反事件に関する件、品川駅構内における国鉄職員の逮捕事件に関する件等について、調査を行なつたが本件調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

国際情勢等に関する調査

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十八年七月六日

外務委員長　岡崎　真一

参議院議長重宗雄三殿

経過の概要

本委員会は、第四十三回国会開会中、日韓問題、米国原子力潜水艦の日本寄港問題、米空軍のF105D戦闘爆撃機の配備問題等について、池田内閣総理大臣、大平外務大臣、志賀防衛庁長官の見解を質すとともに、政府委員、外務省当局に対し質疑を行ない、特に、米国原子力潜水艦の寄港問題については、参考人の意見を聴取する等、鋭意調査を進めて来たが、未だ調査を終了するに至つていない。

調査報告書

租税及び金融等に関する調査

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十八年七月六日

大蔵委員長　佐野　廣

参議院議長重宗雄三殿

経過の概要

本委員会は、第四十三回国会において、最近の金融情勢、金融正常化問題等について政府当局に対し質疑を行ない、中小金融機関の経営問題について参考人より事情を聴取したほか、公庫・公団の役員の給与、退職手当の問題等について調査を行なつたのであるが、その対象が広範多岐にわたつており、調査すべき事項が多いため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

教育、文化及び学術に関する調査

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十八年七月六日

文教委員長　北畠　教真

参議院議長重宗雄三殿

経過の概要

本委員会は、第四十三回国会開会中において、教育、文化及び学術に関する調査を行なつたが、特に、人つくりと文教政策に関する件、高等学校生徒の急増対策に関する件、日本教職員組合の在籍専従に関する件、学問の自由に関する件、I・L・O八十七号条約と関係国内法に関する件、夜間中学の実情に関する件、養護教諭並びに事務職員の充実に関する件、日本育英会の現行制度に関する件、日本学校安全会法第三七条（損害賠償の請求権）の運用に関する件、名城大学の紛争に関する件及び埋蔵文化財の保護に関する件等について、文部省当局に対して質疑を行なつたほか、国立教育研究所及び東京大学附置研究所等の実地調査を行なつた。

しかしながら、これらの調査はいずれも広範多岐にわたるため、未だ結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

社会保障制度に関する調査

右の件については、調査を終らなか

つた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　鈴木　強

参議院議長重宗雄三殿

経過の概要

第四十三回国会においては、本調査の一環として、厚生行政の基本方針、昭和三十八年度厚生省関係予算、農薬による被害、雪害対策、水俣病対策、看護制度の現況、社会保険病院経営の実情、戦没者慰霊祭、児童福祉、日本赤十字社の運営、医療制度、サリドマイド禍及び中性洗剤の毒性、コレラ対策、食品衛生、非行少年、結核予防法の施行状況、医業類似行為等の諸問題について政府当局から説明を聴取し質疑を行なつた。

右の外、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

労働情勢に関する調査

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十八年七月六日

社会労働委員長　鈴木　強

参議院議長重宗雄三殿

経過の概要

第四十三回国会においては、本調査の一環として、労働行政の基本方針、昭和三十八年度労働省関係予算、当面賃金問題及びその行政指導、千葉県庁における土曜半数休暇制の問題、完全雇用に関する問題、政府関係特殊法人等における給与問題、雪害地における労働行政、総合職業訓練等に関する問題、公共企業体等の労働者の賃金問題、林野庁における労働問題、日米賃金共同調査の問題、ＩＬＯ第八十七号条約批准とその関連問題、第四十七回ＩＬＯ総会の予定議題である「使用者の発意による雇用の終了に関する勧告案」に関する問題、最近の雇用情勢及び労働基準行政、並びにじん肺対策などの諸問題について政府当局から説明を聴取し質疑を行なつた。

右の外、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

農林水産政策に関する調査

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十八年七月六日

農林水産委員長　櫻井　志郎

参議院議長重宗雄三殿

経過の概要

本委員会は、第四十三回国会開会中、「農林水産政策に関する調査」に関し、農林水産基本政策、畜産物価格、農地等の固定資税産、麦の被害、生活改善普及員、食肉、農作物の被害等に関する事項について政府当局から説明を聴取し、参考資料を収集する等調査を行なつた。

なお、九州地区に委員を派遣して、長雨による農作物の被害の実情調査を行なつた。

しかしながら、本調査はその対象が広範多岐にわたり、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

産業貿易及び経済計画等に関する調査

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十八年七月六日

商工委員長　赤間　文三

参議院議長重宗雄三殿

経過の概要

当委員会は、第四十三回国会において「産業貿易及び経済計画等に関する調査」について、政府関係者から説明を聴取するとともに質疑を行ない、資料を収集整備する等鋭意調査を進めてきたが、調査の内容が広範多岐にわたつているので結論を得るに至らなかつた。

なお、主な調査項目は次の通りである。

一、昭和三十八年度通商産業省の施策及び予算に関する件

一、昭和三十八年度経済企画庁の施策及び予算に関する件

一、ガスによる爆発及び火災事故に関する件

一、公正取引委員会の業務概況に関する件

一、地盤沈下問題に関する件

一、自由化と金属鉱業に関する件

一、産業と税制に関する件

調査報告書

運輸事情等に関する調査

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十八年七月六日

運輸委員長　金丸　冨夫

参議院議長重宗雄三殿

経過の概要

本委員会は、今期国会開会中において運輸行政の基本政策について検討したほか、主として、海運行政に関する件、自動車行政に関する件、航空に関する件、海上保安に関する件、日本国有鉄道の運営に関する件等について運輸省及び日本国有鉄道当局から説明を聴取し、資料の収集を行なつた。しかしながら本件の対象は広範多岐にわたつているため、未だ調査を終了することが出来なかつた。

調査報告書

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十八年七月六日

通信委員長　光村　甚助

参議院議長重宗雄三殿

経過の概要

本委員会は、第四十三回国会開会中において、郵政事業、電気通信事業、電波監理及び放送等につき鋭意調査を進め、その間北鮮との交信、特定局長の犯罪、電々公社第三次五ケ年計画の要員対策、ＦＭ放送、宇宙通信、オリンピック対策等について質疑を行なつた。また委員派遣を行なつて各地方の実情を調査するとともに資料を収集した。

本件は、その対象がきわめて広範多岐にわたつているため結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

建設事業並びに建設諸計画に関する調査

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十八年七月六日

建設委員長　北村　暢

参議院議長重宗雄三殿

経過の概要

本委員会においては、先ず本年初め裏日本一帯に降つた豪雪による被害状況の調査を行なつたのをはじめ、昭和三十八年度建設省関係予算並びに治水事業及び道路、住宅、都市計画等建設行政の基本政策に関する調査のほか、東京都の上、下水道に関する件、東京都海岸堤防に関する件及び利根川の利水に関する件について、政府及び東京都等関係当局から意見を聴取し、慎重なる調査を行なう等建設事業並びに建設諸計画の各般にわたり鋭意調査を進めたが、本件の調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

予算の執行状況に関する調査

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十八年七月六日
予算委員長　木内　四郎
参議院議長重宗雄三殿

経過の概要
本委員会は、第四十三回国会開会中昭和三十八年度総予算及び昭和三十七年度補正予算を議決した後、表記の件に関する調査を進め、二日間にわたり委員会を開会し総理以下関係各大臣に対し質疑を行ない鋭意調査を進めて来たのであるが、本調査はその対象が極めて広範多岐にわたるため、会期中に調査を終えることができなかつた。

調査報告書
国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。
昭和三十八年七月六日
決算委員長　横川　正市
参議院議長重宗雄三殿

経過の概要
本委員会は、第四十三回国会開会中、表記の件に関し次のとおり調査した。
(一) 日立生コンクリート工場建設に関する件について、政府当局及び参考人に質疑を行なつた後、現地調査を行なつた。
(二) 東海道新幹線の実情調査のため、委員を派遣して、現地調査を行なつた。
しかしながら、表記の件は、その対象範囲が広範多岐にわたるので、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書
科学技術振興対策樹立に関する調査
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。
昭和三十八年七月六日
科学技術振興対策特別委員長　向井　長年
参議院議長重宗雄三殿

経過の概要
本特別委員会は、第四十三回国会開会中において、「科学技術振興対策樹立に関する調査」に関し、科学技術庁長官より、科学技術振興のための基本施策について、その所信を聴取するとともに、昭和三十八年度科学技術庁の施策及び予算に関する件、民間企業の科学技術助成に関する件について、政府関係者の出席を求め、質疑を行なつたほか、科学技術の振興状況、各種の試験研究施設の実地調査を行なつた。また資料を収集整備する等調査を進めてきたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書
オリンピック東京大会準備促進に関する調査
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。
昭和三十八年七月六日
オリンピック準備促進特別委員長　加賀山之雄
参議院議長重宗雄三殿

経過の概要
本委員会は、第四十三回国会開会中において、オリンピック東京大会の資金調達、競技施設の整備、関連道路・街路の整備、通信、報道関係施設の整備、外客の宿泊対策、選手輸送、交通警備対策、選手強化対策及び東京国際スポーツ大会の諸問題等について、総理府、大蔵省、文部省、運輸省、郵政省及び建設省等関係当局並びに東京都、オリンピック東京大会組織委員会、東京オリンピック資金財団、日本体育協会及び日本放送協会等、関係機関に対し質疑を行なつた。
また、都内の競技施設及び神奈川県の相模湖漕艇場の準備状況について現地調査を行なつた。

調査報告書
災害対策樹立に関する調査
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。
昭和三十八年七月六日
災害対策特別委員長　辻　武寿
参議院議長重宗雄三殿

経過の概要
本特別委員会は、第四十三回国会中において雪害対策、地すべり対策、群馬、栃木、埼玉県下の突風及び降ひよう被害対策、長雨による農作物等の被害対策等の事項について参考資料を収集し、政府当局から説明をきく等調査に努めるとともに、豪雪による被害状況、群馬、栃木、埼玉県下の突風及び降ひよう被害状況、長雨による農作物等の被害状況を現地調査する等鋭意調査を進めてきたが、本調査はその対象が広範多岐にわたり、調査を終了するにいたらなかつた。

調査報告書
公職選挙法改正に関する調査
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。
昭和三十八年七月六日
公職選挙法改正に関する特別委員長　青柳　秀夫
参議院議長重宗雄三殿

経過の概要
本委員会は、第四十三回国会開会中において、公職選挙法改正に関する調査の一環として、地方選挙の実施等に関する件並びに昭和三十八年四月に行なわれた地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の執行状況等に関する件について、自治大臣及び政府当局に対し質疑を行なう等鋭意調査を進めてきたが、その性質上慎重なる審議を必要とするため調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書
当面の石炭対策樹立に関する調査
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。
昭和三十八年七月六日
石炭対策特別委員長　堀　末治
参議院議長重宗雄三殿

経過の概要
本委員会においては、第四十三回国会開会中大浜炭鉱の出水災害に関する件について、政府当局から説明を聴取し、質疑を行なう等の調査を行なつた。
右の外、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、未だ結論に到達することができなかつた。

内閣参甲第一六号
昭和三十七年十二月二十七日
内閣総理大臣　池田　勇人
参議院議長重宗雄三殿
国会法第八十一条第二項の規定に基づき、第四十回国会の開会中貴院において採択され、内閣に送付を受けた請願の処理経過を別冊のとおり報告する。

第四十回国会参議院において採択された請願の処理経過
第四十回国会において、参議院で採択され、内閣に送付を受けた請願は、内閣においてこれをそれぞれその請願の関係庁に送付し、関係庁からその処理案を内閣に提出し、これを閣議に附して決定することとした。その結果処理案を決定したものは左記のとおりで、その他は目下調査中である。
右処理ずみのものの処理要領の要点を集録すれば、大体別紙のとおりである。

記

第四十回国会	内閣受理件数	処理案決定件数
	三六件	二九九件

件名	おもな主管庁	請願に対する処理要領
日本菓子に対する沖縄の輸入課税改正等に関する請願（第一五三〇号）	総理府	税率を改正前の二〇％一律にもどすことについては、改正前の税率は菓子類全般につき一律に三〇％であり、したがつて本請願をもつて直ちに折衝を行なうことは適切とは思われない。しかし、今後適当な機会において請願の趣意を琉球列島米国民政府に伝達し、善処方を考慮するよう要望することとしたい。
公共料金等引下げに関する請願（六十二件）（第二〇三〇、二〇三一、二〇七一、二〇三二、二〇七二、二〇七三、二〇七四、二〇七五、二〇七六、二〇七七、二〇七八、二〇九五、二〇九六、二〇九七、二〇九八、二〇九九、二一〇〇、二一〇八、二一〇九、二一一〇、二一一一、二一一二、二一一三、二一一四、二一一五、二一一六、二一一七、二一一八、二一一九、二一二〇、二一二一、二一二二、二一二三、二一二四、二一二五、二一二六、二一二七、二一二八、二一二九、二一三〇、二一三一、二一三二、二一三三、二一三四、二一三五、二一三六、二一三七、二一三八、二一三九、二一四〇、二一四一、二一四二、二一四三、二一四四、二一四五、二一四六、二一四七、二一四八、二一四九、二一五〇、二一五一、二一五二、二一五三、二一五四、二一五五、二一五六、二一五七、二一五八、二一五九、二一六〇、二一六一、二一六二、二一六三、二一六四、二一六五、二一六六、二一六七、二一六八、二一六九、二一七〇、二一七一、二一七二、二一七三、二一七四、二一七五、二一七六、二一七七、二一七八、二一七九、二一八〇、二一八一、二一八二、二一八三、二一八四、二一八五、二一八六、二一八七、二一八八、二一八九、二一九〇、二一九一、二一九二、二一九三、二一九四、二一九五、二一九六、二一九七、二一九八、二一九九、二二〇〇、二二〇一、二二〇二、二二〇三、二二〇四、二二〇五、二二〇六、二二〇七、二二〇八、二二〇九、二二一〇、二二一一、二二一二、二二一三、二二一四、二二一五、二二一六、二二一七、二二一八、二二一九、二二二〇、二二二一、二二二二、二二二三、二二二四、二二二五、二二二六、二二二七、二二二八、二二二九、二二三〇、二二三一、二二三二、二二三三、二二三四、二二三五、二二三六、二二三七、二二三八、二二三九、二二四〇、二二四一、二二四二、二二四三、二二四四、二二四五、二二四六、二二四七、二二四八、二二四九、二二五〇、二二五一、二二五二、二二五三、二二五四、二二五五、二二五六、二二五七、二二五八、二二五九、二二六〇、二二六一、二二六二、二二六三、二二六四、二二六五、二二六六、二二六七、二二六八、二二六九、二二七〇、二二七一、二二七二、二二七三、二二七四、二二七五、二二七六、二二七七、二二七八、二二七九、二二八〇、二二八一、二二八二、二二八三、二二八四、二二八五、二二八六、二二八七、二二八八、二二八九、二二九〇、二二九一、二二九二、二二九三、二二九四、二二九五、二二九六、二二九七、二二九八、二二九九、二三〇〇、二三〇一、二三〇二、二三〇三、二三〇四、二三〇五、二三〇六、二三〇七、二三〇八、二三〇九、二三一〇、二三一一、二三一二、二三一三、二三一四、二三一五、二三一六、二三一七、二三一八、二三一九、二三二〇、二三二一、二三二二、二三二三、二三二四、二三二五、二三二六、二三二七、二三二八、二三二九、二三三〇、二三三一、二三三二、二三三三、二三三四、二三三五、二三三六、二三三七、二三三八、二三三九、二三四〇、二三四一、二三四二、二三四三、二三四四、二三四五、二三四六、二三四七、二三四八、二三四九、二三五〇、二三五一、二三五二、二三五三、二三五四、二三五五、二三五六、二三五七、二三五八、二三五九、二三六〇、二三六一、二三六二、二三六三、二三六四、二三六五、二三六六、二三六七、二三六八、二三六九、二三七〇、二三七一、二三七二、二三七三、二三七四、二三七五、二三七六、二三七七、二三七八、二三七九、二三八〇、二三八一、二三八二、二三八三、二三八四、二三八五、二三八六、二三八七、二三八八、二三八九、二三九〇、二三九一、二三九二、二三九三、二三九四、二三九五、二三九六、二三九七、二三九八、二三九九、二四〇〇、二四〇一、二四〇二、二四〇三、二四〇四、二四〇五、二四〇六、二四〇七、二四〇八、二四〇九、二四一〇、二四一一、二四一二、二四一三、二四一四、二四一五、二四一六、二四一七、二四一八、二四一九、二四二〇、二四二一、二四二二、二四二三、二四二四、二四二五、二四二六、二四二七、二四二八、二四二九、二四三〇、二四三一、二四三二、二四三三、二四三四、二四三五、二四三六、二四三七、二四三八、二四三九、二四四〇、二四四一、二四四二、二四四三、二四四四、二四四五、二四四六、二四四七、二四四八、二四四九、二四五〇、二四五一、二四五二、二四五三、二四五四、二四五五、二四五六、二四五七、二四五八、二四五九、二四六〇、二四六一、二四六二、二四六三、二四六四、二四六五、二四六六、二四六七、二四六八、二四六九、二四七〇、二四七一、二四七二、二四七三、二四七四、二四七五、二四七六、二四七七、二四七八、二四七九、二四八〇、二四八一、二四八二、二四八三、二四八四、二四八五、二四八六、二四八七、二四八八、二四八九、二四九〇、二四九一、二四九二、二四九三、二四九四、二四九五、二四九六、二四九七、二四九八、二四九九、二五〇〇、二五〇一、二五〇二、二五〇三、二五〇四、二五〇五、二五〇六、二五〇七、二五〇八、二五〇九、二五一〇、二五一一、二五一二、二五一三、二五一四、二五一五、二五一六、二五一七、二五一八、二五一九、二五二〇、二五二一、二五二二、二五二三、二五二四、二五二五、二五二六、二五二七、二五二八、二五二九、二五三〇、二五三一、二五三二、二五三三、二五三四、二五三五、二五三六、二五三七、二五三八、二五三九、二五四〇、二五四一、二五四二、二五四三、二五四四、二五四五、二五四六、二五四七、二五四八、二五四九、二五五〇、二五五一、二五五二、二五五三、二五五四、二五五五、二五五六、二五五七、二五五八、二五五九、二五六〇、二五六一、二五六二、二五六三、二五六四、二五六五、二五六六、二五六七、二五六八、二五六九、二五七〇、二五七一、二五七二、二五七三、二五七四、二五七五、二五七六、二五七七、二五七八、二五七九、二五八〇、二五八一、二五八二、二五八三、二五八四、二五八五、二五八六、二五八七、二五八八、二五八九、二五九〇、二五九一、二五九二、二五九三、二五九四、二五九五、二五九六、二五九七、二五九八、二五九九、二六〇〇、二六〇一、二六〇二、二六〇三、二六〇四、二六〇五、二六〇六、二六〇七、二六〇八、二六〇九、二六一〇、二六一一、二六一二、二六一三、二六一四、二六一五、二六一六、二六一七、二六一八、二六一九、二六二〇、二六二一、二六二二、二六二三、二六二四、二六二五、二六二六、二六二七、二六二八、二六二九、二六三〇、二六三一、二六三二、二六三三、二六三四、二六三五、二六三六、二六三七、二六三八、二六三九、二六四〇、二六四一、二六四二、二六四三、二六四四、二六四五、二六四六、二六四七、二六四八、二六四九、二六五〇、二六五一、二六五二、二六五三、二六五四、二六五五、二六五六、二六五七、二六五八、二六五九、二六六〇、二六六一、二六六二、二六六三、二六六四、二六六五、二六六六、二六六七、二六六八、二六六九、二六七〇、二六七一、二六七二、二六七三、二六七四、二六七五、二六七六、二六七七、二六七八、二六七九、二六八〇、二六八一、二六八二、二六八三、二六八四、二六八五、二六八六、二六八七、二六八八、二六八九、二六九〇、二六九一、二六九二、二六九三、二六九四、二六九五、二六九六、二六九七、二六九八、二六九九、二七〇〇、二七〇一、二七〇二、二七〇三、二七〇四、二七〇五、二七〇六、二七〇七、二七〇八、二七〇九、二七一〇、二七一一、二七一二、二七一三、二七一四、二七一五、二七一六、二七一七、二七一八、二七一九、二七二〇、二七二一、二七二二、二七二三、二七二四、二七二五、二七二六、二七二七、二七二八、二七二九、二七三〇、二七三一、二七三二、二七三三、二七三四、二七三五、二七三六、二七三七、二七三八、二七三九、二七四〇、二七四一、二七四二、二七四三、二七四四、二七四五、二七四六、二七四七、二七四八、二七四九、二七五〇、二七五一、二七五二、二七五三、二七五四、二七五五、二七五六、二七五七、二七五八、二七五九、二七六〇、二七六一、二七六二、二七六三、二七六四、二七六五、二七六六、二七六七、二七六八、二七六九、二七七〇、二七七一、二七七二、二七七三、二七七四、二七七五、二七七六、二七七七、二七七八、二七七九、二七八〇、二七八一、二七八二、二七八三、二七八四、二七八五、二七八六、二七八七、二七八八、二七八九、二七九〇、二七九一、二七九二、二七九三、二七九四、二七九五、二七九六、二七九七、二七九八、二七九九、二八〇〇、二八〇一、二八〇二、二八〇三、二八〇四、二八〇五、二八〇六、二八〇七、二八〇八、二八〇九、二八一〇、二八一一、二八一二、二八一三、二八一四、二八一五、二八一六、二八一七、二八一八、二八一九、二八二〇、二八二一、二八二二、二八二三、二八二四、二八二五、二八二六、二八二七、二八二八、二八二九、二八三〇、二八三一、二八三二、二八三三、二八三四、二八三五、二八三六、二八三七、二八三八、二八三九、二八四〇、二八四一、二八四二、二八四三、二八四四、二八四五、二八四六、二八四七、二八四八、二八四九、二八五〇、二八五一、二八五二、二八五三、二八五四、二八五五、二八五六、二八五七、二八五八、二八五九、二八六〇、二八六一、二八六二、二八六三、二八六四、二八六五、二八六六、二八六七、二八六八、二八六九、二八七〇、二八七一、二八七二、二八七三、二八七四、二八七五、二八七六、二八七七、二八七八、二八七九、二八八〇、二八八一、二八八二、二八八三、二八八四、二八八五、二八八六、二八八七、二八八八、二八八九、二八九〇、二八九一、二八九二、二八九三、二八九四、二八九五、二八九六、二八九七、二八九八、二八九九、二九〇〇、二九〇一、二九〇二、二九〇三、二九〇四、二九〇五、二九〇六、二九〇七、二九〇八、二九〇九、二九一〇、二九一一、二九一二、二九一三、二九一四、二九一五、二九一六、二九一七、二九一八、二九一九、二九二〇、二九二一、二九二二、二九二三、二九二四、二九二五、二九二六、二九二七、二九二八、二九二九、二九三〇、二九三一、二九三二、二九三三、二九三四、二九三五、二九三六、二九三七、二九三八、二九三九、二九四〇、二九四一、二九四二、二九四三、二九四四、二九四五、二九四六、二九四七、二九四八、二九四九、二九五〇、二九五一、二九五二、二九五三、二九五四、二九五五、二九五六、二九五七、二九五八、二九五九、二九六〇、二九六一、二九六二、二九六三、二九六四、二九六五、二九六六、二九六七、二九六八、二九六九、二九七〇、二九七一、二九七二、二九七三、二九七四、二九七五、二九七六、二九七七、二九七八、二九七九、二九八〇、二九八一、二九八二、二九八三、二九八四、二九八五、二九八六、二九八七、二九八八、二九八九、二九九〇、二九九一、二九九二、二九九三、二九九四、二九九五、二九九六、二九九七、二九九八、二九九九、三〇〇〇、三〇〇一、三〇〇二、三〇〇三、三〇〇四、三〇〇五、三〇〇六、三〇〇七、三〇〇八、三〇〇九、三〇一〇、三〇一一、三〇一二、三〇一三、三〇一四、三〇一五、三〇一六、三〇一七、三〇一八、三〇一九、三〇二〇、三〇二一、三〇二二、三〇二三、三〇二四、三〇二五、三〇二六、三〇二七、三〇二八、三〇二九、三〇三〇、三〇三一、三〇三二、三〇三三、三〇三四、三〇三五、三〇三六、三〇三七、三〇三八、三〇三九、三〇四〇、三〇四一、三〇四二、三〇四三、三〇四四、三〇四五、三〇四六、三〇四七、三〇四八、三〇四九、三〇五〇、三〇五一、三〇五二、三〇五三、三〇五四、三〇五五、三〇五六、三〇五七、三〇五八、三〇五九、三〇六〇、三〇六一、三〇六二、三〇六三、三〇六四、三〇六五、三〇六六、三〇六七、三〇六八、三〇六九、三〇七〇、三〇七一、三〇七二、三〇七三、三〇七四、三〇七五、三〇七六、三〇七七、三〇七八、三〇七九、三〇八〇、三〇八一、三〇八二、三〇八三、三〇八四、三〇八五、三〇八六、三〇八七、三〇八八、三〇八九、三〇九〇、三〇九一、三〇九二、三〇九三、三〇九四、三〇九五、三〇九六、三〇九七、三〇九八、三〇九九、三一〇〇、三一〇一、三一〇二、三一〇三、三一〇四、三一〇五、三一〇六、三一〇七、三一〇八、三一〇九、三一一〇、三一一一、三一一二、三一一三、三一一四、三一一五、三一一六、三一一七、三一一八、三一一九、三一二〇、三一二一、三一二二、三一二三、三一二四、三一二五、三一二六、三一二七、三一二八、三一二九、三一三〇、三一三一、三一三二、三一三三、三一三四、三一三五、三一三六、三一三七、三一三八、三一三九、三一四〇、三一四一、三一四二、三一四三、三一四四、三一四五、三一四六、三一四七、三一四八、三一四九、三一五〇、三一五一、三一五二、三一五三、三一五四、三一五五、三一五六、三一五七、三一五八、三一五九、三一六〇、三一六一、三一六二、三一六三、三一六四、三一六五、三一六六、三一六七、三一六八、三一六九、三一七〇、三一七一、三一七二、三一七三、三一七四、三一七五、三一七六、三一七七、三一七八、三一七九、三一八〇、三一八一、三一八二、三一八三、三一八四、三一八五、三一八六、三一八七、三一八八、三一八九、三一九〇、三一九一、三一九二、三一九三、三一九四、三一九五、三一九六、三一九七、三一九八、三一九九、三二〇〇、三二〇一、三二〇二、三二〇三、三二〇四、三二〇五、三二〇六、三二〇七、三二〇八、三二〇九、三二一〇、三二一一、三二一二、三二一三、三二一四、三二一五、三二一六、三二一七、三二一八、三二一九、三二二〇、三二二一、三二二二、三二二三、三二二四、三二二五、三二二六、三二二七、三二二八、三二二九、三二三〇、三二三一、三二三二、三二三三、三二三四、三二三五、三二三六、三二三七、三二三八、三二三九、三二四〇、三二四一、三二四二、三二四三、三二四四、三二四五、三二四六、三二四七、三二四八、三二四九、三二五〇、三二五一、三二五二、三二五三、三二五四、三二五五、三二五六、三二五七、三二五八、三二五九、三二六〇、三二六一、三二六二、三二六三、三二六四、三二六五、三二六六、三二六七、三二六八、三二六九、三二七〇、三二七一、三二七二、三二七三、三二七四、三二七五、三二七六、三二七七、三二七八、三二七九、三二八〇、三二八一、三二八二、三二八三、三二八四、三二八五、三二八六、三二八七、三二八八、三二八九、三二九〇、三二九一、三二九二、三二九三、三二九四、三二九五、三二九六、三二九七、三二九八、三二九九、三三〇〇、三三〇一、三三〇二、三三〇三、三三〇四、三三〇五、三三〇六、三三〇七、三三〇八、三三〇九、三三一〇、三三一一、三三一二、三三一三、三三一四、三三一五、三三一六、三三一七、三三一八、三三一九、三三二〇、三三二一、三三二二、三三二三、三三二四、三三二五、三三二六、三三二七、三三二八、三三二九、三三三〇、三三三一、三三三二、三三三三、三三三四、三三三五、三三三六、三三三七、三三三八、三三三九、三三四〇、三三四一、三三四二、三三四三、三三四四、三三四五、三三四六、三三四七、三三四八、三三四九、三三五〇、三三五一、三三五二、三三五三、三三五四、三三五五、三三五六、三三五七、三三五八、三三五九、三三六〇、三三六一、三三六二、三三六三、三三六四、三三六五、三三六六、三三六七、三三六八、三三六九、三三七〇、三三七一、三三七二、三三七三、三三七四、三三七五、三三七六、三三七七、三三七八、三三七九、三三八〇、三三八一、三三八二、三三八三、三三八四、三三八五、三三八六、三三八七、三三八八、三三八九、三三九〇、三三九一、三三九二、三三九三、三三九四、三三九五、三三九六、三三九七、三三九八、三三九九、三四〇〇、三四〇一、三四〇二、三四〇三、三四〇四、三四〇五、三四〇六、三四〇七、三四〇八、三四〇九、三四一〇、三四一一、三四一二、三四一三、三四一四、三四一五、三四一六、三四一七、三四一八、三四一九、三四二〇、三四二一、三四二二、三四二三、三四二四、三四二五、三四二六、三四二七、三四二八、三四二九、三四三〇、三四三一、三四三二、三四三三、三四三四、三四三五、三四三六、三四三七、三四三八、三四三九、三四四〇、三四四一、三四四二、三四四三、三四四四、三四四五、三四四六、三四四七、三四四八、三四四九、三四五〇、三四五一、三四五二、三四五三、三四五四、三四五五、三四五六、三四五七、三四五八、三四五九、三四六〇、三四六一、三四六二、三四六三、三四六四、三四六五、三四六六、三四六七、三四六八、三四六九、三四七〇、三四七一、三四七二、三四七三、三四七四、三四七五、三四七六、三四七七、三四七八、三四七九、三四八〇、三四八一、三四八二、三四八三、三四八四、三四八五、三四八六、三四八七、三四八八、三四八九、三四九〇、三四九一、三四九二、三四九三、三四九四、三四九五、三四九六、三四九七、三四九八、三四九九、三五〇〇、三五〇一、三五〇二、三五〇三、三五〇四、三五〇五、三五〇六、三五〇七、三五〇八、三五〇九、三五一〇、三五一一、三五一二、三五一三、三五一四、三五一五、三五一六、三五一七、三五一八、三五一九、三五二〇、三五二一、三五二二、三五二三、三五二四、三五二五、三五二六、三五二七、三五二八、三五二九、三五三〇、三五三一、三五三二、三五三三、三五三四、三五三五、三五三六、三五三七、三五三八、三五三九、三五四〇、三五四一、三五四二、三五四三、三五四四、三五四五、三五四六、三五四七、三五四八、三五四九、三五五〇号）	同	一、昭和三十六年度以降、米ソの核実験再開に対処し、放射能測定調査の一層の強化を図り、また、放射能対策本部において、その結果は内閣に設置された放射能対策本部において、毎月統一して発表を行なつている。 二、警戒線量を設定することは、放射線審議会に諮問した結果理論的には適当でないということであつたが、放射能対策本部が作成した放射能対策暫定指標を行政上の指針とすることはさしつかえないことであつたので、これにより適切な対策を行なうこととしている。 三、放射能対策暫定指標に基づき飲料水等に対する行政措置を定めるとともに、国立試験研究機関等において各種対策研究の推進を図つている。 なお、昭和三十七年度において天水飲用世帯に対し、放射性降下物除去のためのろか装置を配布する措置を講じた。 国家公務員の給与は、人事院の勧告に基づいて改定することを建前としており、昭和三十七年も八月の人事院勧告に基づいて給与改善を行なうこととしている。 なお、ILO第八十七号条約については、これを批准するとともに、関係国内法の整備をはかる必要があると考える。
放射能対策に関する請願（第三七六号）	同	右に同じ。
国家公務員の賃金引上げ等に関する請願（第一二五〇号）	同	国家公務員の給与は、人事院の勧告に基づいて改定することを建前としており、昭和三十七年も八月の人事院勧告に基づいて給与改善を行なうこととしている。 昭和三十六年十二月に行なわれた人事院勧告に基づき、現在三段階に区分して支給されている暫定手当の一段階分を三箇年計画をもつて本俸に繰り入れることとしている。
公務員の賃金引上げ等に関する請願（一件）（第三三八六、三五五二号）	同	右に同じ。
国立大学教官の待遇改善に関する請願（第三五五五号）	同	国家公務員の給与は人事院の勧告に基づいて改定することを建前としており、昭和三十七年も八月の人事院勧告に基づいて給与改善を行なうこととしている。 昭和三十六年十二月に行なわれた人事院勧告に基づき、現在三段階に区分して支給されている暫定手当の一段階分を三箇年計画をもつて本俸に繰り入れることとしている。
福岡県粕屋郡内の公務員暫定手当地域指定に関する請願（第九九八号）	同	右に同じ。
暫定手当の本俸繰入れに関する請願（三件）（第一二〇二、一四三三、一五二二号）	同	右に同じ。
暫定手当の本俸繰入れ促進等に関する請願（二件）（第二四〇九、二五〇七号）	同	右に同じ。
新潟県浦川原村旧下保倉村地区の寒冷手当引上げに関する請願（第九九七号）	同	寒冷地手当の支給割合および支給地域区分の改正については、人事院の調査研究をまちたい。 なお、寒冷地手当の支給地域区分の勧告に基づいて慎重に検討したい。 昭和三十七年八月の人事院勧告に基づき、国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当支給規程の一部を改正する政令（昭和三十七年総理府令第四十三号）の制定によりその一部是正が行なわれ、新潟県東頸城郡浦川原村、山形県西村山郡河北町については、請願の目的が達せられた。
寒冷地手当支給率改定に関する請願（第一五三六号）	同	右に同じ。
山形県庄内地区の寒冷地手当級地引上げ等に関する請願（第一五三七、一五八四号）	同	右に同じ。
山形県河北町溝延、西里両地区の寒冷地手当級地引上げに関する請願（第一六九八号）	同	右に同じ。
福島県船引町等の寒冷地手当級地引上げに関する請願（二件）（第一八〇二、一八〇三号）	同	右に同じ。
福島県会津坂下町の寒冷地手当級地引上げに関する請願（第二一六七号）	同	右に同じ。
福島県大越町牧野、栗出両地区の寒冷地手当級地引上げに関する請願（第二一六八号）	同	右に同じ。
福島県飯坂町の寒冷地手当級	同	右に同じ。

地引上げに関する請願（第二一六九号）	同	右に同じ。	
福島県平田村の寒冷地手当級地引上げに関する請願（第二一七〇号）	同	右に同じ。	
福島県熱海町の寒冷地手当級地引上げに関する請願（第二一七一号）	同	右に同じ。	
栃木県内市町村の寒冷地手当級地指定等に関する請願（二件）（第二一八二、二二一〇号）	同	右に同じ。	
福島県本郷町の寒冷地手当級地引上げに関する請願（第二一九九号）	同	右に同じ。	
福島県の寒冷地手当級地引上げ等に関する請願（第二二八二号）	同	右に同じ。	
寒冷地手当支給率改正等に関する請願（第三〇八四号）	同	右に同じ。	
山形県寒河江市旧寒河江町等の寒冷地手当級地引上げに関する請願（第三二三四号）	同	右に同じ。	
建設省立山砂防工事従事職員に別居手当支給の請願（第三四六八号）	同	人事院の調査研究をまつて処理したい。	
福岡県大野町田屋部落の米ジエット機爆音被害救済に関する請願（第四〇八号）	同	一、板付飛行場南側の農耕阻害補償については、これまで田屋部落はその補償対象地域外となつていたが、昭和三十七年度においては、実情にかんがみ、補償措置を講じたい。 二、ジエット機の騒音が人体におよぼす影響等については、昭和三十六年度より福岡市に調査を委託し、九州大学医学部の指導をえて板付飛行場の周辺において調査を実施し、統中であり、田屋部落についてもこの結果をまつてその対策について検討したい。	
社会福祉施設に対し「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」適用等の請願（第三一三号）	同	最近騒音被害を受けている公民館、保育所、保健所等の公共施設についても防音工事実施の強い要望に接しているので、日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律施行令の改正について検討中である。	
米軍水戸対地射爆撃場返還に関する請願（二件）（第五六三、一七二六号）	同	水戸対地射爆撃場の返還については、しばしば米側に要望してきたが、本射撃場は米軍にとつて必要欠くべからざる演習場であるので、代替施設が提供されなければこれを返還することはできない旨米側は言明しているので、目下代替地を調査中である。 事故防止については、たびたび厳重に申入れを行なつており、これに対し米側は航空機の射撃管制装置に改造を加えて、事故防止に	傷病者の増加恩給等是正に関する請願（十七件）（第二五、二六、九四、九五、一八〇、一八一、一八二、二〇三、二七〇、三〇八、三二四、三四九、三五〇、四四七、五八五、六七四、三六〇二号）
恩給引上げ等に関する請願（十五件）（第三九六、七九九、八三八、八九二、一〇六九、一一九四、一三七七、一二一一、一八一二、一九四九、二二三一、二二五八、二二六五、二三七九、二	同	努めているとともに、また、区域外への模擬弾投下事故を防止するため陸上標的に対する高空よりの爆撃訓練を取り止め、かかる訓練は海岸より約千五百メートル沖合にある海上標的に対してのみ行なうこととした。更に米側は、海上標的を海岸より約二千七百メートル沖合に移動したい旨要望しているので、目下地元関係者に意見を照会中である。 一、増加恩給については、公務員の給与水準、一般物価の上昇度等を考慮し、すでに恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第百一号）により同年十月から第一項症の年額を二十三万三千円に増額する措置がとられているので、この措置がとられて間もない現在さらに請願のように措置することは諸般の事情から適当でない。 二、戦後における傷病恩給の間差について重傷病者をとくに遇するという考え方からぬかれており、かつ、臨時恩給等調査会の報告においてもさらにこの精神を徹底させるべきであるとしていること、また、恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第百十四号）により前記精神をそこなわない限度で請願の趣旨に沿うべく間差是正の措置を講じていること等から考えて、さらにこの問題について要望のように旧法への完全復元の措置を講ずることは適当でない。 三、退職後に出生した子女加給の額を退職当時からの家族の加給額と全く同様に取扱うことについては、国家財政その他の事情を考慮して慎重に措置する要があるものと考える。また、傷病年金受給者に対し家族加給を認めることについては、傷病者に対する給付は、一般的保障制度においても一時金であるばかりでなく、また、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）による改正前の法律によつて家族加給を含む傷病年金受給者たる文官についても、既得権を害さないほう限り、埋没せいぜい立法措置を講じ、ほとんど加給が埋没するようにしてしまつた現在、請願のように措置することは困難である。 四、恩給法別表第一号表ノ二および三の傷病の程度に関する規定（大正十二年法律第百八十八号）制定の経緯およびその後の経過等からして不適当な点があると断定するに足る根拠に乏しいのみならず一部を改めることによつて、傷病恩給の内部において新たな不均衡を生ずるおそれがあるので、にわかに請願の趣旨に賛成しがたい。 一、恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第百十四号）の制定により、請願の趣旨は達せられた。 二、在職公務員の給与は、現在公務に従事しているという事実を前提として、現に生産に寄与している一般勤労者に対する処遇と	

二四一〇、三五五六号）

の均衡を考慮して改善されるものであるから、退職後の公務員または遺族について、この種の改善を直ちに全面的に反映せしめるべきであるという意見には、にわかに賛成しがたい。

三、昭和二十三年七月一日前の旧文官とその後の新文官の受ける恩給年額に不均衡がないよう特別の措置をしたが、かかる問題の生ずる余地のない旧軍人につい て、全く同様に措置することは困難である。

四、昭和二十八年軍人恩給再出発に際して加算年は原則として文武官ともこれを認めないこととし、既得権ないし既得の地位を尊重するという限度で例外的にこれを認めたものの、それが恩給金額の面にまで完全に反映することをさけるとの方針に変更したのであるから、これに逆行して請願のように措置することは、国家財政および国民感情の動向等に照らし困難である。

五、恩給法別表第一号表ノ二および三の傷病の程度に関する規定は、恩給法（大正十二年法律第百五号附則第二十八号）制定の際の経緯および病の法律第四十八号）制定の際の経緯からして不適当な点があるとの後の経過等からして不適当な点があるとの後の経過等から根拠に乏しいのみならず一部を改定するに足る根拠に乏しいのみならず一部断定することによつて、傷病恩給の内部一部において新たな不均衡を生ずるおそれがあるので、にわかに請願の趣旨に賛成しがたい。

六、昭和二十八年法律第百十五号附則第二十二条第一項ただし書の規定により給される一時金たる傷病賜金は、いわば打切補償的の性格を有するものであるから、同条に規定する症状の変化に応じて請願のように措置することは、その本旨に反することとなり適当でない。

七、恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第百十四号）の制定により、請願の趣旨は達せられた。

八、退職当時から家族の加給額と全く同様に取扱うこの家族の加給額を退職後に出生した子女の加給額を退職後に出生した子女の加給額を退職後に出生した子女

元南満州鉄道職員の恩給に関する請願（第三〇九一号）

同

元南満州鉄道の職員に関する恩給法等の特例制定に関する請願（二十一件）（第一四三二、一五八五、一九三三、一七三六、一八九三、一〇六八、一二五三、二三六一、二五四二、二六〇七、二二六六、三二一三、三三八七号）

同

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願（第百五十三件）（第一、二、三、四、五、二〇、二一、二二、二三、二四、三九、四七、五二、五三、五四、五五、五六、九〇、九一、九八、九九、一〇〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇、一〇一、一〇二、一〇三、一〇四、一〇五、一〇六、一〇七、一〇八、一〇九、一一〇、一一一、一一二、一一三、一一四、一一五、一一六、一一七、一一八、一一九、一二〇、一二一、一二二、一二三、一二四、一二五、一二六、一二七、一二八、一二九、一三〇、一三一、一三二、一三三、一三四、一三五、一三六、一三七、一三八、一三九、一四〇、一四一、一四二、一四三、一四四、一四五、一四六、一四七、一四八、一四九、一五〇、一五一、一五二、一五三、一五四、一五五、一五六、一五七、一五八、一五九、一六〇、一六一、一六二、一六三、一六四、一六五、一六六、一六七、一六八、一六九、一七〇、一七一、一七二、一七三、一七四、一七五、一七六、一七七、一七八、一七九、一八〇、一八一、一八二、一八三、一八四、一八五、一八六、一八七、一八八、一八九、一九〇、一九一、一九二、一九三、一九四、一九五、一九六、一九七、一九八、一九九、二〇〇、二〇一、二〇二、二〇三、二〇四、二〇五、二〇六、二〇七、二〇八、二〇九、二一〇、二一一、二一二、二一三、二一四、二一五、二一六、二一七、二一八、二一九、二二〇、二二一、二二二、二二三、二二四、二二五、二二六、二二七、二二八、二二九、二三〇、二三一、二三二、二三三、二三四、二三五、二三六、二三七、二三八、二三九、二四〇、二四一、二四二、二四三、二四四、二四五、二四六、二四七、二四八、二四九、二五〇、二五一、二五二、二五三、二五四、二五五、二五六、二五七、二五八、二五九、二六〇、二六一、二六二、二六三、二六四、二六五、二六六、二六七、二六八、二六九、二七〇、二七一、二七二、二七三、二七四、二七五、二七六、二七七、二七八、二七九、二八〇、二八一、二八二、二八三、二八四、二八五、二八六、二八七、二八八、二八九、二九〇、二九一、二九二、二九三、二九四、二九五、二九六、二九七、二九八、二九九、三〇〇、三〇一、三〇二、三〇三、三〇四、三〇五、三〇六、三〇七、三〇八、三〇九、三一〇、三一一、三一二、三一三、三一四、三一五、三一六、三一七、三一八、三一九、三二〇、三二一、三二二、三二三、三二四、三二五、三二六、三二七、三二八、三二九、三三〇、三三一、三三二、三三三、三三四、三三五、三三六、三三七、三三八、三三九、三四〇、三四一、三四二、三四三、三四四、三四五、三四六、三四七、三四八、三四九、三五〇、三五一、三五二、三五三、三五四、三五五、三五六、三五七、三五八、三五九、三六〇、三六一、三六二、三六三、三六四、三六五、三六六、三六七、三六八、三六九、三七〇、三七一、三七二、三七三、三七四、三七五、三七六、三七七、三七八、三七九、三八〇、三八一、三八二、三八三、三八四、三八五、三八六、三八七、三八八、三八九、三九〇、三九一、三九二、三九三、三九四、三九五、三九六、三九七、三九八、三九九、四〇〇、四〇一、四〇二、四〇三、四〇四、四〇五、四〇六、四〇七、四〇八、四〇九、四一〇、四一一、四一二、四一三、四一四、四一五、四一六、四一七、四一八、四一九、四二〇、四二一、四二二、四二三、四二四、四二五、四二六、四二七、四二八、四二九、四三〇、四三一、四三二、四三三、四三四、四三五、四三六、四三七、四三八、四三九、四四〇、四四一、四四二、四四三、四四四、四四五、四四六、四四七、四四八、四四九、四五〇、四五一、四五二、四五三、四五四、四五五、四五六、四五七、四五八、四五九、四六〇、四六一、四六二、四六三、四六四、四六五、四六六、四六七、四六八、四六九、四七〇、四七一、四七二、四七三、四七四、四七五、四七六、四七七、四七八、四七九、四八〇、四八一、四八二、四八三、四八四、四八五、四八六、四八七、四八八、四八九、四九〇、四九一、四九二、四九三、四九四、四九五、四九六、四九七、四九八、四九九、五〇〇、五〇一、五〇二、五〇三、五〇四、五〇五、五〇六、五〇七、五〇八、五〇九、五一〇、五一一、五一二、五一三、五一四、五一五、五一六、五一七、五一八、五一九、五二〇、五二一、五二二、五二三、五二四、五二五、五二六、五二七、五二八、五二九、五三〇、五三一、五三二、五三三、五三四、五三五、五三六、五三七、五三八、五三九、五四〇、五四一、五四二、五四三、五四四、五四五、五四六、五四七、五四八、五四九、五五〇、五五一、五五二、五五三、五五四、五五五、五五六、五五七、五五八、五五九、五六〇、五六一、五六二、五六三、五六四、五六五、五六六、五六七、五六八、五六九、五七〇、五七一、五七二、五七三、五七四、五七五、五七六、五七七、五七八、五七九、五八〇、五八一、五八二、五八三、五八四、五八五、五八六、五八七、五八八、五八九、五九〇、五九一、五九二、五九三、五九四、五九五、五九六、五九七、五九八、五九九、六〇〇、六〇一、六〇二、六〇三、六〇四、六〇五、六〇六、六〇七、六〇八、六〇九、六一〇、六一一、六一二、六一三、六一四、六一五、六一六、六一七、六一八、六一九、六二〇、六二一、六二二、六二三、六二四、六二五、六二六、六二七、六二八、六二九、六三〇、六三一、六三二、六三三、六三四、六三五、六三六、六三七、六三八、六三九、六四〇、六四一、六四二、六四三、六四四、六四五、六四六、六四七、六四八、六四九、六五〇、六五一、六五二、六五三、六五四、六五五、六五六、六五七、六五八、六五九、六六〇、六六一、六六二、六六三、六六四、六六五、六六六、六六七、六六八、六六九、六七〇、六七一、六七二、六七三、六七四、六七五、六七六、六七七、六七八、六七九、六八〇、六八一、六八二、六八三、六八四、六八五、六八六、六八七、六八八、六八九、六九〇、六九一、六九二、六九三、六九四、六九五、六九六、六九七、六九八、六九九、七〇〇、七〇一、七〇二、七〇三、七〇四、七〇五、七〇六、七〇七、七〇八、七〇九、七一〇、七一一、七一二、七一三、七一四、七一五、七一六、七一七、七一八、七一九、七二〇、七二一、七二二、七二三、七二四、七二五、七二六、七二七、七二八、七二九、七三〇、七三一、七三二、七三三、七三四、七三五、七三六、七三七、七三八、七三九、七四〇、七四一、七四二、七四三、七四四、七四五、七四六、七四七、七四八、七四九、七五〇、七五一、七五二、七五三、七五四、七五五、七五六、七五七、七五八、七五九、七六〇、七六一、七六二、七六三、七六四、七六五、七六六、七六七、七六八、七六九、七七〇、七七一、七七二、七七三、七七四、七七五、七七六、七七七、七七八、七七九、七八〇、七八一、七八二、七八三、七八四、七八五、七八六、七八七、七八八、七八九、七九〇、七九一、七九二、七九三、七九四、七九五、七九六、七九七、七九八、七九九、八〇〇、八〇一、八〇二、八〇三、八〇四、八〇五、八〇六、八〇七、八〇八、八〇九、八一〇、八一一、八一二、八一三、八一四、八一五、八一六、八一七、八一八、八一九、八二〇、八二一、八二二、八二三、八二四、八二五、八二六、八二七、八二八、八二九、八三〇、八三一、八三二、八三三、八三四、八三五、八三六、八三七、八三八、八三九、八四〇、八四一、八四二、八四三、八四四、八四五、八四六、八四七、八四八、八四九、八五〇、八五一、八五二、八五三、八五四、八五五、八五六、八五七、八五八、八五九、八六〇、八六一、八六二、八六三、八六四、八六五、八六六、八六七、八六八、八六九、八七〇、八七一、八七二、八七三、八七四、八七五、八七六、八七七、八七八、八七九、八八〇、八八一、八八二、八八三、八八四、八八五、八八六、八八七、八八八、八八九、八九〇、八九一、八九二、八九三、八九四、八九五、八九六、八九七、八九八、八九九、九〇〇、九〇一、九〇二、九〇三、九〇四、九〇五、九〇六、九〇七、九〇八、九〇九、九一〇、九一一、九一二、九一三、九一四、九一五、九一六、九一七、九一八、九一九、九二〇、九二一、九二二、九二三、九二四、九二五、九二六、九二七、九二八、九二九、九三〇、九三一、九三二、九三三、九三四、九三五、九三六、九三七、九三八、九三九、九四〇、九四一、九四二、九四三、九四四、九四五、九四六、九四七、九四八、九四九、九五〇、九五一、九五二、九五三、九五四、九五五、九五六、九五七、九五八、九五九、九六〇、九六一、九六二、九六三、九六四、九六五、九六六、九六七、九六八、九六九、九七〇、九七一、九七二、九七三、九七四、九七五、九七六、九七七、九七八、九七九、九八〇、九八一、九八二、九八三、九八四、九八五、九八六、九八七、九八八、九八九、九九〇、九九一、九九二、九九三、九九四、九九五、九九六、九九七、九九八、九九九、一〇〇〇、一〇〇一、一〇〇二、一〇〇三、一〇〇四、一〇〇五、一〇〇六、一〇〇七、一〇〇八、一〇〇九、一〇一〇、一〇一一、一〇一二、一〇一三、一〇一四、一〇一五、一〇一六、一〇一七、一〇一八、一〇一九、一〇二〇、一〇二一、一〇二二、一〇二三、一〇二四、一〇二五、一〇二六、一〇二七、一〇二八、一〇二九、一〇三〇、一〇三一、一〇三二、一〇三三、一〇三四、一〇三五、一〇三六、一〇三七、一〇三八、一〇三九、一〇四〇、一〇四一、一〇四二、一〇四三、一〇四四、一〇四五、一〇四六、一〇四七、一〇四八、一〇四九、一〇五〇、一〇五一、一〇五二、一〇五三、一〇五四、一〇五五、一〇五六、一〇五七、一〇五八、一〇五九、一〇六〇、一〇六一、一〇六二、一〇六三、一〇六四、一〇六五、一〇六六、一〇六七、一〇六八、一〇六九、一〇七〇、一〇七一、一〇七二、一〇七三、一〇七四、一〇七五、一〇七六、一〇七七、一〇七八、一〇七九、一〇八〇、一〇八一、一〇八二、一〇八三、一〇八四、一〇八五、一〇八六、一〇八七、一〇八八、一〇八九、一〇九〇、一〇九一、一〇九二、一〇九三、一〇九四、一〇九五、一〇九六、一〇九七、一〇九八、一〇九九、一一〇〇、一一〇一、一一〇二、一一〇三、一一〇四、一一〇五、一一〇六、一一〇七、一一〇八、一一〇九、一一一〇、一一一一、一一一二、一一一三、一一一四、一一一五、一一一六、一一一七、一一一八、一一一九、一一二〇、一一二一、一一二二、一一二三、一一二四、一一二五、一一二六、一一二七、一一二八、一一二九、一一三〇、一一三一、一一三二、一一三三、一一三四、一一三五、一一三六、一一三七、一一三八、一一三九、一一四〇、一一四一、一一四二、一一四三、一一四四、一一四五、一一四六、一一四七、一一四八、一一四九、一一五〇、一一五一、一一五二、一一五三、一一五四、一一五五、一一五六、一一五七、一一五八、一一五九、一一六〇、一一六一、一一六二、一一六三、一一六四、一一六五、一一六六、一一六七、一一六八、一一六九、一一七〇、一一七一、一一七二、一一七三、一一七四、一一七五、一一七六、一一七七、一一七八、一一七九、一一八〇、一一八一、一一八二、一一八三、一一八四、一一八五、一一八六、一一八七、一一八八、一一八九、一一九〇、一一九一、一一九二、一一九三、一一九四、一一九五、一一九六、一一九七、一一九八、一一九九、一二〇〇、一二〇一、一二〇二、一二〇三、一二〇四、一二〇五、一二〇六、一二〇七、一二〇八、一二〇九、一二一〇、一二一一、一二一二、一二一三、一二一四、一二一五、一二一六、一二一七、一二一八、一二一九、一二二〇、一二二一、一二二二、一二二三、一二二四、一二二五、一二二六、一二二七、一二二八、一二二九、一二三〇、一二三一、一二三二、一二三三、一二三四、一二三五、一二三六、一二三七、一二三八、一二三九、一二四〇、一二四一、一二四二、一二四三、一二四四、一二四五、一二四六、一二四七、一二四八、一二四九、一二五〇、一二五一、一二五二、一二五三、一二五四、一二五五、一二五六、一二五七、一二五八、一二五九、一二六〇、一二六一、一二六二、一二六三、一二六四、一二六五、一二六六、一二六七、一二六八、一二六九、一二七〇、一二七一、一二七二、一二七三、一二七四、一二七五、一二七六、一二七七、一二七八、一二七九、一二八〇、一二八一、一二八二、一二八三、一二八四、一二八五、一二八六、一二八七、一二八八、一二八九、一二九〇、一二九一、一二九二、一二九三、一二九四、一二九五、一二九六、一二九七、一二九八、一二九九、一三〇〇、一三〇一、一三〇二、一三〇三、一三〇四、一三〇五、一三〇六、一三〇七、一三〇八、一三〇九、一三一〇、一三一一、一三一二、一三一三、一三一四、一三一五、一三一六、一三一七、一三一八、一三一九、一三二〇、一三二一、一三二二、一三二三、一三二四、一三二五、一三二六、一三二七、一三二八、一三二九、一三三〇、一三三一、一三三二、一三三三、一三三四、一三三五、一三三六、一三三七、一三三八、一三三九、一三四〇、一三四一、一三四二、一三四三、一三四四、一三四五、一三四六、一三四七、一三四八、一三四九、一三五〇、一三五一、一三五二、一三五三、一三五四、一三五五、一三五六、一三五七、一三五八、一三五九、一三六〇、一三六一、一三六二、一三六三、一三六四、一三六五、一三六六、一三六七、一三六八、一三六九、一三七〇、一三七一、一三七二、一三七三、一三七四、一三七五、一三七六、一三七七、一三七八、一三七九、一三八〇、一三八一、一三八二、一三八三、一三八四、一三八五、一三八六、一三八七、一三八八、一三八九、一三九〇、一三九一、一三九二、一三九三、一三九四、一三九五、一三九六、一三九七、一三九八、一三九九、一四〇〇、一四〇一、一四〇二、一四〇三、一四〇四、一四〇五、一四〇六、一四〇七、一四〇八、一四〇九、一四一〇、一四一一、一四一二、一四一三、一四一四、一四一五、一四一六、一四一七、一四一八、一四一九、一四二〇、一四二一、一四二二、一四二三、一四二四、一四二五、一四二六、一四二七、一四二八、一四二九、一四三〇、一四三一、一四三二、一四三三、一四三四、一四三五、一四三六、一四三七、一四三八、一四三九、一四四〇、一四四一、一四四二、一四四三、一四四四、一四四五、一四四六、一四四七、一四四八、一四四九、一四五〇、一四五一、一四五二、一四五三、一四五四、一四五五、一四五六、一四五七、一四五八、一四五九、一四六〇、一四六一、一四六二、一四六三、一四六四、一四六五、一四六六、一四六七、一四六八、一四六九、一四七〇、一四七一、一四七二、一四七三、一四七四、一四七五、一四七六、一四七七、一四七八、一四七九、一四八〇、一四八一、一四八二、一四八三、一四八四、一四八五、一四八六、一四八七、一四八八、一四八九、一四九〇、一四九一、一四九二、一四九三、一四九四、一四九五、一四九六、一四九七、一四九八、一四九九、一五〇〇、一五〇一、一五〇二、一五〇三、一五〇四、一五〇五、一五〇六、一五〇七、一五〇八、一五〇九、一五一〇、一五一一、一五一二、一五一三、一五一四、一五一五、一五一六、一五一七、一五一八、一五一九、一五二〇、一五二一、一五二二、一五二三、一五二四、一五二五、一五二六、一五二七、一五二八、一五二九、一五三〇、一五三一、一五三二、一五三三、一五三四、一五三五、一五三六、一五三七、一五三八、一五三九、一五四〇、一五四一、一五四二、一五四三、一五四四、一五四五、一五四六、一五四七、一五四八、一五四九、一五五〇、一五五一、一五五二、一五五三、一五五四、一五五五、一五五六、一五五七、一五五八、一五五九、一五六〇、一五六一、一五六二、一五六三、一五六四、一五六五、一五六六、一五六七、一五六八、一五六九、一五七〇、一五七一、一五七二、一五七三、一五七四、一五七五、一五七六、一五七七、一五七八、一五七九、一五八〇、一五八一、一五八二、一五八三、一五八四、一五八五、一五八六、一五八七、一五八八、一五八九、一五九〇、一五九一、一五九二、一五九三、一五九四、一五九五、一五九六、一五九七、一五九八、一五九九、一六〇〇、一六〇一、一六〇二、一六〇三、一六〇四、一六〇五、一六〇六、一六〇七、一六〇八、一六〇九、一六一〇、一六一一、一六一二、一六一三、一六一四、一六一五、一六一六、一六一七、一六一八、一六一九、一六二〇、一六二一、一六二二、一六二三、一六二四、一六二五、一六二六、一六二七、一六二八、一六二九、一六三〇、一六三一、一六三二、一六三三、一六三四、一六三五、一六三六、一六三七、一六三八、一六三九、一六四〇、一六四一、一六四二、一六四三、一六四四、一六四五、一六四六、一六四七、一六四八、一六四九、一六五〇、一六五一、一六五二、一六五三、一六五四、一六五五、一六五六、一六五七、一六五八、一六五九、一六六〇、一六六一、一六六二、一六六三、一六六四、一六六五、一六六六、一六六七、一六六八、一六六九、一六七〇、一六七一、一六七二、一六七三、一六七四、一六七五、一六七六、一六七七、一六七八、一六七九、一六八〇、一六八一、一六八二、一六八三、一六八四、一六八五、一六八六、一六八七、一六八八、一六八九、一六九〇、一六九一、一六九二、一六九三、一六九四、一六九五、一六九六、一六九七、一六九八、一六九九、一七〇〇、一七〇一、一七〇二、一七〇三、一七〇四、一七〇五、一七〇六、一七〇七、一七〇八、一七〇九、一七一〇、一七一一、一七一二、一七一三、一七一四、一七一五、一七一六、一七一七、一七一八、一七一九、一七二〇、一七二一、一七二二、一七二三、一七二四、一七二五、一七二六、一七二七、一七二八、一七二九、一七三〇、一七三一、一七三二、一七三三、一七三四、一七三五、一七三六、一七三七、一七三八、一七三九、一七四〇、一七四一、一七四二、一七四三、一七四四、一七四五、一七四六、一七四七、一七四八、一七四九、一七五〇、一七五一、一七五二、一七五三、一七五四、一七五五、一七五六、一七五七、一七五八、一七五九、一七六〇、一七六一、一七六二、一七六三、一七六四、一七六五、一七六六、一七六七、一七六八、一七六九、一七七〇、一七七一、一七七二、一七七三、一七七四、一七七五、一七七六、一七七七、一七七八、一七七九、一七八〇、一七八一、一七八二、一七八三、一七八四、一七八五、一七八六、一七八七、一七八八、一七八九、一七九〇、一七九一、一七九二、一七九三、一七九四、一七九五、一七九六、一七九七、一七九八、一七九九、一八〇〇、一八〇一、一八〇二、一八〇三、一八〇四、一八〇五、一八〇六、一八〇七、一八〇八、一八〇九、一八一〇、一八一一、一八一二、一八一三、一八一四、一八一五、一八一六、一八一七、一八一八、一八一九、一八二〇、一八二一、一八二二、一八二三、一八二四、一八二五、一八二六、一八二七、一八二八、一八二九、一八三〇、一八三一、一八三二、一八三三、一八三四、一八三五、一八三六、一八三七、一八三八、一八三九、一八四〇、一八四一、一八四二、一八四三、一八四四、一八四五、一八四六、一八四七、一八四八、一八四九、一八五〇、一八五一、一八五二、一八五三、一八五四、一八五五、一八五六、一八五七、一八五八、一八五九、一八六〇、一八六一、一八六二、一八六三、一八六四、一八六五、一八六六、一八六七、一八六八、一八六九、一八七〇、一八七一、一八七二、一八七三、一八七四、一八七五、一八七六、一八七七、一八七八、一八七九、一八八〇、一八八一、一八八二、一八八三、一八八四、一八八五、一八八六、一八八七、一八八八、一八八九、一八九〇、一八九一、一八九二、一八九三、一八九四、一八九五、一八九六、一八九七、一八九八、一八九九、一九〇〇、一九〇一、一九〇二、一九〇三、一九〇四、一九〇五、一九〇六、一九〇七、一九〇八、一九〇九、一九一〇、一九一一、一九一二、一九一三、一九一四、一九一五、一九一六、一九一七、一九一八、一九一九、一九二〇、一九二一、一九二二、一九二三、一九二四、一九二五、一九二六、一九二七、一九二八、一九二九、一九三〇、一九三一、一九三二、一九三三、一九三四、一九三五、一九三六、一九三七、一九三八、一九三九、一九四〇、一九四一、一九四二、一九四三、一九四四、一九四五、一九四六、一九四七、一九四八、一九四九、一九五〇、一九五一、一九五二、一九五三、一九五四、一九五五、一九五六、一九五七、一九五八、一九五九、一九六〇、一九六一、一九六二、一九六三、一九六四、一九六五、一九六六、一九六七、一九六八、一九六九、一九七〇、一九七一、一九七二、一九七三、一九七四、一九七五、一九七六、一九七七、一九七八、一九七九、一九八〇、一九八一、一九八二、一九八三、一九八四、一九八五、一九八六、一九八七、一九八八、一九八九、一九九〇、一九九一、一九九二、一九九三、一九九四、一九九五、一九九六、一九九七、一九九八、一九九九、二〇〇〇、二〇〇一、二〇〇二、二〇〇三、二〇〇四、二〇〇五、二〇〇六、二〇〇七、二〇〇八、二〇〇九、二〇一〇、二〇一一、二〇一二、二〇一三、二〇一四、二〇一五、二〇一六、二〇一七、二〇一八、二〇一九、二〇二〇、二〇二一、二〇二二、二〇二三、二〇二四、二〇二五、二〇二六、二〇二七、二〇二八、二〇二九、二〇三〇、二〇三一、二〇三二、二〇三三、二〇三四、二〇三五、二〇三六、二〇三七、二〇三八、二〇三九、二〇四〇、二〇四一、二〇四二、二〇四三、二〇四四、二〇四五、二〇四六、二〇四七、二〇四八、二〇四九、二〇五〇、二〇五一、二〇五二、二〇五三、二〇五四、二〇五五、二〇五六、二〇五七、二〇五八、二〇五九、二〇六〇、二〇六一、二〇六二、二〇六三、二〇六四、二〇六五、二〇六六、二〇六七、二〇六八、二〇六九、二〇七〇、二〇七一、二〇七二、二〇七三、二〇七四、二〇七五、二〇七六、二〇七七、二〇七八、二〇七九、二〇八〇、二〇八一、二〇八二、二〇八三、二〇八四、二〇八五、二〇八六、二〇八七、二〇八八、二〇八九、二〇九〇、二〇九一、二〇九二、二〇九三、二〇九四、二〇九五、二〇九六、二〇九七、二〇九八、二〇九九、二一〇〇、二一〇一、二一〇二、二一〇三、二一〇四、二一〇五、二一〇六、二一〇七、二一〇八、二一〇九、二一一〇、二一一一、二一一二、二一一三、二一一四、二一一五、二一一六、二一一七、二一一八、二一一九、二一二〇、二一二一、二一二二、二一二三、二一二四、二一二五、二一二六、二一二七、二一二八、二一二九、二一三〇、二一三一、二一三二、二一三三、二一三四、二一三五、二一三六、二一三七、二一三八、二一三九、二一四〇、二一四一、二一四二、二一四三、二一四四、二一四五、二一四六、二一四七、二一四八、二一四九、二一五〇、二一五一、二一五二、二一五三、二一五四、二一五五、二一五六、二一五七、二一五八、二一五九、二一六〇、二一六一、二一六二、二一六三、二一六四、二一六五、二一六六、二一六七、二一六八、二一六九、二一七〇、二一七一、二一七二、二一七三、二一七四、二一七五、二一七六、二一七七、二一七八、二一七九、二一八〇、二一八一、二一八二、二一八三、二一八四、二一八五、二一八六、二一八七、二一八八、二一八九、二一九〇、二一九一、二一九二、二一九三、二一九四、二一九五、二一九六、二一九七、二一九八、二一九九、二二〇〇、二二〇一、二二〇二、二二〇三、二二〇四、二二〇五、二二〇六、二二〇七、二二〇八、二二〇九、二二一〇、二二一一、二二一二、二二一三、二二一四、二二一五、二二一六、二二一七、二二一八、二二一九、二二二〇、二二二一、二二二二、二二二三、二二二四、二二二五、二二二六、二二二七、二二二八、二二二九、二二三〇、二二三一、二二三二、二二三三、二二三四、二二三五、二二三六、二二三七、二二三八、二二三九、二二四〇、二二四一、二二四二、二二四三、二二四四、二二四五、二二四六、二二四七、二二四八、二二四九、二二五〇、二二五一、二二五二、二二五三、二二五四、二二五五、二二五六、二二五七、二二五八、二二五九、二二六〇、二二六一、二二六二、二二六三、二二六四、二二六五、二二六六、二二六七、二二六八、二二六九、二二七〇、二二七一、二二七二、二二七三、二二七四、二二七五、二二七六、二二七七、二二七八、二二七九、二二八〇、二二八一、二二八二、二二八三、二二八四、二二八五、二二八六、二二八七、二二八八、二二八九、二二九〇、二二九一、二二九二、二二九三、二二九四、二二九五、二二九六、二二九七、二二九八、二二九九、二三〇〇、二三〇一、二三〇二、二三〇三、二三〇四、二三〇五、二三〇六、二三〇七、二三〇八、二三〇九、二三一〇、二三一一、二三一二、二三一三、二三一四、二三一五、二三一六、二三一七、二三一八、二三一九、二三二〇、二三二一、二三二二、二三二三、二三二四、二三二五、二三二六、二三二七、二三二八、二三二九、二三三〇、二三三一、二三三二、二三三三、二三三四、二三三五、二三三六、二三三七、二三三八、二三三九、二三四〇、二三四一、二三四二、二三四三、二三四四、二三四五、二三四六、二三四七、二三四八、二三四九、二三五〇、二三五一、二三五二、二三五三、二三五四、二三五五、二三五六、二三五七、二三五八、二三五九、二三六〇、二三六一、二三六二、二三六三、二三六四、二三六五、二三六六、二三六七、二三六八、二三六九、二三七〇、二三七一、二三七二、二三七三、二三七四、二三七五、二三七六、二三七七、二三七八、二三七九、二三八〇、二三八一、二三八二、二三八三、二三八四、二三八五、二三八六、二三八七、二三八八、二三八九、二三九〇、二三九一、二三九二、二三九三、二三九四、二三九五、二三九六、二三九七、二三九八、二三九九、二四〇〇、二四〇一、二四〇二、二四〇三、二四〇四、二四〇五、二四〇六、二四〇七、二四〇八、二四〇九、二四一〇、二四一一、二四一二、二四一三、二四一四、二四一五、二四一六、二四一七、二四一八、二四一九、二四二〇、二四二一、二四二二、二四二三、二四二四、二四二五、二四二六、二四二七、二四二八、二四二九、二四三〇、二四三一、二四三二、二四三三、二四三四、二四三五、二四三六、二四三七、二四三八、二四三九、二四四〇、二四四一、二四四二、二四四三、二四四四、二四四五、二四四六、二四四七、二四四八、二四四九、二四五〇、二四五一、二四五二、二四五三、二四五四、二四五五、二四五六、二四五七、二四五八、二四五九、二四六〇、二四六一、二四六二、二四六三、二四六四、二四六五、二四六六、二四六七、二四六八、二四六九、二四七〇、二四七一、二四七二、二四七三、二四七四、二四七五、二四七六、二四七七、二四七八、二四七九、二四八〇、二四八一、二四八二、二四八三、二四八四、二四八五、二四八六、二四八七、二四八八、二四八九、二四九〇、二四九一、二四九二、二四九三、二四九四、二四九五、二四九六、二四九七、二四九八、二四九九、二五〇〇、二五〇一、二五〇二、二五〇三、二五〇四、二五〇五、二五〇六、二五〇七、二五〇八、二五〇九、二五一〇、二五一一、二五一二、二五一三、二五一四、二五一五、二五一六、二五一七、二五一八、二五一九、二五二〇、二五二一、二五二二、二五二三、二五二四、二五二五、二五二六、二五二七、二五二八、二五二九、二五三〇、二五三一、二五三二、二五三三、二五三四、二五三五、二五三六、二五三七、二五三八、二五三九、二五四〇、二五四一、二五四二、二五四三、二五四四、二五四五、二五四六、二五四七、二五四八、二五四九、二五五〇、二五五一、二五五二、二五五三、二五五四、二五五五、二五五六、二五五七、二五五八、二五五九、二五六〇、二五六一、二五六二、二五六三、二五六四、二五六五、二五六六、二五六七、二五六八、二五六九、二五七〇、二五七一、二五七二、二五七三、二五七四、二五七五、二五七六、二五七七、二五七八、二五七九、二五八〇、二五八一、二五八二、二五八三、二五八四、二五八五、二五八六、二五八七、二五八八、二五八九、二五九〇、二五九一、二五九二、二五九三、二五九四、二五九五、二五九六、二五九七、二五九八、二五九九、二六〇〇、二六〇一、二六〇二、二六〇三、二六〇四、二六〇五、二六〇六、二六〇七、二六〇八、二六〇九、二六一〇、二六一一、二六一二、二六一三、二六一四、二六一五、二六一六、二六一七、二六一八、二六一九、二六二〇、二六二一、二六二二、二六二三、二六二四、二六二五、二六二六、二六二七、二六二八、二六二九、二六三〇、二六三一、二六三二、二六三三、二六三四、二六三五、二六三六、二六三七、二六三八、二六三九、二六四〇、二六四一、二六四二、二六四三、二六四四、二六四五、二六四六、二六四七、二六四八、二六四九、二六五〇、二六五一、二六五二、二六五三、二六五四、二六五五、二六五六、二六五七、二六五八、二六五九、二六六〇、二六六一、二六六二、二六六三、二六六四、二六六五、二六六六、二六六七、二六六八、二六六九、二六七〇、二六七一、二六七二、二六七三、二六七四、二六七五、二六七六、二六七七、二六七八、二六七九、二六八〇、二六八一、二六八二、二六八三、二六八四、二六八五、二六八六、二六八七、二六八八、二六八九、二六九〇、二六九一、二六九二、二六九三、二六九四、二六九五、二六九六、二六九七、二六九八、二六九九、二七〇〇、二七〇一、二七〇二、二七〇三、二七〇四、二七〇五、二七〇六、二七〇七、二七〇八、二七〇九、二七一〇、二七一一、二七一二、二七一三、二七一四、二七一五、二七一六、二七一七、二七一八、二七一九、二七二〇、二七二一、二七二二、二七二三、二七二四、二七二五、二七二六、二七二七、二七二八、二七二九、二七三〇、二七三一、二七三二、二七三三、二七三四、二七三五、二七三六、二七三七、二七三八、二七三九、二七四〇、二七四一、二七四二、二七四三、二七四四、二七四五、二七四六、二七四七、二七四八、二七四九、二七五〇、二七五一、二七五二、二七五三、二七五四、二七五五、二七五六、二七五七、二七五八、二七五九、二七六〇、二七六一、二七六二、二七六三、二七六四、二七六五、二七六六、二七六七、二七六八、二七六九、二七七〇、二七七一、二七七二、二七七三、二七七四、二七七五、二七七六、二七七七、二七七八、二七七九、二七八〇、二七八一、二七八二、二七八三、二七八四、二七八五、二七八六、二七八七、二七八八、二七八九、二七九〇、二七九一、二七九二、二七九三、二七九四、二七九五、二七九六、二七九七、二七九八、二七九九、二八〇〇、二八〇一、二八〇二、二八〇三、二八〇四、二八〇五、二八〇六、二八〇七、二八〇八、二八〇九、二八一〇、二八一一、二八一二、二八一三、二八一四、二八一五、二八一六、二八一七、二八一八、二八一九、二八二〇、二八二一、二八二二、二八二三、二八二四、二八二五、二八二六、二八二七、二八二八、二八二九、二八三〇、二八三一、二八三二、二八三三、二八三四、二八三五、二八三六、二八三七、二八三八、二八三九、二八四〇、二八四一、二八四二、二八四三、二八四四、二八四五、二八四六、二八四七、二八四八、二八四九、二八五〇、二八五一、二八五二、二八五三、二八五四、二八五五、二八五六、二八五七、二八五八、二八五九、二八六〇、二八六一、二八六二、二八六三、二八六四、二八六五、二八六六、二八六七、二八六八、二八六九、二八七〇、二八七一、二八七二、二八七三、二八七四、二八七五、二八七六、二八七七、二八七八、二八七九、二八八〇、二八八一、二八八二、二八八三、二八八四、二八八五、二八八六、二八八七、二八八八、二八八九、二八九〇、二八九一、二八九二、二八九三、二八九四、二八九五、二八九六、二八九七、二八九八、二八九九、二九〇〇、二九〇一、二九〇二、二九〇三、二九〇四、二九〇五、二九〇六、二九〇七、二九〇八、二九〇九、二九一〇、二九一一、二九一二、二九一三、二九一四、二九一五、二九一六、二九一七、二九一八、二九一九、二九二〇、二九二一、二九二二、二九二三、二九二四、二九二五、二九二六、二九二七、二九二八、二九二九、二九三〇、二九三一、二九三二、二九三三、二九三四、二九三五、二九三六、二九三七、二九三八、二九三九、二九四〇、二九四一、二九四二、二九四三、二九四四、二九四五、二九四六、二九四七、二九四八、二九四九、二九五〇、二九五一、二九五二、二九五三、二九五四、二九五五、二九五六、二九五七、二九五八、二九五九、二九六〇、二九六一、二九六二、二九六三、二九六四、二九六五、二九六六、二九六七、二九六八、二九六九、二九七〇、二九七一、二九七二、二九七三、二九七四、二九七五、二九七六、二九七七、二九七八、二九七九、二九八〇、二九八一、二九八二、二九八三、二九八四、二九八五、二九八六、二九八七、二九八八、二九八九、二九九〇、二九九一、二九九二、二九九三、二九九四、二九九五、二九九六、二九九七、二九九八、二九九九、三〇〇〇、三〇〇一、三〇〇二、三〇〇三、三〇〇四、三〇〇五、三〇〇六、三〇〇七、三〇〇八、三〇〇九、三〇一〇、三〇一一、三〇一二、三〇一三、三〇一四、三〇一五、三〇一六、三〇一七、三〇一八、三〇一九、三〇二〇、三〇二一、三〇二二、三〇二三、三〇二四、三〇二五、三〇二六、三〇二七、三〇二八、三〇二九、三〇三〇、三〇三一、三〇三二、三〇三三、三〇三四、三〇三五、三〇三六、三〇三七、三〇三八、三〇三九、三〇四〇、三〇四一、三〇四二、三〇四三、三〇四四、三〇四五、三〇四六、三〇四七、三〇四八、三〇四九、三〇五〇、三〇五一、三〇五二、三〇五三、三〇五四、三〇五五、三〇五六、三〇五七、三〇五八、三〇五九、三〇六〇、三〇六一、三〇六二、三〇六三、三〇六四、三〇六五、三〇六六、三〇六七、三〇六八、三〇六九、三〇七〇、三〇七一、三〇七二、三〇七三、三〇七四、三〇七五、三〇七六、三〇七七、三〇七八、三〇七九、三〇八〇、三〇八一、三〇八二、三〇八三、三〇八四、三〇八五、三〇八六、三〇八七、三〇八八、三〇八九、三〇九〇、三〇九一、三〇九二、三〇九三、三〇九四、三〇九五、三〇九六、三〇九七、三〇九八、三〇九九、三一〇〇、三一〇一、三一〇二、三一〇三、三一〇四、三一〇五、三一〇六、三一〇七、三一〇八、三一〇九、三一一〇、三一一一、三一一二、三一一三、三一一四、三一一五、三一一六、三一一七、三一一八、三一一九、三一二〇、三一二一、三一二二、三一二三、三一二四、三一二五、三一二六、三一二七、三一二八、三一二九、三一三〇、三一三一、三一三二、三一三三、三一三四、三一三五、三一三六、三一三七、三一三八、三一三九、三一四〇、三一四一、三一四二、三一四三、三一四四、三一四五、三一四六、三一四七、三一四八、三一四九、三一五〇、三一五一、三一五二、三一五三、三一五四、三一五五、三一五六、三一五七、三一五八、三一五九、三一六〇、三一六一、三一六二、三一六三、三一六四、三一六五、三一六六、三一六七、三一六八、三一六九、三一七〇、三一七一、三

三六四、二五六九、二六七〇、二七五九、二七八三、二八四三、二八六二、三四〇一、三六〇三号）	恩給受給者等の処遇改善に関する請願（百五十件）（第九二七、九三一、九三二、九三三、九五、九五、九六、九六、九七、九七、九八、九八、九八

員等に関する請願（第一二五一号）	同	裁判所法附則第三項改正に関する請願（四十四件）（第八七、二三二七、二四六四、二四六五一七、二四九一、二四九一、二二二九二七、二五一八、二五二八、二五二九、二五三〇、二五三一、二五二五三二、二五四五、二五六六二五九一、二六三一、二六三二二五一、二六三三、二六三四、二六三二六三五、二六三六、二六三七、二六三八、二六三九、二六三八、二六四二、二六四一、二六四二、二六四二、二六四三、二六四四、二六四七、二六四五、二六四六、二六四六、二六四七、二六四八、二八一一、二八一〇、二八一一、二八一二、二八四七、二八九四、二八一二、二八四七、三三四五、三四〇二、三六〇一号）
鹿児島県西之表市に鹿児島地方裁判所支部等設置の請願（第二〇五三号）	同	理由その他の諸般の事情をも十分考慮のうえできる限り考慮するとともに、他面事務の処理方法等についても改善に努め、もつて円滑なる事務処理を行ない、国民生活に支障を生ぜしめることがないよう十分検討し善処したい。また、法務局その他の法務省職員の処遇改善についても、予算措置の問題あるいは制度上の問題等を慎重に検討のうえ善処したい。最高裁判所の意見を聞き、十分検討したい。
浦和家庭裁判所独立に関する請願（第一七〇〇号）	同	一、裁判所の支部に関する事項は、最高裁判所の権限に属しているので、請願の趣旨も最高裁判所に伝達して、考慮を促すこととしたい。なお、検察庁の支部は、必要に応じ裁判所の支部に対応して設けることができる。二、西之表出張所の支局昇格は、現在のところ困難である。
米国向け輸出綿製品に対する賦課金制度実施反対の請願（第八八七号）	外務省	本庁舎は、地裁、家裁、簡裁を合同庁舎として、裁判所庁舎の改築計画に含まれているが、昭和三十八年度においては予算措置をしていない。また、家庭裁判所のみを独立庁舎とすることは現在計画していない。したがつて昭和三十九年度以降において可及的速やかに新営を考慮したい。賦課金問題については、賦課金が実施されれば、わが国の対米綿製品の輸出に重大な悪影響を与えることとなるので、昭和三十六年十一月二十一日ケネディ大統領が関税委員会に対し調査を指令してから、在米大使館および在京米国大使館を通じて直接米政府に対し、ガット実施しないよう強く要望するとともに、米国が賦課金を実施しないよう努めてきたところ、米国関税委員会が昭和三十七年九月六日輸入綿製品に対し、賦課金を課する必要はないとの判定を下すとともに、その旨をケネディ大統領に報告した。この報告に関し同大統領は同日関税委

アジア・アフリカ地域の在外公館整備拡充に関する請願（二件）（第一三七九、一五三八号）	同	一、わが国と政治経済上重要な関係を有するアジア・アフリカ地域在外公館の整備拡充については、当該地域在外公館の新設ならびに定員の増強等につき実現方努力中であるが、わが国在外公館ならびに在外定員規模が未だ絶対的に不足しており、また、予算額も十分で重点的に拡充目的を達成見地のもとに、全般的に現状で漸進的に拡充するのであるが、努力したい。このため実館の新設、象徴すべくらい重点的に拡充目的を達成見地のもとに、全般的に現状で漸進的に拡充するのであるが、努力したい。このため実館の新設、アジア・アフリカ地域の強化、アジア・アフリカ地域既設公館定員の三十五名増員、今後の採用は、外交官の採用方法の改正について検討し、外務公務員の採用については、今後もできる限り採用方考慮し、特殊語要員充実化の線に沿つて外務省研修所について研修内容充実のための増額の実現化に努力している。二、職員養成施設たる外務省研修所について昭和三十八年度に同研修所新営および研修所の補充として本省会議室を時間外に使用して年間約二十班の特殊語学の研修を行なつている。なお、現在研修所の補充として本省会議室を時間外に使用して年間約二十班の特殊語学の研修を行なつている。
核実験反対に関する請願（第二〇五六号）	同	大競争での悪循環を引き起し、国際緊張を高めるものであるかから一刻も速やかに停止されることが望ましいとい考えに立つて従来から核兵器実験を行なう国に対してはその都度抗議し、核兵器実験停止協定を速やかに締結するよう関係各国に訴えてきた。また、わが国はジュネーヴ軍縮会議に参加し、同会議を通じて核兵器実験停止協定を速やかに成立せしめるため努力をつくすよう再三にわたり要望してきた。昭和三十七年九月十三日および十八日より国連第十七回総会の議題として審議され、核兵器実験停止問題も総会の議題として審議され、各国に対し一刻も早く核兵器実験が有効に停止されることが必要なりと訴え、関係国の努力を要請している。
沖縄の日本本土復帰促進に関する請願（第二六〇五号）	同	一、政府は、あらゆる機会をとらえて、米当局に対し沖縄の施政権返還の早期実現方について強く要望している。これに対し米側は、沖縄に対する日本の潜在主権を確認

同　沖縄の即時日本復帰に関する請願（第三五一七号）

同　北方領土等日本国有領土の日本復帰促進に関する請願（第二六〇六号）

し、更に米国が沖縄を保持するのは極東の現状勢が継続するが、期間は限る旨の意向を明らかにしてきた。昭和三十七年三月九日のケネディ大統領声明では沖縄が日本領土であることを認めるとともに、同一部であるこの方策についてわが国の完全な主権の下へ復帰することが述べられている。また、昭和三十七年九月大平外務大臣訪米に際し、ラスク国務長官との会談において施政権返還の実現を見るまでの間に沖縄の経済発展および民生の向上のため、日米協力して推進するための方策について協議を行なつた。

二、沖縄の施政権返還問題は、高度の政治的見地から日米両国間の相互理解と信頼の上に立つて促進することが必要であると考えており、今後ともあらゆる機会に辛抱強くその実現のため積極的に努力したい。

右に同じ。

一、いわゆる北方領土問題については、クナシリ、エトロフ両島を固有の領土として返還を主張するわが国の立場との領土問題は既に解決済みであるとするソ連の主張とが対立したまま現在に至つている。政府としては、ソ連のかかる主張は法的に承認し得ないのであるが、また、歴史的事実からも全く承認しがたい。既に池田総理大臣よりフルシチョフ首相に対し数次にわたり書簡を送つてわが国の立場を明らかにしたほか、非公式ねつてソ連政府に対し繰り返しわが国の主張を問うとともに公式に当性を説いてソ連政府は、今機会あるごとに繰り返しわが国の反省を促してきたが、ソ連政府はその態度を変えていない。今日なおわが国の領土に関する問題は、わが国民感情からも重大な影響をおよぼすべきものであり、将来の問題であるこれらわが国の国民生活にも大きな影響をおよぼすべきものであり、将来の問題であるこれらわが国の

一、五六二、五七三、五七四、六五九、六六〇号）
政府関係金融機関の資金増額に関する請願（二件）（第六九四、七一一号）
基準販売価格改定による酒類小売マージン引上げに関する請願（第一〇七七号）

同

同

葉たばこ収納価格引上げ等に関する請願（二件）（第六九五、七一二号）

同

に努めたい。

政府関係中小企業金融機関に対しては、資金需要に応じて資金の増大を図つてきており、今後においても資金量の充実に努めたい。

酒類の基準販売価格改訂による酒類小売マージンの引き上げを行なうことは、次の理由により適当でない。

(1) 小売マージン率については、商品の種類によつて販売経費、商品の回転率、投下資本の大きさ等がそれぞれ異なるので、単純に他商品のマージン率に比べて低率であるからといつて、直ちに引き上げの理由とすることは当を得ない。

(2) 昭和三十七年四月の酒税の大幅減税の結果販売価格に対する小売マージンの比率は各酒類とも上昇している。

(3) 酒類の基準販売価格については、値上げが行なわれ、それに応じ小売マージン額も実際上増加しているので、販売経費増加も相当程度カバーされているものと考えられる。

(4) 昭和三十五年十月の酒類の基準販売価格設定後、とくに労務費を中心に相当の経費増加の事情も認められ、客観的には基準販売価格の改正の要因も認められるが、現下の経済情勢に照らし、極力消費者物価の安定を図る必要がある。

一、葉たばこ収納価格については、生産費を重視した算定方式により価格の決定を行なつており、昭和三十六年産葉たばこについては、昭和三十五年産に対し平均一一・六%の引き上げを行ない、また、昭和三十年産葉たばこについては、昭和三十六年に引き上げ、昭和三十年産葉たばこ一〇・一九%引き上げ、更にその十二月平均一〇・一九%引き上げを勘案して昭和三十年産葉たばこの物価、労賃の上昇を勘案して昭和三十七年五・二%の再引き上げを行なつた。これにより、たばこ耕作における収支関係は著しく改善され、一日（八時間）あたり省略し、これにより、その耕作における労働時間数の約二五%を省略できることとなつた。

なお、今後においても日本専売公社において耕作技術の改善、協業化の推進等について研究を行ない、耕作指導を通じて、たばこ耕作の省力化を推進したい。

二、たばこ耕作の省力化については、昭和三十七年産以降在来種の葉の原則として家族労働報酬は五百四十二円となるものと推定され、これにより、その耕作における労働の政府が価格決定に関与しているものの農作物と比較してそんしよくないものと考える。

三、葉たばこ乾燥室建設費補助金については、たばこ耕作面積の増反計画を達成するため、その補助率を一四%とすることとして、昭和三十七年度予算に三億九千六百万円（昭和三十六年度六千万円）を計上した。この補助率を更に引き上げることは現在のところ考えていないが、農業基本法に基づく農業構造改善の方向との関連も考慮し、今後も検討を重ねることとしている。また、簡易ビニールハウス建設費の補助については、現在、本来のたばこ乾燥室の助成に努めており、また、その効用についてはなお技術的研究を要する点があるので、現在のところ、補助金を交付してその建設を助成することは考えていない。

四、日本専売公社においてもその推進に努めており、たばこ育苗の共同化についてもその若干の問題について現在検討を行なつているが、共同育苗施設について補助金を交付することは、現在のところ考えていない。

同

清涼飲料、し好料の物品税改廃に関する請願（二十二件）（第七、二九、三〇、三一、五七、九二、一九三、二六五、二六八、二七七、二七八、三一八、三一九、三九九、四五七、四五七二、五八八、四五九、四六〇、五七二、五八八、五八九、一〇八七号）

同

し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願（三十四件）（第二七、一八、三三、三三、四一、五八、九三、一九四、一九五、二〇、一、二〇二、二六六、二六七、二七九、三〇五、三二〇、三二一、三二二、三三三、三三四、三三四一、三三四二、三六二、三六三、三六四、四〇〇、四二一、四六一、四六二、四六三、四六四、四九三、八七三、九九〇、一二五五五号）

同

写真機、フイルム等の物品税軽減に関する請願（十九件）（第五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、七〇、七一、六七、六八、六九、七二、七三、二一五、二二六、三〇六、一九〇九号）

同

袋物類の物品税撤廃に関する請願（第一五七号）

同

たばこ販売手数料引上げに関する請願

物品税（昭和三十七年法律第四十八号）を制定し、し好飲料および清涼飲料に対する物品税は、乳酸飲料等の課税を廃止し、果実等につき税率の引き下げおよび免税点の引き上げ等を行なうとともに、清涼飲料については、税率を引き下げる等の大幅な軽減措置を講じたので、請願の趣旨は達せられた。

右に同じ。

物品税法（昭和三十七年法律第四十八号）を制定し、写真機およびフイルム等については、税率を三〇%から二〇%に引き下げたので、請願の趣旨は達せられた。

物品税法（昭和三十七年法律第四十八号）を制定し、袋物類については、財布等大部分の課税を廃止し、課税物品とされているハンドバッグ等についても、その免税点を二倍以上引き上げた。また、袋物のうちにはきわめて高級なものもあり。これをすべて非課税とすることは他の課税物品との権衡からみて適当でない。

昭和三十六年度においては、一月あたり販

する請願（二件）（第九〇、一六三六号）

同

葉たばこ収納価格引上げに関する請願（第一九二号）

売金額十二万円未満の小売店について、たばこ販売手数料率を八％から八・五％に引き上げるとともに、この〇・五％相当額が年間二千五百円に満たないものに対しては、その差額を保障したが、更に昭和三十年五月一日より一月あたり販売金額十二万円未満の分について販売手数料率を八・五％から九％に引き上げるとともに、一月あたり販売金額百五十万円以上の分について手数料率の引き下げを行なつた。

なお、今後たばこ販売金額の増加によつて、たばこ小売店の収支関係は更に改善されると考えられるので、現在のところ、戦前どおりたばこ販売手数料率を一〇％とすることは考えていない。

一、葉たばこ収納価格は、昭和三十六年十二月の昭和三十七年産葉たばこ収納価格の決定および昭和三十七年九月の改正により、昭和三十六年産に対し平均一六・二八％の引き上げとなつた。この結果、葉たばこの収納価格は著しく改善され、一日（八時間）あたり家族労働報酬においても、政府が価格決定に関与している他の農作物と比較してそんしよくのないものである。

「生産費および所得補償方式」は、米作の農家経営に占める地位に着目した独特の算定方式であつて、他の農作物でこの方式をとつているものがないことおよびたばこ耕作の農家経営に占める地位は、米作とは事情を全く異にしているので、現在の段階で葉たばこ収納価格の算定にこの方式を用いることは適当でないかと考えている。しかし、昭和三十六年十二月たばこ耕作審議会において葉たばこ収納価格の算定につき「生産費および所得補償方式」を審議する機関で研究されることが望ましい旨の建議が行なわれたので、農政全般を審議する機関で研究されたので、現在日本専売公社から農政審議会に対し研究を依頼している。

二、自家労賃の算定については、たばこ耕作地近傍の類似雇傭労賃を基準として適正に行なわれている。また、葉たばこ収納価格は、生産費を重視した算定方式により、たばこ耕作審議会の議を経て適正に決定されて、特に反当収納代金について十三万円以上を補償するというようなことは考えていない。

三、葉たばこ収納価格をたばこ耕作開始前決定していることは、葉たばこは、その収獲したものをすべて日本専売公社に納付すべきものとされていることにかんがみ、たばこ耕作者がその価格に基づき、その自由な意思によつて耕作を行なうことができるように措置しているものであり現在の決定方法を変更することは考えていない。

なお、現在においても、価格決定後著しい経済事情の変動のあつた場合には、その

たばこ販売手数料引下げ反対に関する請願（十二件）（第一二五四、一三二二、一六〇九、一六九二、一七〇四、一七〇七、一七二三、一七六七、一七六八、一八四四、一九九五、二〇八六号）

同

たばこ価格引下げ等に関する請願（第三二四六号）

同

価格の改定について検討することとしている。

たばこ販売手数料は昭和三十六年度において、一月あたり販売金額十二万円未満の分について八・五％に引上げるとともに、この〇・五％相当額が年間二千五百円未満のものに対しては、その差額を保障したが更に昭和三十七年五月一日より一月あたり販売金額十二万円未満の分については九％、十二万円以上百五十万円未満の分については六％と改めた。

この結果、販売金額の多い小売店の一部については若干低くなる場合が見込まれるが、販売手数料収入が減少することはほとんどないと考えられ、また、たばこ小売店間の営業収支の較差も、今回の改正によつてほぼ妥当なものになると見込まれる。したがつて、現在のところ販売手数料率を変更することは考えていない。

一、日本専売公社が製造するたばこ小売定価について、昭和三十六年税制調査会において慎重審議の結果、現在たばこ専売益金率は昭和九年度におけるよりも若干高くなつているが、諸外国におけるたばこ税率と比較すると必ずしも高くないことまた、最近における葉たばこ収納価格の引き上げ、原料品質の向上等による製造原価の上昇にもかかわらず、小売定価は、昭和三十一年以降すえ置きとなつており実質的減税となつていること等の理由によつて、少なくとも昭和三十七年度における必要はないとの結論に達したがつて、小売定価を引き下げることは考えていない。

二、「生産費および所得補償方式」は、米作の農家経営に占める地位に着目した独特の算定方式であつて、他の農作物でこの方式により価格決定方式であると考えられ、また、他の農作物でこの方式により価格の決定を行なつているものはない等の理由により、現在の段階で葉たばこ収納価格の算定にこの方式を用いることは適当でないのではないかと考えている。しかし、昭和三十六年十二月たばこ耕作審議会において葉たばこ収納価格の算定につき「生産費および所得補償方式」を審議する機関で研究されることが望ましい旨の建議が行なわれたので、現在日本専売公社から農政審議会に対し研究を依頼している。

三、たばこ販売手数料率については、昭和三十六年度において一月あたり販売金額十二万円未満の分について手数料率の引き上げを行ない、更に昭和三十七年五月から販売金額階層別手数料率の合理化を図つた。現在においてもたばこ小売店の営業純利益率等は、一般小売業と比較してそんしよくな

同	音楽、舞踊の入場税撤廃に関する請願（十五件）（第一六〇六、一六〇七、一六〇八、一一七二、一一七三、一一七四、一一七五、一一七六、一一七七、一一七八、一一七九、一二〇一、一二〇二、一二〇三、三五〇四号）	
同	演劇の入場税撤廃に関する請願（第二一四八号）	
同	旧令による共済組合等からの年金制度に関する請願（三件）（第一一六五、一八五九、二一二五号）	いものであり、また、今後において販売金額の増加によりたばこ小売店の取支関係は更に改善されるものと考えられるので、現在のところ、たばこ販売手数料率を一律一〇％とすることは考えていない。 入場税法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第五十号）の制定により入場税の税率は大幅に引き下げられ、音楽、舞踊については一律一〇％の税率となつた。これを更に廃止することは、他の消費税とのバランスを考えると、現在の段階では困難と考える。
同	入場税法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第五十号）の制定により、入場税の税率は大幅に引き下げられ、演劇についても一律一〇％の税率となつた。これを更に廃止することは、他の消費税とのバランスを考えると現在の段階では困難と考える。	
同	旧令による共済組合等からの年金制度改善に関する請願（三件）（第一八四五、二九四六、二九七三号）	一、国家公務員共済組合法および国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法では、現在公務員として勤務している者の取り扱いを定めており、これらの法律施行前の取り扱いについては、従前の例によることを建前としているので、従前の規定で年金権を附与せられなかつた者について、新たに年金権を附与することは困難と思われる。 二、旧陸軍に勤務していた女子工員については、旧陸軍共済組合規則において年金に関する規定は適用されないこととなつていたので、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法において年金権を付与されなかつたものであり、年金を支給することは困難と思われる。 三、通算年金制度においては、昭和三十六年四月一日以降の期間については、通算を行ない、過去の期間については、脱退手当金または退職年金が支給されれば通算したいは建前である。旧軍属の期間については、旧共済組合制度において退職一時金の支給が行なわれているので、通算年金および制度の趣旨からその期間を厚生年金の期間に通算することは困難と思われる。 四、昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金額の改定に関する法律（昭和三十七年法律第百十六号）を制定し、年金額の算定の基礎となる仮定俸給を一万五千円ベースから二万円ベース（公務員上の年金については二万四千円ベース）に引き上げる措置を講じている。 五、各種退職年金制度に共通する問題であり、従来から年金額引き上げ措置をとるべき場合には、その措置を講じてきたが、自動的に改定されるよう法文化することは、各種の年金制度との関連上困難と思われる。
同	旧令による共済組合等からの年金制度改善に関する請願（二件）（第一八四五、二九四六、二九七三号）	(一)　地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）および地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の規定により、特別措置法による年金権を有する者が市町村の職員となつた場合には、都道府県の職員として在職した者と同様に市町村の職員となり、その反面その年金は、市町村の職員として期間が通算されることとなつたときから支給されることとなつた。したがつて、都道府県職員となつた場合と市町村の職員となつた場合との不均衡は解消されている。 (二)　請願の趣旨のとおり処理した。 七、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による年金額は、国民年金の保険料の納付済期間に応じて定められるものであるから、旧陸軍共済組合の組合員としての勤務していた年数を加味することによつて年金の増額を考慮することは適当でない。 右に同じ。
文部省	元外地鉄道職員に対する国家公務員共済組合法等の特例制定に関する請願（二件）（第一三一九、一三六六号）	一、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第七条第一項（第四号または公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）附則第五条第一項第三号の規定によりすることとされているので処理済みである。 二、請願による諸会社に勤務していた期間は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による改正前の国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）および恩給法（大正十二年法律第四十八号）においても職員期間とはみなされていないなかつた。 なお、国家公務員共済組合法または公共企業体職員等共済組合法においては一般的にこれらの法律の制定前の期間の取り扱いについては、前記の改正前の国家公務員共済組合法および恩給法による取り扱いを準用することとしているので、南満洲鉄道株式会社等に勤務していた期間を共済組合期間として取り扱うことは現状では困難である。
同	へき地教育振興予算に関する請願（第一一〇四号）	一、(一)　十分検討したい。 (二)　へき地学校の保健管理については現在医療機関にめぐまれない学校に対し、医師一人を派遣するために要する経費を国が補助しているが、更に専門

医および看護婦を派遣するために要する経費を国が補助するよう検討したい。

(三)　さしあたり法律に定める標準を実施できるよう努力したい。

(四)　アの学校の単級学級は、昭和三十七年度から小学校の単級学級は、二千円以上の学校においては二千円以上の学級においては、生徒の学級以外の複式学級は、千二百五十円とされている。

イ　これらの学級は、大幅に引上げられた。

ウ　七地方公共団体組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）では、勤務の特殊性等により一切採用されない。

二、補助率は、昭和三十四年度から全部採用されて引き上げること困難である。

(一)　請願の趣旨に沿つて検討したい。

(二)　年来の地域集会室について、昭和三十四年以来五箇所計画を策定し、整備を促進したい。

(三)　おつまた、構造比率の引き上げについては、今後も十分努力したい。

(四)　テレビ受像機昭和三十七年度予算において千二百万円、前年度同様に予定してスポーツについては、前年度の三倍を予定し、三隻を予定し、これらの増額に努力したい。

(五)　同様移動公民館について、昭和三十七年度予算単価は百二十万円となつて、今後補助台数についても増加するようにつとめたい。

(六)　努力する。

(七)　二十三年度予算において、昭和三十四年度予算に同じ。

(八)　(九)　力いたしたい。

三、(一)　九百五十七万円が計上されて現在の整備費は、昭和三十四年度予算に比べ三十七年度予算において、国庫負担の補助率は、現在の補助率は、寄宿舎整備費の補助を始めたが、寄宿舎の整備費は、三十七年度から中学校に引き上げる考えなのは、実情である。

(二)　なお、季節分校は、小学校とくに補助を行なうよう努力したい。

(三)　庫負担は、分校舎の一般整備費の補助は、単価に引き上げる。

(四)　請願の趣旨に沿つて、分校は、十分に検討したい。

(五)　なお、辺地に係る公共的施設の総合整備のため、財政措置等の整備について、地方自治法律（昭和三十八年法律第八号）を制定し、学校の整備について、地方自治法律に関する法律（昭和三十八年法律第八号）を制定し、寄宿舎等の整備について、地方

債の発行を許可する等の特別措置を講ずることとしている。

一、(一)　昭和三十七年度から新たに四箇年計画をたて理科設備の充実を図つている。

(二)　予定時制高等学校信教育振興法に基づき昭和三十七年度から定時制通信教育は、昭和三十七年度から五百万円を計上している。

(三)　上記の昭和三十七年度から別わくとして計上している。

二、昭和三十七年度まで十九道府県に設立することになつており、今後各都道府県へ普及を図りたい。

三、理科担任教員の現職教育は昭和三十五年度から昭和三十七年度までに計画で、講習を行なつてきたが、昭和三十八年度以降を理科教育講座を設け、理科教員の向上を図るよう努力したい。

四、(一)　教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年第百十八号）により、実習助手は生徒数の規模に応じ一人または二人置くこととされている。

(二)　数学科の教材教具の充実について今後研究したい。

一、養護学校については、現在計画的に設置を奨励しており、将来義務設置について検討したい、また、精神薄弱児の特殊学級については、昭和三十六年度以来市町村の人口数に応じて計画的な設置を行なつている。

二、盲学級編成基準および教職員定数を含めた盲学校、ろう学校および養護学校の設置基準については、現在検討中である。また施設設備費は、昭和三十七年度に対する補助は、予算補助として昭和三十七年度に対する補助は、幼稚部の教員給与費、教材費に対する補助は困難である。

三、高等部、高等部専攻科の生徒に対しても将来幼稚部、高等部研究したい。

四、生徒経済的に貧困なる家庭の特殊学級の児童、生徒に対する就学困難な児童および生徒に係る就学奨励に関する法律が適用されている。また、盲学校及び聾学校に関する法律を改正し、特殊学級の児童、学校に関する法律を対象とする考えは既ない。

五、生徒を養成機関に就学奨励をすべく盲学校及び聾学校への就学奨励をすべく盲学校教員の養成機関にも確保されていること、また、養護学校、特殊学級の教員養成機関についても、必要な教員養成の職務内容から、教育の職務に必要な知識、技能を長期間にわ

高等学校の理科教育振興に関する請願（第二〇二六号）

同

同

特殊教育振興に関する請願（六件）（第二二八五、二二八六、二二八七、二二八八、二二八九、二二九〇号）

公立高等学校生徒急増対策臨時措置法制定等に関する請願（二件）（第一六一、三九四号）	同	たつて短期の講習をかさねる方法が適当であると考える。また、特殊学級の担当教員の待遇改善については努力したい。 一、現在のところ臨時措置法を制定する考えはない。 二、高等学校の工業学科の施設の整備について三分の一の国の補助を行なつているが、この負担の引き上げおよび他の学科の施設の整備についての国の補助は現在のところ考えていない。 団体の財政状況を勘案の上別途地方債の許可を行なうこととしている。 三、予算単価の引き上げについては、十分努力したい。
義務教育の無償実施等のための予算措置に関する請願（十二件）（第二四四八、二四四九、二四五〇、二四五一、二四五二、二四五三、二四五四、二四五五、二四五六、二四五七、三二九八、三三八四号）	同	一、義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律（昭和三十七年法律第六十号）を制定し、義務教育諸学校の教科書は無償とする方針を確立した。その具体的措置については、調査会を設け調査審議を行なつている。 二、すし詰め解消五箇年計画どおり、昭和三十八年度において小・中学校一学級五十人以下とする予算措置を講ずる方針である。 三、希望者のすべてを高校に入学させることは困難である。
高校生徒急増対策に要する国庫補助わく引上げに関する請願（第三四二五号）	同	高等学校生徒急増対策については、昭和三十七年度において国庫補助金十三億円のほか起債五十億円、地方交付税九十一億円をもつて必要な財源措置を行なつているが、昭和三十八年度以降においても必要な財源措置について遺憾のないよう努力したい。 標準法の改正については、今後十分検討したい。
小、中学校の児童、生徒数の激減対策として「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正に関する請願（二件）（第六九七、七一四号）	同	一、高等学校の生徒急増対策として、昭和三十七年度は国庫補助金十三億円のほか起債五十億円、地方交付税九十一億円をもつて必要な財源措置を行なつたが、昭和三十八年度以降についても、急増対策の円滑な実施が可能となるよう配慮したい。 なお、高等学校教育に一律機械的に高校三原則と称されるものをあてはめることは適当でない。 二、憲法にいう義務教育の無償とは、現在のところ国立または公立の義務教育諸学校における授業料の不徴収をいうものであるが、義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律（昭和三十七年法律第六十号）を制定し、義務教育諸学校の教科書を無償とする方針を確立した。その具体的措置については、調査会を設け調査審議している。
高等学校増設等に関する請願（第四〇九号）	同	三、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）に基づき、従来から努力しており、更に引き下げることについては、今後十分検討したい。 現在のところ特別立法は考えていない。
高等学校生徒急増対策特別立法措置に関する請願（第三九五号）	同	一、定通手当の支給率の引き上げ問題は、管理職手当あるいは産業教育手当等とも関連するので、このことも含めて検討したい。 二、支給率の調整は他の職員との権衡を考慮したものであるので、その全額を管理職手当と併給することは困難である。 三、定時制独立校と併設校との校長に対する定通手当の支給率が異なるのは、その職務の複雑、困難性の相異に基づくが、検討の上改善を図りたい。
高等学校の定時制教育及び通信教育職員の手当支給率改正に関する請願（第一八号）	同	養護教諭の養成の状況、国および地方の財政負担等検討すべき問題が多いので必置については、現在のところ困難である。 なお、義務教育諸学校における義務職員および養護教諭を含む教職員定数基準の引き上げについては、今後十分検討したい。
公立小中学校に事務職員並びに養護教諭を必要とするの請願（第一四二号）	同	養護教員の標準定数引き上げについては、一般教職員を含め今後十分検討したい。
公立義務教育諸学校の養護教員標準定数引上げに関する請願（第二六二号）	同	臨時義務教育教科用図書無償制度調査会で検討中であるので、その答申の結果をまつて善処したい。 一、現在寮母の職務は学校教育法施行規則に規定されているので、新ためて学校教育法に規定する必要はない。 二、寮母は教育公務員特例法において、同法の教員に関する規定が準用されており、同法に規定する教員とする必要は認められない。 三、および四、寮母については、広く適材をうる見地から厳密な資格を規定することは問題である。 五、地方公務員共済組合法では、同法施行期日（昭和三十七年十二月一日）以降の在職期間については、寮母、助教諭を問わずすべて地方公務員は同一の取り扱いを受ける。 六、教員に準じた扱いをしているので、困難である。 七、慎重に検討したい。 八、寮母も深夜の勤務を行なうことができることになつており、したがつて深夜の勤務のため寮母に代るものとしてとくに男子職員を配置する必要は認められない。 九、寮母の定数の増加については、今後慎重に検討したい。 一〇、義務教育職員でないので困難である。
特殊学校寄宿舎勤務者の勤務条件改善に関する請願（第二二九一号）	同	

小、中学校に養護教諭を必置とするの請願（第七四二号）	同	一、寮母の職務内容からして養成機関で教育するより短期の講習をかさねる方が適当だと考えられる。 二、用務員、事務員、炊事婦、警備員については、寄宿舎の規模等に応じて配置するより指導していきたい。 なお、その他の職員の配置については十分検討したい。
学校図書館法附則第二項改正等に関する請願（三件）（第二一三四、二二五七、二六二〇号）	同	一、養護教諭の養成状況、国および地方の財政負担等検討すべき問題が多いので必置については、現在のところ困難である。 なお、義務教育諸学校における養護教諭を含む教職員定数基準の引き上げについては、今後十分検討したい。 二、昭和三十七年度に国立の五大学に養護教員養成課程を設置したが、昭和三十八年度には更に増設するよう努力したい。
義務制諸学校に養護教諭を必置とするの請願（百二十九件）（第七二五、七二六、七二七、七二八、七二九、七三〇、七三一、七三二、七三三、七三四、七三五、七三六、七三七、七三八、七三九、七四〇、七四一、一五八、一五九、一六〇、一六一、一六二、一六三、一六四、一六五、一六六、一六七、一六八、一六九、一七〇、一七一、一七二、一七三、一七四、一七五、一七六、一七七、一七八、一七九、一八〇、一八一、一八二、一八三、一八四、一八五、一八六、一八七、一八八、一八九、一九〇、一九一、一九二、一九三、一九四、一九五、一九六、一九七、一九八、一九九、二〇〇、二〇一、二〇二、二〇三、二〇四、二〇五、二〇六、二〇七、二〇八、二〇九、二一〇、二一一、二一二、二一三、二一四、二一五、二一六、二一七、二一八、二一九、二二〇、二二一、二二二、二二三、二二四、二二五、二二六、二二七、二二八、二二九、二三〇、二三一、二三二、二三三、二三四、二三五、二三六、二三七、二三八、二三九、二四〇、二四一、二四二、二四三、二四四、二四五、二四六、二四七、二四八、二四九、二五〇、二五一、二五二、二五三、二五四、二五五、二五六、二五七、二五八、二五九、二六〇、二六一、二六二、二六三、二六四、二六五、二六六、二六七、二六八、二六九、二七〇、二七一、二七二、二七三、二七四、二七五、二七六、二七七、二七八、二七九、二八〇、二八一、二八二、二八三、二八四、二八五、二八六、二八七、二八八、二八九、二九〇、二九一、二九二、二九三、二九四、二九五、二九六、二九七、二九八、二九九、三〇〇、三〇一、三〇二、三〇三、三〇四、三〇五、三〇六、三〇七、三〇八、三〇九、三一〇、三一一、三一二、三一三、三一四、三一五、三一六、三一七、三一八、三一九、三二〇、三二一、三二二、三二三、三二四、三二五、三二六、三二七、三二八、三二九、三三〇、三三一、三三二、三三三、三三四、三三五、三三六、三三七、三三八、三三九、三四〇、三四一、三四二、三四三、三四四、三四五、三四六、三四七、三四八、三四九、三五〇、三五一、三五二、三五三、三五四、三五五、三五六、三五七、三五八、三五九、三六〇、三六一、三六二、三六三、三六四、三六五、三六六、三六七、三六八、三六九、三七〇、三七一、三七二、三七三、三七四、三七五、三七六、三七七、三七八、三七九、三八〇、三八一、三八二、三八三、三八四、三八五、三八六、三八七、三八八、三八九、三九〇、三九一、三九二、三九三、三九四、三九五、三九六、三九七、三九八、三九九、四〇〇、四〇一、四〇二、四〇三、四〇四、四〇五、四〇六、四〇七、四〇八、四〇九、四一〇、四一一、四一二、四一三、四一四、四一五、四一六、四一七、四一八、四一九、四二〇、四二一、四二二、四二三、四二四、四二五、四二六、四二七、四二八、四二九、四三〇、四三一、四三二、四三三、四三四、四三五、四三六、四三七、四三八、四三九、四四〇、四四一、四四二、四四三、四四四、四四五、四四六、四四七、四四八、四四九、四五〇、四五一、四五二、四五三、四五四、四五五、四五六、四五七、四五八、四五九、四六〇、四六一、四六二、四六三、四六四、四六五、四六六、四六七、四六八、四六九、四七〇、四七一、四七二、四七三、四七四、四七五、四七六、四七七、四七八、四七九、四八〇、四八一、四八二、四八三、四八四、四八五、四八六、四八七、四八八、四八九、四九〇、四九一、四九二、四九三、四九四、四九五、四九六、四九七、四九八、四九九、五〇〇、五〇一、五〇二、五〇三、五〇四、五〇五、五〇六、五〇七、五〇八、五〇九、五一〇、五一一、五一二、五一三、五一四、五一五、五一六、五一七、五一八、五一九、五二〇、五二一、五二二、五二三、五二四、五二五、五二六、五二七、五二八、五二九、五三〇、五三一、五三二、五三三、五三四、五三五、五三六、五三七、五三八、五三九、五四〇、五四一、五四二、五四三、五四四、五四五、五四六、五四七、五四八、五四九、五五〇、五五一、五五二、五五三、五五四、五五五、五五六、五五七、五五八、五五九、五六〇、五六一、五六二、五六三、五六四、五六五、五六六、五六七、五六八、五六九、五七〇、五七一、五七二、五七三、五七四、五七五、五七六、五七七、五七八、五七九、五八〇、五八一、五八二、五八三、五八四、五八五、五八六、五八七、五八八、五八九、五九〇、五九一、五九二、五九三、五九四、五九五、五九六、五九七、五九八、五九九、六〇〇、六〇一、六〇二、六〇三、六〇四、六〇五、六〇六、六〇七、六〇八、六〇九、六一〇、六一一、六一二、六一三、六一四、六一五、六一六、六一七、六一八、六一九、六二〇、六二一、六二二、六二三、六二四、六二五、六二六、六二七、六二八、六二九、六三〇、六三一、六三二、六三三、六三四、六三五、六三六、六三七、六三八、六三九、六四〇、六四一、六四二、六四三、六四四、六四五、六四六、六四七、六四八、六四九、六五〇、六五一、六五二、六五三、六五四、六五五、六五六、六五七、六五八、六五九、六六〇、六六一、六六二、六六三、六六四、六六五、六六六、六六七、六六八、六六九、六七〇、六七一、六七二、六七三、六七四、六七五、六七六、六七七、六七八、六七九、六八〇、六八一、六八二、六八三、六八四、六八五、六八六、六八七、六八八、六八九、六九〇、六九一、六九二、六九三、六九四、六九五、六九六、六九七、六九八、六九九、七〇〇、七〇一、七〇二、七〇三、七〇四、七〇五、七〇六、七〇七、七〇八、七〇九、七一〇、七一一、七一二、七一三、七一四、七一五、七一六、七一七、七一八、七一九、七二〇、七二一、七二二、七二三、七二四、七二五、七二六、七二七、七二八、七二九、七三〇、七三一、七三二、七三三、七三四、七三五、七三六、七三七、七三八、七三九、七四〇、七四一、七四二、七四三、七四四、七四五、七四六、七四七、七四八、七四九、七五〇、七五一、七五二、七五三、七五四、七五五、七五六、七五七、七五八、七五九、七六〇、七六一、七六二、七六三、七六四、七六五、七六六、七六七、七六八、七六九、七七〇、七七一、七七二、七七三、七七四、七七五、七七六、七七七、七七八、七七九、七八〇、七八一、七八二、七八三、七八四、七八五、七八六、七八七、七八八、七八九、七九〇、七九一、七九二、七九三、七九四、七九五、七九六、七九七、七九八、七九九、八〇〇、八〇一、八〇二、八〇三、八〇四、八〇五、八〇六、八〇七、八〇八、八〇九、八一〇、八一一、八一二、八一三、八一四、八一五、八一六、八一七、八一八、八一九、八二〇、八二一、八二二、八二三、八二四、八二五、八二六、八二七、八二八、八二九、八三〇、八三一、八三二、八三三、八三四、八三五、八三六、八三七、八三八、八三九、八四〇、八四一、八四二、八四三、八四四、八四五、八四六、八四七、八四八、八四九、八五〇、八五一、八五二、八五三、八五四、八五五、八五六、八五七、八五八、八五九、八六〇、八六一、八六二、八六三、八六四、八六五、八六六、八六七、八六八、八六九、八七〇、八七一、八七二、八七三、八七四、八七五、八七六、八七七、八七八、八七九、八八〇、八八一、八八二、八八三、八八四、八八五、八八六、八八七、八八八、八八九、八九〇、八九一、八九二、八九三、八九四、八九五、八九六、八九七、八九八、八九九、九〇〇、九〇一、九〇二、九〇三、九〇四、九〇五、九〇六、九〇七、九〇八、九〇九、九一〇、九一一、九一二、九一三、九一四、九一五、九一六、九一七、九一八、九一九、九二〇、九二一、九二二、九二三、九二四、九二五、九二六、九二七、九二八、九二九、九三〇、九三一、九三二、九三三、九三四、九三五、九三六、九三七、九三八、九三九、九四〇、九四一、九四二、九四三、九四四、九四五、九四六、九四七、九四八、九四九、九五〇、九五一、九五二、九五三、九五四、九五五、九五六、九五七、九五八、九五九、九六〇、九六一、九六二、九六三、九六四、九六五、九六六、九六七、九六八、九六九、九七〇、九七一、九七二、九七三、九七四、九七五、九七六、九七七、九七八、九七九、九八〇、九八一、九八二、九八三、九八四、九八五、九八六、九八七、九八八、九八九、九九〇、九九一、九九二、九九三、九九四、九九五、九九六、九九七、九九八、九九九、一〇〇〇、一〇〇一、一〇〇二、一〇〇三、一〇〇四、一〇〇五、一〇〇六、一〇〇七、一〇〇八、一〇〇九、一〇一〇、一〇一一、一〇一二、一〇一三、一〇一四、一〇一五、一〇一六、一〇一七、一〇一八、一〇一九、一〇二〇、一〇二一、一〇二二、一〇二三、一〇二四、一〇二五、一〇二六、一〇二七、一〇二八、一〇二九、一〇三〇、一〇三一、一〇三二、一〇三三、一〇三四、一〇三五、一〇三六、一〇三七、一〇三八、一〇三九、一〇四〇、一〇四一、一〇四二、一〇四三、一〇四四、一〇四五、一〇四六、一〇四七、一〇四八、一〇四九、一〇五〇、一〇五一、一〇五二、一〇五三、一〇五四、一〇五五、一〇五六、一〇五七、一〇五八、一〇五九、一〇六〇、一〇六一、一〇六二、一〇六三、一〇六四、一〇六五、一〇六六、一〇六七、一〇六八、一〇六九、一〇七〇、一〇七一、一〇七二、一〇七三、一〇七四、一〇七五、一〇七六、一〇七七、一〇七八、一〇七九、一〇八〇、一〇八一、一〇八二、一〇八三、一〇八四、一〇八五、一〇八六、一〇八七、一〇八八、一〇八九、一〇九〇、一〇九一、一〇九二、一〇九三、一〇九四、一〇九五、一〇九六、一〇九七、一〇九八、一〇九九、一一〇〇、一一〇一、一一〇二、一一〇三、一一〇四、一一〇五、一一〇六、一一〇七、一一〇八、一一〇九、一一一〇、一一一一、一一一二、一一一三、一一一四、一一一五、一一一六、一一一七、一一一八、一一一九、一一二〇、一一二一、一一二二、一一二三、一一二四、一一二五、一一二六、一一二七、一一二八、一一二九、一一三〇、一一三一、一一三二、一一三三、一一三四、一一三五、一一三六、一一三七、一一三八、一一三九、一一四〇、一一四一、一一四二、一一四三、一一四四、一一四五、一一四六、一一四七、一一四八、一一四九、一一五〇、一一五一、一一五二、一一五三、一一五四、一一五五、一一五六、一一五七、一一五八、一一五九、一一六〇、一一六一、一一六二、一一六三、一一六四、一一六五、一一六六、一一六七、一一六八、一一六九、一一七〇、一一七一、一一七二、一一七三、一一七四、一一七五、一一七六、一一七七、一一七八、一一七九、一一八〇、一一八一、一一八二、一一八三、一一八四、一一八五、一一八六、一一八七、一一八八、一一八九、一一九〇、一一九一、一一九二、一一九三、一一九四、一一九五、一一九六、一一九七、一一九八、一一九九、一二〇〇、一二〇一、一二〇二、一二〇三、一二〇四、一二〇五、一二〇六、一二〇七、一二〇八、一二〇九、一二一〇、一二一一、一二一二、一二一三、一二一四、一二一五、一二一六、一二一七、一二一八、一二一九、一二二〇、一二二一、一二二二、一二二三、一二二四、一二二五、一二二六、一二二七、一二二八、一二二九、一二三〇、一二三一、一二三二、一二三三、一二三四、一二三五、一二三六、一二三七、一二三八、一二三九、一二四〇、一二四一、一二四二、一二四三、一二四四、一二四五、一二四六、一二四七、一二四八、一二四九、一二五〇、一二五一、一二五二、一二五三、一二五四、一二五五、一二五六、一二五七、一二五八、一二五九、一二六〇、一二六一、一二六二、一二六三、一二六四、一二六五、一二六六、一二六七、一二六八、一二六九、一二七〇、一二七一、一二七二、一二七三、一二七四、一二七五、一二七六、一二七七、一二七八、一二七九、一二八〇、一二八一、一二八二、一二八三、一二八四、一二八五、一二八六、一二八七、一二八八、一二八九、一二九〇、一二九一、一二九二、一二九三、一二九四、一二九五、一二九六、一二九七、一二九八、一二九九、一三〇〇、一三〇一、一三〇二、一三〇三、一三〇四、一三〇五、一三〇六、一三〇七、一三〇八、一三〇九、一三一〇、一三一一、一三一二、一三一三、一三一四、一三一五、一三一六、一三一七、一三一八、一三一九、一三二〇、一三二一、一三二二、一三二三、一三二四、一三二五、一三二六、一三二七、一三二八、一三二九、一三三〇、一三三一、一三三二、一三三三、一三三四、一三三五、一三三六、一三三七、一三三八、一三三九、一三四〇、一三四一、一三四二、一三四三、一三四四、一三四五、一三四六、一三四七、一三四八、一三四九、一三五〇、一三五一、一三五二、一三五三、一三五四、一三五五、一三五六、一三五七、一三五八、一三五九、一三六〇、一三六一、一三六二、一三六三、一三六四、一三六五、一三六六、一三六七、一三六八、一三六九、一三七〇、一三七一、一三七二、一三七三、一三七四、一三七五、一三七六、一三七七、一三七八、一三七九、一三八〇、一三八一、一三八二、一三八三、一三八四、一三八五、一三八六、一三八七、一三八八、一三八九、一三九〇、一三九一、一三九二、一三九三、一三九四、一三九五、一三九六、一三九七、一三九八、一三九九、一四〇〇、一四〇一、一四〇二、一四〇三、一四〇四、一四〇五、一四〇六、一四〇七、一四〇八、一四〇九、一四一〇、一四一一、一四一二、一四一三、一四一四、一四一五、一四一六、一四一七、一四一八、一四一九、一四二〇、一四二一、一四二二、一四二三、一四二四、一四二五、一四二六、一四二七、一四二八、一四二九、一四三〇、一四三一、一四三二、一四三三、一四三四、一四三五、一四三六、一四三七、一四三八、一四三九、一四四〇、一四四一、一四四二、一四四三、一四四四、一四四五、一四四六、一四四七、一四四八、一四四九、一四五〇、一四五一、一四五二、一四五三、一四五四、一四五五、一四五六、一四五七、一四五八、一四五九、一四六〇、一四六一、一四六二、一四六三、一四六四、一四六五、一四六六、一四六七、一四六八、一四六九、一四七〇、一四七一、一四七二、一四七三、一四七四、一四七五、一四七六、一四七七、一四七八、一四七九、一四八〇、一四八一、一四八二、一四八三、一四八四、一四八五、一四八六、一四八七、一四八八、一四八九、一四九〇、一四九一、一四九二、一四九三、一四九四、一四九五、一四九六、一四九七、一四九八、一四九九、一五〇〇、一五〇一、一五〇二、一五〇三、一五〇四、一五〇五、一五〇六、一五〇七、一五〇八、一五〇九、一五一〇、一五一一、一五一二、一五一三、一五一四、一五一五、一五一六、一五一七、一五一八、一五一九、一五二〇、一五二一、一五二二、一五二三、一五二四、一五二五、一五二六、一五二七、一五二八、一五二九、一五三〇、一五三一、一五三二、一五三三、一五三四、一五三五、一五三六、一五三七、一五三八、一五三九、一五四〇、一五四一、一五四二、一五四三、一五四四、一五四五、一五四六、一五四七、一五四八、一五四九、一五五〇、一五五一、一五五二、一五五三、一五五四、一五五五、一五五六、一五五七、一五五八、一五五九、一五六〇、一五六一、一五六二、一五六三、一五六四、一五六五、一五六六、一五六七、一五六八、一五六九、一五七〇、一五七一、一五七二、一五七三、一五七四、一五七五、一五七六、一五七七、一五七八、一五七九、一五八〇、一五八一、一五八二、一五八三、一五八四、一五八五、一五八六、一五八七、一五八八、一五八九、一五九〇、一五九一、一五九二、一五九三、一五九四、一五九五、一五九六、一五九七、一五九八、一五九九、一六〇〇、一六〇一、一六〇二、一六〇三、一六〇四、一六〇五、一六〇六、一六〇七、一六〇八、一六〇九、一六一〇、一六一一、一六一二、一六一三、一六一四、一六一五、一六一六、一六一七、一六一八、一六一九、一六二〇、一六二一、一六二二、一六二三、一六二四、一六二五、一六二六、一六二七、一六二八、一六二九、一六三〇、一六三一、一六三二、一六三三、一六三四、一六三五、一六三六、一六三七、一六三八、一六三九、一六四〇、一六四一、一六四二、一六四三、一六四四、一六四五、一六四六、一六四七、一六四八、一六四九、一六五〇、一六五一、一六五二、一六五三、一六五四、一六五五、一六五六、一六五七、一六五八、一六五九、一六六〇、一六六一、一六六二、一六六三、一六六四、一六六五、一六六六、一六六七、一六六八、一六六九、一六七〇、一六七一、一六七二、一六七三、一六七四、一六七五、一六七六、一六七七、一六七八、一六七九、一六八〇、一六八一、一六八二、一六八三、一六八四、一六八五、一六八六、一六八七、一六八八、一六八九、一六九〇、一六九一、一六九二、一六九三、一六九四、一六九五、一六九六、一六九七、一六九八、一六九九、一七〇〇、一七〇一、一七〇二、一七〇三、一七〇四、一七〇五、一七〇六、一七〇七、一七〇八、一七〇九、一七一〇、一七一一、一七一二、一七一三、一七一四、一七一五、一七一六、一七一七、一七一八、一七一九、一七二〇、一七二一、一七二二、一七二三、一七二四、一七二五、一七二六、一七二七、一七二八、一七二九、一七三〇、一七三一、一七三二、一七三三、一七三四、一七三五、一七三六、一七三七、一七三八、一七三九、一七四〇、一七四一、一七四二、一七四三、一七四四、一七四五、一七四六、一七四七、一七四八、一七四九、一七五〇、一七五一、一七五二、一七五三、一七五四、一七五五、一七五六、一七五七、一七五八、一七五九、一七六〇、一七六一、一七六二、一七六三、一七六四、一七六五、一七六六、一七六七、一七六八、一七六九、一七七〇、一七七一、一七七二、一七七三、一七七四、一七七五、一七七六、一七七七、一七七八、一七七九、一七八〇、一七八一、一七八二、一七八三、一七八四、一七八五、一七八六、一七八七、一七八八、一七八九、一七九〇、一七九一、一七九二、一七九三、一七九四、一七九五、一七九六、一七九七、一七九八、一七九九、一八〇〇、一八〇一、一八〇二、一八〇三、一八〇四、一八〇五、一八〇六、一八〇七、一八〇八、一八〇九、一八一〇、一八一一、一八一二、一八一三、一八一四、一八一五、一八一六、一八一七、一八一八、一八一九、一八二〇、一八二一、一八二二、一八二三、一八二四、一八二五、一八二六、一八二七、一八二八、一八二九、一八三〇、一八三一、一八三二、一八三三、一八三四、一八三五、一八三六、一八三七、一八三八、一八三九、一八四〇、一八四一、一八四二、一八四三、一八四四、一八四五、一八四六、一八四七、一八四八、一八四九、一八五〇、一八五一、一八五二、一八五三、一八五四、一八五五、一八五六、一八五七、一八五八、一八五九、一八六〇、一八六一、一八六二、一八六三、一八六四、一八六五、一八六六、一八六七、一八六八、一八六九、一八七〇、一八七一、一八七二、一八七三、一八七四、一八七五、一八七六、一八七七、一八七八、一八七九、一八八〇、一八八一、一八八二、一八八三、一八八四、一八八五、一八八六、一八八七、一八八八、一八八九、一八九〇、一八九一、一八九二、一八九三、一八九四、一八九五、一八九六、一八九七、一八九八、一八九九、一九〇〇、一九〇一、一九〇二、一九〇三、一九〇四、一九〇五、一九〇六、一九〇七、一九〇八、一九〇九、一九一〇、一九一一、一九一二、一九一三、一九一四、一九一五、一九一六、一九一七、一九一八、一九一九、一九二〇、一九二一、一九二二、一九二三、一九二四、一九二五、一九二六、一九二七、一九二八、一九二九、一九三〇、一九三一、一九三二、一九三三、一九三四、一九三五、一九三六、一九三七、一九三八、一九三九、一九四〇、一九四一、一九四二、一九四三、一九四四、一九四五、一九四六、一九四七、一九四八、一九四九、一九五〇、一九五一、一九五二、一九五三、一九五四、一九五五、一九五六、一九五七、一九五八、一九五九、一九六〇、一九六一、一九六二、一九六三、一九六四、一九六五、一九六六、一九六七、一九六八、一九六九、一九七〇、一九七一、一九七二、一九七三、一九七四、一九七五、一九七六、一九七七、一九七八、一九七九、一九八〇、一九八一、一九八二、一九八三、一九八四、一九八五、一九八六、一九八七、一九八八、一九八九、一九九〇、一九九一、一九九二、一九九三、一九九四、一九九五、一九九六、一九九七、一九九八、一九九九、二〇〇〇、二〇〇一、二〇〇二、二〇〇三、二〇〇四、二〇〇五、二〇〇六、二〇〇七、二〇〇八、二〇〇九、二〇一〇、二〇一一、二〇一二、二〇一三、二〇一四、二〇一五、二〇一六、二〇一七、二〇一八、二〇一九、二〇二〇、二〇二一、二〇二二、二〇二三、二〇二四、二〇二五、二〇二六、二〇二七、二〇二八、二〇二九、二〇三〇、二〇三一、二〇三二、二〇三三、二〇三四、二〇三五、二〇三六、二〇三七、二〇三八、二〇三九、二〇四〇、二〇四一、二〇四二、二〇四三、二〇四四、二〇四五、二〇四六、二〇四七、二〇四八、二〇四九、二〇五〇、二〇五一、二〇五二、二〇五三、二〇五四、二〇五五、二〇五六、二〇五七、二〇五八、二〇五九、二〇六〇、二〇六一、二〇六二、二〇六三、二〇六四、二〇六五、二〇六六、二〇六七、二〇六八、二〇六九、二〇七〇、二〇七一、二〇七二、二〇七三、二〇七四、二〇七五、二〇七六、二〇七七、二〇七八、二〇七九、二〇八〇、二〇八一、二〇八二、二〇八三、二〇八四、二〇八五、二〇八六、二〇八七、二〇八八、二〇八九、二〇九〇、二〇九一、二〇九二、二〇九三、二〇九四、二〇九五、二〇九六、二〇九七、二〇九八、二〇九九、二一〇〇、二一〇一、二一〇二、二一〇三、二一〇四、二一〇五、二一〇六、二一〇七、二一〇八、二一〇九、二一一〇、二一一一、二一一二、二一一三、二一一四、二一一五、二一一六、二一一七、二一一八、二一一九、二一二〇、二一二一、二一二二、二一二三、二一二四、二一二五、二一二六、二一二七、二一二八、二一二九、二一三〇、二一三一、二一三二、二一三三、二一三四、二一三五、二一三六、二一三七、二一三八、二一三九、二一四〇、二一四一、二一四二、二一四三、二一四四、二一四五、二一四六、二一四七、二一四八、二一四九、二一五〇、二一五一、二一五二、二一五三、二一五四、二一五五、二一五六、二一五七、二一五八、二一五九、二一六〇、二一六一、二一六二、二一六三、二一六四、二一六五、二一六六、二一六七、二一六八、二一六九、二一七〇、二一七一、二一七二、二一七三、二一七四、二一七五、二一七六、二一七七、二一七八、二一七九、二一八〇、二一八一、二一八二、二一八三、二一八四、二一八五、二一八六、二一八七、二一八八、二一八九、二一九〇、二一九一、二一九二、二一九三、二一九四、二一九五、二一九六、二一九七、二一九八、二一九九、二二〇〇、二二〇一、二二〇二、二二〇三、二二〇四、二二〇五、二二〇六、二二〇七、二二〇八、二二〇九、二二一〇、二二一一、二二一二、二二一三、二二一四、二二一五、二二一六、二二一七、二二一八、二二一九、二二二〇、二二二一、二二二二、二二二三、二二二四、二二二五、二二二六、二二二七、二二二八、二二二九、二二三〇、二二三一、二二三二、二二三三、二二三四、二二三五、二二三六、二二三七、二二三八、二二三九、二二四〇、二二四一、二二四二、二二四三、二二四四、二二四五、二二四六、二二四七、二二四八、二二四九、二二五〇、二二五一、二二五二、二二五三、二二五四、二二五五、二二五六、二二五七、二二五八、二二五九、二二六〇、二二六一、二二六二、二二六三、二二六四、二二六五、二二六六、二二六七、二二六八、二二六九、二二七〇、二二七一、二二七二、二二七三、二二七四、二二七五、二二七六、二二七七、二二七八、二二七九、二二八〇、二二八一、二二八二、二二八三、二二八四、二二八五、二二八六、二二八七、二二八八、二二八九、二二九〇、二二九一、二二九二、二二九三、二二九四、二二九五、二二九六、二二九七、二二九八、二二九九、二三〇〇、二三〇一、二三〇二、二三〇三、二三〇四、二三〇五、二三〇六、二三〇七、二三〇八、二三〇九、二三一〇、二三一一、二三一二、二三一三、二三一四、二三一五、二三一六、二三一七、二三一八、二三一九、二三二〇、二三二一、二三二二、二三二三、二三二四、二三二五、二三二六、二三二七、二三二八、二三二九、二三三〇、二三三一、二三三二、二三三三、二三三四、二三三五、二三三六、二三三七、二三三八、二三三九、二三四〇、二三四一、二三四二、二三四三、二三四四、二三四五、二三四六、二三四七、二三四八、二三四九、二三五〇、二三五一、二三五二、二三五三、二三五四、二三五五、二三五六、二三五七、二三五八、二三五九、二三六〇、二三六一、二三六二、二三六三、二三六四、二三六五、二三六六、二三六七、二三六八、二三六九、二三七〇、二三七一、二三七二、二三七三、二三七四、二三七五、二三七六、二三七七、二三七八、二三七九、二三八〇、二三八一、二三八二、二三八三、二三八四、二三八五、二三八六、二三八七、二三八八、二三八九、二三九〇、二三九一、二三九二、二三九三、二三九四、二三九五、二三九六、二三九七、二三九八、二三九九、二四〇〇、二四〇一、二四〇二、二四〇三、二四〇四、二四〇五、二四〇六、二四〇七、二四〇八、二四〇九、二四一〇、二四一一、二四一二、二四一三、二四一四、二四一五、二四一六、二四一七、二四一八、二四一九、二四二〇、二四二一、二四二二、二四二三、二四二四、二四二五、二四二六、二四二七、二四二八、二四二九、二四三〇、二四三一、二四三二、二四三三、二四三四、二四三五、二四三六、二四三七、二四三八、二四三九、二四四〇、二四四一、二四四二、二四四三、二四四四、二四四五、二四四六、二四四七、二四四八、二四四九、二四五〇、二四五一、二四五二、二四五三、二四五四、二四五五、二四五六、二四五七、二四五八、二四五九、二四六〇、二四六一、二四六二、二四六三、二四六四、二四六五、二四六六、二四六七、二四六八、二四六九、二四七〇、二四七一、二四七二、二四七三、二四七四、二四七五、二四七六、二四七七、二四七八、二四七九、二四八〇、二四八一、二四八二、二四八三、二四八四、二四八五、二四八六、二四八七、二四八八、二四八九、二四九〇、二四九一、二四九二、二四九三、二四九四、二四九五、二四九六、二四九七、二四九八、二四九九、二五〇〇、二五〇一、二五〇二、二五〇三、二五〇四、二五〇五、二五〇六、二五〇七、二五〇八、二五〇九、二五一〇、二五一一、二五一二、二五一三、二五一四、二五一五、二五一六、二五一七、二五一八、二五一九、二五二〇、二五二一、二五二二、二五二三、二五二四、二五二五、二五二六、二五二七、二五二八、二五二九、二五三〇、二五三一、二五三二、二五三三、二五三四、二五三五、二五三六、二五三七、二五三八、二五三九、二五四〇、二五四一、二五四二、二五四三、二五四四、二五四五、二五四六、二五四七、二五四八、二五四九、二五五〇、二五五一、二五五二、二五五三、二五五四、二五五五、二五五六、二五五七、二五五八、二五五九、二五六〇、二五六一、二五六二、二五六三、二五六四、二五六五、二五六六、二五六七、二五六八、二五六九、二五七〇、二五七一、二五七二、二五七三、二五七四、二五七五、二五七六、二五七七、二五七八、二五七九、二五八〇、二五八一、二五八二、二五八三、二五八四、二五八五、二五八六、二五八七、二五八八、二五八九、二五九〇、二五九一、二五九二、二五九三、二五九四、二五九五、二五九六、二五九七、二五九八、二五九九、二六〇〇、二六〇一、二六〇二、二六〇三、二六〇四、二六〇五、二六〇六、二六〇七、二六〇八、二六〇九、二六一〇、二六一一、二六一二、二六一三、二六一四、二六一五、二六一六、二六一七、二六一八、二六一九、二六二〇、二六二一、二六二二、二六二三、二六二四、二六二五、二六二六、二六二七、二六二八、二六二九、二六三〇、二六三一、二六三二、二六三三、二六三四、二六三五、二六三六、二六三七、二六三八、二六三九、二六四〇、二六四一、二六四二、二六四三、二六四四、二六四五、二六四六、二六四七、二六四八、二六四九、二六五〇、二六五一、二六五二、二六五三、二六五四、二六五五、二六五六、二六五七、二六五八、二六五九、二六六〇、二六六一、二六六二、二六六三、二六六四、二六六五、二六六六、二六六七、二六六八、二六六九、二六七〇、二六七一、二六七二、二六七三、二六七四、二六七五、二六七六、二六七七、二六七八、二六七九、二六八〇、二六八一、二六八二、二六八三、二六八四、二六八五、二六八六、二六八七、二六八八、二六八九、二六九〇、二六九一、二六九二、二六九三、二六九四、二六九五、二六九六、二六九七、二六九八、二六九九、二七〇〇、二七〇一、二七〇二、二七〇三、二七〇四、二七〇五、二七〇六、二七〇七、二七〇八、二七〇九、二七一〇、二七一一、二七一二、二七一三、二七一四、二七一五、二七一六、二七一七、二七一八、二七一九、二七二〇、二七二一、二七二二、二七二三、二七二四、二七二五、二七二六、二七二七、二七二八、二七二九、二七三〇、二七三一、二七三二、二七三三、二七三四、二七三五、二七三六、二七三七、二七三八、二七三九、二七四〇、二七四一、二七四二、二七四三、二七四四、二七四五、二七四六、二七四七、二七四八、二七四九、二七五〇、二七五一、二七五二、二七五三、二七五四、二七五五、二七五六、二七五七、二七五八、二七五九、二七六〇、二七六一、二七六二、二七六三、二七六四、二七六五、二七六六、二七六七、二七六八、二七六九、二七七〇、二七七一、二七七二、二七七三、二七七四、二七七五、二七七六、二七七七、二七七八、二七七九、二七八〇、二七八一、二七八二、二七八三、二七八四、二七八五、二七八六、二七八七、二七八八、二七八九、二七九〇、二七九一、二七九二、二七九三、二七九四、二七九五、二七九六、二七九七、二七九八、二七九九、二八〇〇、二八〇一、二八〇二、二八〇三、二八〇四、二八〇五、二八〇六、二八〇七、二八〇八、二八〇九、二八一〇、二八一一、二八一二、二八一三、二八一四、二八一五、二八一六、二八一七、二八一八、二八一九、二八二〇、二八二一、二八二二、二八二三、二八二四、二八二五、二八二六、二八二七、二八二八、二八二九、二八三〇、二八三一、二八三二、二八三三、二八三四、二八三五、二八三六、二八三七、二八三八、二八三九、二八四〇、二八四一、二八四二、二八四三、二八四四、二八四五、二八四六、二八四七、二八四八、二八四九、二八五〇、二八五一、二八五二、二八五三、二八五四、二八五五、二八五六、二八五七、二八五八、二八五九、二八六〇、二八六一、二八六二、二八六三、二八六四、二八六五、二八六六、二八六七、二八六八、二八六九、二八七〇、二八七一、二八七二、二八七三、二八七四、二八七五、二八七六、二八七七、二八七八、二八七九、二八八〇、二八八一、二八八二、二八八三、二八八四、二八八五、二八八六、二八八七、二八八八、二八八九、二八九〇、二八九一、二八九二、二八九三、二八九四、二八九五、二八九六、二八九七、二八九八、二八九九、二九〇〇、二九〇一、二九〇二、二九〇三、二九〇四、二九〇五、二九〇六、二九〇七、二九〇八、二九〇九、二九一〇、二九一一、二九一二、二九一三、二九一四、二九一五、二九一六、二九一七、二九一八、二九一九、二九二〇、二九二一、二九二二、二九二三、二九二四、二九二五、二九二六、二九二七、二九二八、二九二九、二九三〇、二九三一、二九三二、二九三三、二九三四、二九三五、二九三六、二九三七、二九三八、二九三九、二九四〇、二九四一、二九四二、二九四三、二九四四、二九四五、二九四六、二九四七、二九四八、二九四九、二九五〇、二九五一、二九五二、二九五三、二九五四、二九五五、二九五六、二九五七、二九五八、二九五九、二九六〇、二九六一、二九六二、二九六三、二九六四、二九六五、二九六六、二九六七、二九六八、二九六九、二九七〇、二九七一、二九七二、二九七三、二九七四、二九七五、二九七六、二九七七、二九七八、二九七九、二九八〇、二九八一、二九八二、二九八三、二九八四、二九八五、二九八六、二九八七、二九八八、二九八九、二九九〇、二九九一、二九九二、二九九三、二九九四、二九九五、二九九六、二九九七、二九九八、二九九九、三〇〇〇、三〇〇一、三〇〇二、三〇〇三、三〇〇四、三〇〇五、三〇〇六、三〇〇七、三〇〇八、三〇〇九、三〇一〇、三〇一一、三〇一二、三〇一三、三〇一四、三〇一五、三〇一六、三〇一七、三〇一八、三〇一九、三〇二〇、三〇二一、三〇二二、三〇二三、三〇二四、三〇二五、三〇二六、三〇二七、三〇二八、三〇二九、三〇三〇、三〇三一、三〇三二、三〇三三、三〇三四号）	同	著作権制度については、現在著作権制度審議会において著作権制度の改正に関し基礎となる重要事項について調査審議中であり、請願に係る事項についても同審議会において十分検討されるものと考えるので、その答申をまつて措置したい。
学校給食用小麦粉に対する国庫補助継続の請願（第三六五号）	同	昭和三十七年度予算においては、百グラムあたり一円の学校給食用小麦粉の国庫補助を継続し、これに要する経費十四億二千五百万円を計上している。
国産牛乳による学校給食事業継続に関する請願（第二六一号）	同	国内産牛乳の学校給食供給事業に対する補助業については、需給の事情と変りなく行なうのは困難であるが、昭和三十七年度は十一月から実施する予定である。 なお、児童生徒の体位の向上ならびに酪農の振興を図る見地から国内産牛乳については、今後もできるだけ計画的に行なうよう努力したい。
学校給食事業費国庫補助存続に関する請願（第六八八号）	同	右に同じ。
学校給食用牛乳供給施策継続に関する請願（第三七五号）	同	右に同じ。
学習指導要領中の格技授業時間数増加に関する請願（第三〇七六号）	同	中学校および高等学校の新指導要領において体育に関する授業時間数は週二ないし三時間程度となつており、その内容は格技を始め徒手体操、器械運動、陸上競技、球技、水泳、ダンス、理論の八領域にわたつている。したがつて、格技のみに各学年年間を通じて一時間を充てることとすれば、他の七領域について十分な指導の効果を期し難いこととなるため、体育の教科はもとより他の各教科全般との関連において、今後慎重に検討したい。
公立高等学校増設に関する請願（十一件）（第二九八、三一三号）	同	高等学校生徒急増対策として、昭和三十七年度は、国庫補助金のほか起債および地方交

五、三九一、四〇四、四二四、四二五、四二六、四七八、六一五、八四四、一五八八号） 学校建築標準単価引上げに関する請願（第一一号）	同	付税をもつて必要な財源措置を行なつたが、昭和三十八年度以降においても必要な財源措置について遺憾のないよう努力したい。 実情を検討の上、引き上げに努力したい。
基地周辺学校の防音対策に関する請願（三件）（第二一七、七五七、七五八号）	同	一、基地周辺校で補助対象になるものについては、鉄筋としての申請があれば予算の範囲内で、原則としての鉄筋の補助金を交付することとしている。 二、騒音被害がはなはだしく一定基準以上になるものについては、全額国庫負担で現在の木造校舎を鉄筋防音校舎に改築する措置が昭和三十三年以来とられている。また、木造校舎の改築に際し、補助金を交付する場合には、予算の範囲内でできるだけ鉄筋の補助金を交付するよう努力している。 三、一箇年以内で完成するようしているが、予算および建物の規模の関係上二年あるいは三年にわたるものもあるのが現状である。 四、木造校舎を鉄筋防音校舎に改築すれば相当な防音効果があるので、騒音防止の面からは一学級定員四十名とする必要性は現在のところ認められない。
高等学校生徒急増対策に関する請願（四件）（第三七四、六八九、六九六、七一三号）	同	高等学校の生徒急増対策として、昭和三十七年度は国庫補助金十三億円のほか、起債五十億円、地方交付税九十一億円をもつて必要な財源措置を行なつた。
学校給食用小麦粉に対する補助金打切りに伴う対策の請願（第二二九号）	同	昭和三十七年度予算においては、百グラムあたり一円の学校給食用小麦粉の国庫補助を継続し、これに要する経費十四億二千五百万円を計上している。
宗教法人立保育施設の取扱い等に関する請願（五件）（第三五七〇、三五七一、三五七二、三五九二、三五九三号）	同	一、宗教法人の設置する保育所の設置の認可、これに対する共同募金の配分等については、社会福祉法人その他の者の設置する保育所と差別する取り扱いをしていないが、宗教法人立保育所の施設整備に対し補助等をすることは、現行法上困難であると思われる。 二、社会福祉法人の役員の資格選任については、当該社会福祉法人の定款中に規定することになつており、一般に社会福祉法人の建前から、他の目的を有する法人の役員が、当然社会福祉法人の役員になるような定め方はしないように指導している。また、社会福祉法人解散の場合における残余財産を寄附者たる宗教法人に帰属させうるよう定款に規定することは、現行法上できない。
精神薄弱者対策促進に関する請願（第一一二号）	厚生省	精神薄弱者のための援護施設の整備、職業的自立更生対策の強化、施設職員の待遇改善等現行施設の拡充については、今後とも努力したい。また、精神薄弱者のための経済状態等精神薄弱者福祉のための関連施策については、関係行政機関とも連絡を密にし、その充実を期するよう努力したい。

原爆被害者救援に関する請願（十四件）（第一五三九、一七一一、一七八八、一七八九、一七九〇、一七九一、一八一七、一八一八、一八二〇、一九〇〇、一九〇一、二〇一六、二一九〇号）	同	一、特別被爆者の範囲については、昭和三十七年四月より爆心地から三キロメートルの区域内で被爆した者に拡大する措置を講じた。また、医療手当のわくの撤廃については検討したい。 二、生活保障の問題としては、生活保護法による最低保障との関係もあり、被爆者についてのみ別の基準を定め、保障を行なうことは困難である。 三、および四、他の戦争犠牲者に対する援護との均衡もありきわめて困難である。 五、事務費については、健康手帳交付費、台帳作成費等を交付しており、施行に支障をきたすことのないよう増額に努力したい。 六、現在、原爆症に関する研究は、広島大学附属原爆放射能研究所、広島および長崎の原爆病院等で行なわれている。
原爆被害者援護法制定に関する請願（三件）（第一七七四、一七七五、一七七六号）	同	現行法の原爆被爆者に対する医療保護を中心とする建前をくずすことは、生活保護法等との関係もあり、困難である。 (一)　特別被爆者の範囲については、昭和三十七年四月より三キロメートルの区域内で被爆した者に拡大する措置を講じたが、現在更に緩和することは考えていない。また、医療手当の支給条件の緩和については、検討したい。 (二)　生活保障の問題としては、生活保護法による最低保障との関係もあり、被爆者についてのみ別の基準を定め、保障を行なうことは困難である。 (三)および(四)　他の戦争犠牲者に対する援護と均衡の問題もあり、きわめて困難である。 (五)　温泉療法については、原爆症に関してその方法、治療効果等について医学上未だ明らかでない点が多いので検討中である。 (六)　被爆当時胎児でなかつた被爆者の子供についても被爆者とするのは、合理的根拠が乏しいと思われ困難である。 (七)および(八)　被爆者であることによつてのみ、国鉄料金割引の特典または他に優先する福祉施設利用を認めることは、他の戦争犠牲者との均衡上困難である。 (九)　現在いわゆる原爆症に関する研究は、広島大学附属原爆放射能研究所、広島および長崎の原爆病院等で行なわれているが、その内容充実に努めたい。 (十)　事務費については、健康手帳交付費、台帳作成費等を交付しており、施行に支障をきたすことのないよう増額に努力したい。
各市のレントゲン車購入費国庫補助に関する請願（第一四	同	レントゲン車購入の必要性の審査にあたつて購入団体の人口が十万人以上であることは

五号）

結核予防法の内容充実等に関する請願（五件）（第二〇五九、二〇六〇、二一一一、二一九四、二二二三号）　同

小児マヒ対策促進等に関する請願（三件）（第二一〇五、二三四二、三〇七二号）　同

小児マヒの予防並びに治療に係る法令改正に関する請願（第一四六号）　同

絶対的な要件ではないが、財政投資の効率化を図る観点から、地理的、経済的条件等のほか、人口の多少についても配慮することが適当である。

一、結核医療費の全額公費負担については、財政事情、他の長期疾病との関係等問題が多いが、逐次改善を図つていきたい。また、関係法規の一本化については、検討したい。

二、命令入所制度については、早急にその完全実施を図るため、事務体制を整備するとともに予算の確保に努めている。また、日用品費の支給については、原則的には望ましいことであるが、一と同様解決すべき問題が多いので検討中である。

一、昭和三十七年冬においても生ワクチン投与を実施する予定であるが、患者の九〇％以上が十才未満の者であることを考慮して、ワクチンの投与対象は十四才未満の者とすることとしている。また、使用ワクチンについては、効果および安全性に関するWHOの基準に合致していると認められるアメリカ、イギリス、カナダおよびソ連の製品について競争入札の結果カナダのワクチンを使用することとなつている。

二、生ワクチンの予防接種法採用は、昭和三十八年度より実施するよう現在検討中である。

三、ガランタミンは昭和三十六年輸入許可となつたが、学界においては未だその効果についてまとまつた意見がなく、なかには効果に疑問をもつ意見もあるので更に学界の研究を待つて検討したい。また、小児マヒ後遺症の発生した児童の治療に要する費用については、児童の保護者が負担できない場合は公費で負担することとしているので、この制度を十分活用していきたい。

四、中和抗体検査は、昭和三十七年より実施しているが、今後更に充実していきたい。

五、日本脳炎、赤痢等の予防対策については、一層対策を強化していきたい。

六、国立予防衛生研究所、各地方衛生研究所にウイルス検査施設等の整備を行なつているが、今後更に充実を図りたい。

七、沖縄については、日本政府が直接対策を実施することはできないが現地から要請があれば全面的に協力したい。

一、ポリオの予防接種は、定められた接種時期に接種を受ければその後繰り返して接種を受ける必要はないので、対象年令の引き上げは原則として余り意味がない。ただし未接種のまま定期接種時期を過ぎている者については、特別の配慮が必要であるので昭和三十七年春特別対策として十三才未満の者を対象として生ワクチンの投与を行なつたが、昭和三十八年度において生ワクチンの法制化を行なうとすれば経過措置を講じてこれらの者にも漏れなく投与を行なうよう検討している。

二、ガランタミンは、昭和三十六年輸入許可となつたが、学界においては未だその効果についてまとまつた意見がなく、なかには効果に疑問をもつ意見もあるので更に学界の研究をまつて検討したい。

他の疾病に関する国庫負担率との均衡上本病予防事業に関する国庫負担率の引き上げは困難であるが、なお検討したい。

日本住血吸虫病予防のための諸事業費の国庫負担率引上げに関する請願（第一六六号）　同

し尿処理場並びにじんあい焼却場設置事業費国庫補助増額等に関する請願（二件）（第一三、八〇〇号）　同

清掃施設並びにし尿消化そう整備事業促進等に関する請願（第一四七号）　同

保育所予算増額に関する請願（第三四六三号）　同

児童福祉法に基づく措置費増額に関する請願（二件）（第七〇〇、七一七号）　同

保母の給与引上等に関する請願（第八一二号）　同

一、今後とも努力したい。

二、保育所に入所している児童の世帯のうち負担能力のある世帯については、実費としての保育料を負担することになつており、請願の趣旨には沿い難い。

三、地域差の問題については、検討して実情に沿うよう努力したい。

四、保母の基準の改定については、検討の上努力したい。

五、施設の充実改善については、今後とも努力したい。

各種健康保険の統合に関する請願（第一八八号）　同

一、保育所予算の増額については、今後ともできる限り努力したい。

二、私立保育所に対し補助することは法的に疑義があり、困難である。

今後とも十分努力していきたい。

日雇労働者健康保険法の一部改正に関する請願（四件）（第一七三八、二九四二、二七三七、二九八四号）　同

各種健康保険の統合については、各種社会保険の総合調整の一環として考慮さるべき問題であるので、社会保障制度審議会の「社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告」の趣旨に沿つて、今後慎重に研究していきたい。

一、保険給付費に対する国庫負担の引き上げについては、現在検討中である。

二、給付内容の改善については、現在日雇労働者健康保険財政が収支の均衡を失しているので、財政的な基盤の確立をまつて給付内容の引き上げを検討したい。

健康保険の内容改善に関する請願（五件）（第二〇二〇、二〇二一、二一〇八、二一九三、二二二一号）	同	三、擬制適用事業所を強制適用事業所とすべきか否かは他の制度とも関連するので、慎重に検討したい。 一、および二、給付内容の改善の一環として検討したい。 三、医療上必要な治療法、新薬等については、今後ともできる限り速やかに取り入れるよう努力したい。 四、今後とも、十分検討していきたい。
業務外せき髄損傷患者救済に関する請願（二件）（第二一七七、二二六一号）	同	一、せき髄損傷患者の実情にかんがみ、要望の趣旨を尊重して慎重に検討したい。 二、一部負担金の免除は、個々の被保険者については個別的に一部負担金の負担ができないという特別の事情が認められる場合に行なわれることが適当と考える。 三、入院患者に対する日用品費担当額の手当の支給は、国民健康保険法の体系からは、第三十六条第一項の療養給付ではなく、第五十八条第二項の任意給付として考えるべき性質のものであるが、これについては傷病手当金の支給の問題とあわせて、将来検討を要する。 目下検討を進めている。
社会保険診療の地域差撤廃に関する請願（第三四二〇号）	同	生活保護基準の引き上げ、民生委員、児童委員の活動の充実、民間社会福祉施設の整備地域における社会福祉対策等については、年次計画等により積極的に推進する方針である。
低所得階層対策充実等に関する請願（六八件）（第四三三、四三四、四六八、四六九、四八七、四八八、四八九、四九一、四九四、四九五、四九六、四九七、四九八、五〇七、五一一、五一四、五一七、五一八、五一九、五二〇、五三七、五三八、五三九、五四〇、五四一、五四二、五四三、五四四、五四五、五四六、五四七、五四八、五四九、五五〇、五五一、五五二、五五三、五五四、五五五、五五六、五五七、五五八、五五九、五六〇、五六一、五六二、五六三、五六四、五六五、五六六、五六七、五六八、五六九、五七〇、五七一、五七二、五七三、五七四、五七五、五七六、五七七、五七八、五七九、五八〇、五八一、五八二、五八三、五八四、五八五、五八六、五八七、五八八、五八九、五九〇、五九一、五九二、五九三、五九四号）	同	今後も年次計画等により保護基準の引き上げ、処遇の改善、施設の整備拡充等を実施していく方針である。 盆行事の経費を生活保護法によって保障することは問題があると考えるので、今後なお検討したい。
社会福祉拡充のための予算増額に関する請願（四件）（第四三一、四三二、四六六、五六四号）	同	
生活保護法の被保護者に盆見舞金支給等の請願（第二四七四号）	同	

災害救助法を適用されない一般災害の場合の生活保護者のための仮設住宅建設に関する請願（第一六二三号）	同	生活保護法による住宅扶助として被保護者に対して行なうことのできる扶助の内容は、家屋の建設ではなく、住宅の確保であるから請願のような場合を対象とすることは困難であり、一般住宅対策ないし災害対策として考慮すべきであると考えるが、なお、よく研究したい。
民間社会福祉施設従事者の処遇改善に関する請願（六一三件）（第四二八、四七一、四八〇、四八一、四八二、四八三、四八四、四八五、四八六、四八七、四八八、四八九、四九〇、四九一、四九二、四九三、四九四、四九五、四九六、四九七、四九八、四九九、五〇〇、五〇一、五〇二、五〇三、五〇四、五〇五、五〇六、五〇七、五〇八、五〇九、五一〇、五一一、五一二、五一三、五一四、五一五、五一六、五一七、五一八、五一九、五二〇、五二一、五二二、五二三、五二四、五二五、五二六、五二七、五二八、五二九、五三〇、五三一、五三二、五三三、五三四、五三五、五三六、五三七、五三八、五三九、五四〇、五四一、五四二、五四三、五四四、五四五、五四六、五四七、五四八、五四九、五五〇、五五一、五五二、五五三、五五四、五五五、五五六、五五七、五五八、五五九、五六〇、五六一、五六二、五六三、五六四、五六五、五六六、五六七、五六八、五六九、五七〇、五七一、五七二、五七三、五七四、五七五、五七六、五七七、五七八、五七九、五八〇、五八一、五八二、五八三、五八四、五八五、五八六、五八七、五八八、五八九、五九〇、五九一、五九二、五九三、五九四号）	同	右に同じ。
社会福祉事業従事者の待遇並びに労働条件改善に関する請願（五件）（第四二九、四三〇、四六五、五六五、五六六号）	同	身体障害者のための動力車両の製作助成およびこれを給するための国庫補助措置を行なうことについては、慎重に研究したい。また、重度障害者のための施設整備については、これらの障害者を取容する更生援護施設の設置に対し国庫補助を行なうことを検討したい。
重度し体障害者対策に関する請願（第二九八九号）	同	
結核回復者対策確立に関する請願（六件）（第二〇二五、二〇六一、二〇六二、二一二四、二一九五、二二二五号）	同	結核回復者の更生援護のための施策の充実強化については、今後とも努力したい。また、結核回復者のための援護措置の法制化については、慎重に研究したい。
業務外せき髄損傷患者援護に関する請願（第二六九五号）	同	業務外の災害によるせき髄損傷患者が対象となる更生援護、生活保障のための関連制度の充実強化については今後とも努力したい。また、これらの障害者のための単独立法その他の保護制度については、慎重に研究したい。
老人福祉法制定に関する請願（五十九件）（第二二八五、二四八三、二四七五、二四八二、二五一〇、二五七四、二四八四、二五七五、二五八二、二六七五、二六八、二六七六、二六八六、二六九六、二六九七、二六九八、二六九九、二六九九、二六九九

二、六八七、二七〇一、二七〇
二、二七二、二七二三、二七二三、二
七二八、二七二七二九二七四九、
五六四、二七九四、二七九
五、二七六、二八二二、二八
八二二、二八七〇二八七一、二
二八七二、二八八八、二八八
九、二九四〇、二九四一、三
〇〇一、二〇〇二、二〇七四、
三〇〇七五、三〇八六、三一〇
七、三二〇八、三二四一、三
二四二、三二四三、三二八二、
三二八三、三三一四、三三一
五、三三二七、三三六八、三
三七一、三四一一、三四二八、
三四二九、三四五、三四九二、三
四、三四五、三四三〇、三四四
五七四、三五八五号）

同

老人の福祉増進に関する請願（第七四七号）

同

岩手県八幡平地域に国定スキー場設置の請願（第八五二号）

同

鹿児島県鹿屋市に国民宿舎建設の請願（第一六一六号）

同

結核予防法による命令入所予算増額等に関する請願（第二四七三号）

同

命令入所に伴う結核患者の治療費完全公費負担に関する請願（第二六三号）

同

国立箱根療養所に重度せき髄損傷の戦傷病者専用病とう建設に関する請願（五件）（第三四六一、三四六二、三四九三、

題として検討したい。

五、老令福祉年金の改善については、受給者からの要望に応じ、国民年金法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第九十二号）を制定し、公的年金との併給を二万四千円を限度として認め、その公的年金が、職争災害によるものであるときは限度額を七万円まで引き上げるとともに配偶者の公的年金受給による支給制限を撤廃し、本人所得による支給制限額を十三万円を十五万円に引き上げた。

なお、今後とも国民年金審議会の答申にしたがい、国民経済の発展に伴つて年金額の引き上げ、支給開始年令の引き下げを改善するよう検討している。

六、老人のための福祉施設の新設拡充については、昭和三十七年度予算においては、養老施設の創設四十三箇所および拡張五十八箇所分として四億二千百二十二万円を計上したほか、軽費老人ホームの創設十箇所分七千九百八十万円を計上し、更に新しく老人福祉センター三箇所分八百二十万円を計上したが、今後逐年整備拡充したい。

七、目下検討中である。

右に同じ。

国立公園の区域内におけるスキー場の設置、経営については、国立公園計画に基づいて国立公園事業として行なうことが建前となつており、現在八幡平地域の藤の温泉、松川温泉等の区域については、スキー場に関する公園計画は決定されていないが、今後検討したい。

鹿屋市に国民宿舎建設については、今後その周辺の自然的条件、利用状況等を勘案して、必要に応じて計画を検討したい。

一、昭和三十七年度においては、財政事情から九件の予算を確保することができなかつたが、早急に同制度の完全実施を図るため、今後とも予算の確保に努めたい。

二、所得税を納めている世帯に属する患者については、在宅療養の中で現に同居者に結核を伝染させるおそれのある者について優先することとしている。

一、命令入所制度の適用にあたつては、既入院者についても弾力性のある運用により措置するよう指示しており、ほぼ請願の趣旨に沿つた取り扱いがなされている。

二、年収四十二万円までは自己負担分はなく、ほぼ請願どおり運用されている。

戦傷病者のみを対象として別個に専用病棟を設置することは、療養所の一体的な運営管理の上から必ずしも望ましくないと考えられるが、今後慎重に検討したい。

三五三一、三五七三号）

同

国立宮崎療養所改築に関する請願（第三四二四号）

同

国立らい療養所の患者関係予算増額等に関する請願（第二三五二号）

予算等を勘案の上善処したい。

一、全患者に支給する慰安金を昭和三十七年度に増額おしいて従来の月額五百円を七百五十円に増額したほか、不自由者に支給される慰安金についても、国民年金または、各種公的年金を支給されない者に関しては、とくに従来の二百五十円を五百円に引き上げたが、今後とも増額については、一層努力したい。

二、医師および看護職員の充足については、給与改善を含む各種充足策を講じている。

三、昭和三十七年度においては、患者作業による賃与金は一日当りの単価を附添作業については十円、その他の作業については五円の増額をはかり、そ

四、食糧費の増額については、昭和三十七年度においての材料費一日あたり百五円に増額した。また、患者関係経費等についても増額をはかり、それぞれ整備改善につい努力したい。

五、慎重に検討した社会復帰を容易にするため、退所患者の郷旅費を支給するほか帰郷後の更生資金として貸付金制度を行なつているが、現在帰郷費を支給する場合は、支度金に代わる更に退所患者に対しては、支給を行なうべく予算措置についても考慮被服の支給をしたい。また、療養所内に整形外科、物理療法、所内生指導等リハビリテイシヨンの強化に努力

七、治らい薬の経費を昭和三十七年度において従来の患者一人一日あたり百五円を百十五円に増額した。

昭和三十七年度において従来の患者一人一日あたり百五円二十九銭の材料費単価を百十五円に増額した。

なお、これが実施にあたつては賄材料の購入方法および給食技術の向上については更に一段と工夫を加えるとともに、給食調理機械器具の整備を促進するとともに、実質的に給食内容の改善に努力する等の措置を講じて増額には今後とも一層努力したい。

右に同じ。

同

看護婦不足の対策としては、さしあたり、施設の増設、看護業務の能率化、機械化の奨励等看護婦等修学資金貸与制度の創設、公的養成の措置を講じているが、現在審議中の医療制度調久的均衡を図るため、パートタイム看護婦活用の指導、更にその需給の恒

男子看護人の名称改正に関する請願（第二〇二二号）	同	査会の結論をまつて、その教育、業務内容、身分、待遇等について根本的な検討を加え、合理的な制度の改正を行ないたい。また、医師についても目下医療制度調査会において審議が行なわれているので、その必要度について審議の目下医療制度調査会において審議が行なわれているのでその答申を参考として更に検討したい。医師、医療法施行規則を改正し、病院に置くべきは、医療制度の基本的事項にもふれる問題であり、現在これらの点を医療制度調査会において審議中であるので、更に慎重に検討したい。
国立療養所の看護婦増員等に関する請願（第八九七号）	同	看護業務を行なうことが出来る男子たる看護人の名称を専門的職業に従事するよう資格を有する者にふさわしい名称とするよう検討を急ぎ、結論が得られれば速やかに法的措置を講じたい。
へき地診療施設に対する国庫補助増額の請願（第八五三号）	同	病院における看護婦の員数の基準については、看護婦の需給計画にも直接関連する主要問題であるので慎重に検討したい。国立療養所における看護婦の定員は、精神病床の定床に対する看護婦必要数は、おおむね満しているが、欠員を生じ等により改善を含む各種の施設もみられるので、給与の充足に努力したい。なお、看護婦の基準については、医療制度の基本的事項にも関する問題であるので、現在審議中であるが、慎重に検討したい。
離島の無医村対策等に関する請願（第一七三二、一七三三、一八五四、一八八二、一九六〇、二〇一五、二〇一〇七、二三一〇、二三五六、二三八八、二八六七、二九九五、三一二七号）	同	現在へき地診療所については、整備費および運営費とも二分の一の国庫補助を行なつているが、へき地診療の普及向上のため更に補助率の引き上げについて検討したい。
厚生省医務局に看護課設置の請願（第四四号）	同	医師または歯科医師の免許の資格要件を緩和することは医療行政上の重大問題であり、今のところ無医地区対策の一環としてこのような措置をとることは考えていないので請願の趣旨には沿い難い。なお、当該特例試験の受験回数の制限は、昭和三十三年五月一日以降撤廃されている。
医業類似行為の制度化に関する請願（四十九件）（第九四七、九九四、一〇七三、一三一六、一三三六、一三一一、一四四一、一五九一、一三四四、一七二〇、一七二一、一七七二、一八四三、一八五一、一八五二、一九一一、一六、二〇六五、二一八四、二一八五、二一八六、二一八九、二一八七、二一八、二二三五、二二三六、二二三七、二二三八、二二三九、二二四〇、二二四一、二二四二、二二四三、二二四四、二二四五、二二四六、二二四七、二二四八、二九六八、二九七四、二九七六、二九七七、三〇二五、三一六二、三一四四、三三六九、三三八九、三四九九、三五二三、三五八三号）	同	今後とも実現に一層努力したい。 いわゆる医業類似行為業者に関する制度を創設し、手技、電気、光線、温熱、刺戟等の施術を医師以外の特定の資格を有する者が行なうことは、国民の健康を確保する見地から取り扱いとすることが出来るかぎり、その制度化の是否について重大な問題であるので、慎重に検討を重ねてきたが、あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百二十九号）成立の際の附帯決議の主旨に沿い、更に検討を急ぎ、できる限り速やかに結論を得たい。
福岡県粕屋郡内生活保護基準地域の二級地変更に関する請願（第一〇〇六号）	同	生活保護基準の級地については、厚生大臣が定めることになつているが、社会経済事情等の変動により、級地変更を必要とする場合では、所定の手続きによりその変更指定が可能であるので、本件についても実情を検討の上、所要の措置をとることとしたい。
新潟県出雲崎漁港修築工事促進に関する請願（第一三五八号）	農林省	本港については、昭和三十七年度の漁港修築事業により船揚場の造成工事を実施中であるが、港内岩礁除去等の工事については、昭和三十八年度以降において国の予算の許す限り請願の趣旨にそうよう努力したい。
密漁船取締強化のための監視船配置に関する請願（第五八四号）	同	現在の漁業取締合わが国沿岸・沖合漁業の中一隻の取締船一隻ないし三隻を重点的に農後水道、日向ち灘海域に配置し、日夜漁業秩序確立のため努力している。なお、今後とも地元各県および海上保安庁と緊密な連絡をはかつて取締りの万全を期したい。
大規模草地開発事業及び草地改良事業に関する請願（二件）（第七〇三、七二〇号）	同	一、草地改良事業対象地は、慣行利用による入会地が多く、その複雑な権利関係が事業の円滑な推進の阻害となつている例もみられるので、これらの権利関係の調整につい土地の合理化の見地から実効的な制度化をはかること、入会慣行は、規模制置等に関し、入会地所在各種行政措置等に関し、入会地経済の発展段階と各種多様な態様を示し、権利者間の意見対立が甚だしい場合があり、この律理的利用方途を制度化することには、法的も経済上も各種の問題を含むので、草地制度に関する懇談会の意見等をさんしやくして慎重に検討したい。 二、大規模草地改良事業実施計画の直轄による施草地改良事業については、事業実十四年度から昭和三十九年度に継続実施されており昭和三十七年度北海道二地域にわたつて実施されている。 地域、請願のあつた地域は、昭和三十七年度新規採択されており、昭和三十七年度に草地改良事業地域で実施している。 なお、昭和三十八年度予算作成について畜産物の需要の動向に即して家畜導入を流通対策等の関連施策との有機的連けいを

保ちつつ事業量の増大を図ることとしている。

三、草地改良事業は昭和三十七年度から公共事業化され、事業量の拡大および補助率の引き上げ等を行なつた。

四、大規模草地改良事業については、草地の造成改良に附随する家畜保護施設、飲雑用水施設、電気導入施設、道路等の利用施設の新設または改良について国庫補助の対象としている。

なお、家畜導入については、現在県有家畜の貸付および農業近代化資金の融資等の制度があり、これらの補助事業の運用についても、草地改良事業の家畜導入については、家畜導入を実施する地区への優先的取り扱いを行なうよう指導をしている。

草地の造成改良との有機的関連を確保するために両者を同一の補助事業として行なうことについては、各種の補助体系全体に関連する問題でもあり慎重に検討したい。

五、昭和三十七年度草地開発用機械の設置に対する補助は、五千六百万円に増額し、および附属器具を都道府県に必要なトラクター造成改良に導入することとしている。

一、河川漁業権が侵害された場合には、当該漁業権者は、その侵害によつて生じた損失につき工事施行者から正当な補償を受けることができる。

二、産卵資源保護法第二十三条から第二十四条までに規定されており、えん堤が原形復旧されたり、魚類の通路が妨害されると認められた場合には、同法の規定によりそれが林大臣はこれらの場合に魚道を設置することおよび魚類の繁殖に必要な施設の困難な場合には魚類の繁殖に必要な施設の設置を命ずることが可能である。

三、(一)　試験実施として全国水産業共同組合共済制度が昭和三十二年から実施されており、現行の共済制度は、一定要件を具備すれば水面漁業に対して共済金を支払うこととなり、(二)　漁業法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第百五十六号）によれば、漁業権協同組合がその有する第五種共同漁業権について遊漁規則を定めて知事の認可を受けた場合には遊漁を制限出来ることとなり、その遊漁規則の定めに違反して採捕する場合には漁業権の対象となる。しかし、侵害されたこれら漁業権侵害行為者のなかにはきわめて悪質な者もあれば過失によつて侵害を受けた漁業権者の告訴をまつて課罰し、更に必要に応じて損害賠償を請求することが妥当である。

四、内水面漁場管理委員会運営に要する国庫補助の増額については、十分な活動のできるよう毎年度増額に努力してきたが、昭和三十七年度には委員手当について約二倍に増額しており、今後も要望に沿うよう努力したい。

農地集団化に伴う換地処分促進については、予算および行政措置によつて善処したい。

なお、土地改良登記事務を適正じん速に処理するため、登記所職員の増員ならびに登記所の施設の改善その他の予算措置を講ずることについて努力している。また、土地改良登記手続の簡易化を図ることについては、特検討中であり、農地の相続についても慎重に検討したい。

本件については補助金交付状況を調査したところ、京都府から舞鶴市に対する補助金は昭和三十二年三月をもつて全額交付済みであり、舞鶴市からの部落代表者（区長）には昭和三十二年四月をもつて全額交付済みである。

農地および農業用施設の災害復旧事業については、緊急なものは災害の年に続く二箇年で復旧を完了することを目途に予算措置を講じており、国庫補助金の交付については、年度予算は当該年度当初に、補正予算については閣議決定直後に交付するよう措置している。

なお、間接補助事業については、要望の趣旨に沿うよう県に指導したい。

災害復旧事業費に対する国の補助率については、激甚災害に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）により、激甚災害地については、現行法および通常の国の補助額を除いた地方負担額が、一戸あたり二万円を超えることとなつている。

「高橋」の復旧については、昭和三十七年度において一部を実施する予定である。

岩手県岩手山ろく柳沢、一本木、大石渡地区は、昭和三十二年―昭和三十九年入植地区であり、昭和三十四年に岩手県は水田を承認した酪農組営方式による開拓振興計画を加味して、目下その技術面の調査を実施中であり、この結果によつて方針を決める予定である。

なお、大石渡―一本木線、小岩井―鬼越線

河川の改修、復旧工事に伴う被害漁業補償等に関する請願（第二五七八号）　同

農地集団化に伴う換地処分促進に関する請願（第二二一二号）　同

京都府舞鶴市における台風被害農業者に対する国庫助成金交付業務の調査等に関する請願（第四五六号）　同

農地及び農業用施設災害復旧費補助金の年度内交付に関する請願（第一六一二号）　同

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助率引上げに関する請願（第一六二一号）　同

農林省岩手山ろく国営開墾事業地区内葛根田川の橋りよう「高橋」の早期復旧に関する請願（第八五八号）　同

岩手県岩手山ろく柳沢地区等の開田計画促進等に関する請願（第八五七号）　同

農林省直轄岩手山ろく大規模開墾事業早期完成に関する請願（第八五五号）	同	の二線については、検討中である。 岩手山ろく大規模開墾事業費については、昭和三十七年度予算において四億五千六百万円の割り当てをしている。 なお、事業の早期完成については、今後とも努力したい。
土地改良事業費国庫補助増額に関する請願（二件）（第七〇二、七一九号）	同	団体営土地改良事業の一部については、昭和三十七年度より補助率を引き上げ、事業の促進を図ることとしている。また、傾斜地、山間地帯等の多い地域の土地改良事業のうち、農道事業については、急傾斜地帯農業振興臨時措置法の指定措置により、平坦地より高率の補助率を適用しているが、その他の土地改良事業についても今後検討の上必要があれば検討したい。 老朽農業用つり橋の改修については、今後十分検討したい。
老朽農業用つり橋の改良事業を国庫補助の対象とするの請願（二件）（第一一七二、一四四二号）	同	
農業開発道路早期実現計画に関する請願（第八五四号）	同	農業開発道路については、農業地域の振興を期する必要上昭和三十八年度から調査に着手することとし、所要の調査計画費を要求している。 土地改良施設（とくに排水施設）の維持管理費の農業者負担の増大傾向に対する対策については、その取り扱いにつき慎重に検討中である。
農用地内の排水施設に対する負担合理化の請願（第三二一三号）	同	
鹿児島県内之浦町辺塚、大浦間の国有林道開設に関する請願（第一七六二号）	同	全体計画九キロメートルのうち昭和三十七年度に二、〇キロメートルを開設し、残延長は、昭和三十八年度以降に開設の予定である。
鹿児島県鹿屋市上祓川、有武両町間の国有林道開設促進に関する請願（第一二七二号）	同	全体計画六キロメートルのうち昭和三十七年度に事業上必要のある一キロメートルを開設し、残延長五キロメートルについては、昭和三十八年度以降林政協力事業として実施を検討中である。
畜産振興安定対策に関する請願（三五一八号）	同	一、芝浦と畜場については、卸売人の数が七十数社もあつて多過ぎること、取引方法が相対であつて公正なものとはいい難いこと、枝肉の格付けを実施していないこと等と指定市場としての要件を備えていないこと、現状のままにおいて畜産振興事業団の買入れ市場とすることは困難である。また、芝浦と畜場の取り引きの近代化については、東京都は、昭和三十七年度中に中央卸売市場を開設することを目途として芝浦関係業者と話し合いを進めており、中央卸売市場化を通じてその取り引きの近代化、施設の整備合理化に努めたい。 二、豚肉の安定価格は、食肉中央卸売市場の所在する地域ごとに定められているが、これは、枝肉の整形方法の差異、消費地市場と生産地市場という立地条件の差異等を反映してキログラムあたり五十円にもおよぶ格差が生まれており、畜産振興事業団の市場におけける売買操作も市場の流通秩序を乱すことのないよう市場条件の差異を考慮せざるを得ないため、市場ごとに妥当な格差をつけて安定価格を定めることとした。 なお、市場格差を適正なものとするため、今後更に検討を進めたい。 三、畜産の生産合理化のため、飼料費の低下を図ることは必要であるが、政府操作の飼料のみについて市価に比し著しく安く供給することは、畜産経営の合理化にはむしろ自給飼料を含め飼料給与の合理化に努めることとし、濃厚飼料については、飼料需給安定法に基づき、需給および価格の安定を図りたい。なお、今後とも海外における安定した輸入市場の開発等により、飼料の需給および価格の安定に努めるとともに、系統割当量その他飼料の流通の適正化について検討したい。
てん菜生産振興と支持価格引上げに関する請願（二件）（第七〇一、七一八号）	同	一、昭和三十七年てん菜の最低生産者価格については、トンあたり五千四百円と定めた。 二、昭和三十七年度原料集荷区域についてては、既設工場の集荷実績、将来のてん菜生産見通し等を勘案してん菜生産振興計画において北海道知事が定め、農林大臣が承認した。 三、今後におけるてん菜生産振興対策については、てん菜生産振興臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十一号）を制定し、本法の期限延長等の改正を行なつたが、なお、甘味資源に関する総合対策を策定のうえ、てん菜についても所要の法律措置を講ずることとして検討中である。 四、北海道においては、てん菜生産振興計画に基づき、所要の施策を講じているが、その他の府県においても、てん菜栽培の技術的経営進捗度に応じ、生産振興に必要な措置を講じている。 右に同じ。
てん菜生産振興臨時措置法の一部改正に関する請願（第一四二五号）	同	右に同じ。
昭和三十七年産てん菜生産者価格改正に関する請願（第一五三一号）	同	一、肥料二法制定後の客観状況の大幅な変化にかんがみ農民に対し適正な価格で、かつ、安定した供給を確保するという肥料二法の目的達成にも支障をきたすことが考えられる。したがつて、今後においても農民に対し適正な価格で安定した供給を確保す
臨時肥料需給安定法等廃止反対に関する請願（十八件）（第九〇九、九五〇、九六四、一一五二、一二四八、一七四二、一七四三、一七六〇、一七八七、一八四〇、二〇九〇、二	同	

一三一、二二三六、二二五〇、二三〇二、二三四六、二七二四、二七七二号）

酪農の窮状打開に関する請願（九件）（第一〇三〇、一〇九五、一二一、一一六三、一二七五、一三四八、一三七一、一四五四、一五四〇号）

同

るため、この際、肥料政策のあり方全般について根本的に再検討を行なう必要があると考える。

硫安工業合理化の推進については、肥料政策の根本的再検討の際慎重に検討する方針でいるが、今後も合理化の一層の進捗を図つていく所存である。

二、有限会社中央肥料元売連盟は、現行肥料二法の存続する期限に限り、かつ、硫安単肥だけを取り扱うという方針のもとに設立されたものである。この会社の活動については、メーカーカルテルのようなものにならないように十分指導監督を行なつているので、消費者に不利益となるようなことはない。

一、(一)および(二)　原料乳価格の安定については、今後における牛乳、乳製品の生産と消費の安定的拡大と酪農経営の健全な発展を図る趣旨から過去における価格変動の幅を縮少し、一定の価格の帯のなかに安定せしめることを目的として畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十八年法律第百八十三号）が制定され、原料乳の価格安定措置が講ぜられることとなつている。この場合、原料乳の安定基準価格は、前記の価格帯の下限価格であるが、その価格帯の中心となる価格において長期的にその再生産を確保することを旨として定められている。

(三)　最終市乳価格における生産者の手取額の増大については、昭和三十七年度から二月の小売価格に引き下げ分の半額を生産者に還元するよう指導を行つたほか、昭和三十七年度から生産者団体の共販体制の確立と取引条件の酪善を図るため、生産者団体から農会議制度を発足させたところである。今後もこの方向に沿つて所要の措置をとつていきたい。

二、(一)　政府は手持ちの麦は、昭和三十六年度は三十一万トンを飼料用として売却したが、三十一年度には実需者に四万六千トンを売り渡し団体を対象に四十七年度においては、飼料用として二十五万トンの売却を予定している。

(二)　専管、増産ふすまは、飼料の実需者の団体に売り渡すことを条件に製粉工場に対し小麦を売却しており、昭和三十七年度はふすまにしても前年度に比し約三〇％増の四十七万二千トンを予定している。

(三)　流通飼料については、全般的な需給と価格の安定が確保されることが望ましく、現行法もそれを前提として畜産農民の経営の安定を図ることとしており、行政措置としても飼料の実需者を構成員とした団体を対象に政府飼料の操作を行なつている。したがつて、今後も現行法の適切なる運営により対処していく方針である。

三、(一)　昭和三十七年度の引き下げについては、一分引き下げを行なつた以降については、更に引き下げることについては、一般の金利水準体系との関連、財政負担力等を考慮し、つつ慎重に検討し、償還期限の延長についても同様に検討していくこととしている。

(二)　飼料需給安定審議会、酪農畜産物価格審議会の委員としては、酪農畜産物価格審議会の委員として系統農協中央団体の代表者から選任した。

群馬県の酪農危機打開対策に関する請願（第二二八四号）

同

一、(一)および(二)　原料乳価格の安定については、今後における牛乳、乳製品の生産と消費の安定的拡大と酪農経営の健全な発展を図る趣旨から過去における価格変動の幅を縮少し、一定の価格の帯のなかに安定せしめることを目的として畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十八年法律第百八十三号）が制定され、原料乳の価格安定措置が講ぜられることとなつている。この場合、原料乳の安定基準価格は、前記の価格帯の下限価格であるが、その価格帯の中心となる価格において長期的にその再生産を確保することを旨として定められている。

(三)　最終市乳価格における生産者の手取額の増大については、昭和三十七年度から二月の小売価格に引き下げ分の半額を生産者に還元するよう指導を行つたほか、昭和三十七年度から生産者団体の共販体制の確立と取引条件の酪善を図るため、生産者団体から農会議制度を発足させたところである。今後もこの方向に沿つて所要の措置をとつていきたい。

二、(一)　政府は手持ちの麦は、昭和三十六年度は三十一万トンを飼料用として売却したが、三十一年度には実需者に四万六千トンを売り渡し団体を対象に四十七年度においては、飼料用として二十五万トンの売却を予定している。

(二)　専管、増産ふすまは、飼料の実需者の団体に売り渡すことを条件に製粉工場に対し小麦を売却しており、昭和三十七年度はふすまにしても前年度に比し約三〇％増の四十七万二千トンを予定している。

(三)　流通飼料については、全般的な需給と価格の安定が確保されることが望ましい。

しく現行法もそれを前提として畜産農民の経営の安定を図ることとしており、今後も現行法の適切なる運営によ

三、(一)　りは、農業資金の融資わくについては、農業近代化資金の融資わくを確保するよう努めていきたい。同資金の利子率は、昭和三十七年度以降については、引き下げを行なつたが、更に引き下げることについては、一般の金利水準体系との関連、財政負担力等を考慮しつつ慎重に検討していきたい。また、同資金の償還期限の延長についても同様に検討したい。

(二)　昭和三十六年度貸付分について、昭和三十七年度貸付分と未端利子を同一とすることについては、慎重に検討したい。

(三)　飼料需給安定審議会、酪農審議会および畜産物価審議会の各委員については、生産者酪農民代表を選任している。

四、競馬法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第八十三号）を制定し、競馬の施行者が益の使途について、地方競馬を地方公共団体から売得金の一定率に相当する額を地方競馬を改良増殖会に交付させ同協会において馬の改良増殖その他畜産の振興に資するための事業についても競馬の収益をもつて畜産の振興、社会福祉の増進等に必要な財源に充てることとなつた。

五、育成牛対策を行なう上に不可欠の草地基盤の造成については、権利関係の調整等その施行の円滑化を図るための方策につき検討の実施をほかに、要すれば国有地の活用等を加えるほか、国庫の十分な検討したい。

六、(一)　乳牛の検査等の手数料については、地方の実情に応じ農家負担の軽減をはかるよう今後も努力したい。

(二)　畜産物の価格安定等に関する法律による乳製品の価格共済掛金のうちの死亡廃用事故に対応する部分の二分の一の国庫負担のほか、多頭飼育者の全頭加入者に交付の多頭飼育加入奨励のための奨励金を加入者に交付する等の措置を講じてきたが、今後も農家負担の軽減に一層努力を図りたい。

(三)　乳牛の耳標の装着については、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十一条および同法施行規則第十三条の規定により、個体の検査を表示するとともにこの耳標により健康牛が一見してわかるようにしたものであり、この措置は、防疫を万全にし、健康な家畜の輸送と適正な取引に役立つていると考えられるので、引

千葉県青堀漁業協同組合等ののり養殖場被害補償に関する請願（三件）（第一八二一、二一三二、二二九九号）

同

千葉県富津町ののり養殖場被害補償等に関する請願（七件）（第一九〇二、一九〇三、一九〇四、一九〇五、一九二八、

同

七、畜産物の価格安定等に関する法律により、輸入に係る乳製品の価格が、買い入れを行なうのは、指定乳製品の価格をこえて騰貴するその安定上位価格をこえたときに限られるおそれがあるときに限るものとしており、適正乳価の形成を阻害するおそれがないこと。

八、(一)　酪農に要する経費の増加の確認については、青色申告を行なう場合には、実際に検査し、経費を控除して所得を計算するのであるが、白色申告を行なう場合には、所得標準を適用して所得を計算するのであるが、所得標準は、適正な所得を計算するための標準的な酪農経営について実際に要した経費を調査しその結果をもとに算定されるものであるから、経費の増加は見込まれているものと考えられる。

(二)　昭和三十六年に酪農経営の実態を調査し、酪農に要する飼料畑の面積を拡大したところであり、特別な事情がない限り一般的には十分にまかなわれている。

現行制度の耳標の装着は、今後も実施したい。

一、被災漁家救済のための資金面に関する措置については、千葉県において現在までに一億五千八百八十六万六千円の融資とその利子補給の措置をとつている。

二、被害補給に関する措置については、アメリカ大使館を通じ、善処を要請しているが、当事者間における速やかな解決を促進するよう今後とも善処したい。

三、所得税について、昭和三十七年二月被害状況を調査の上、昭和三十七年の減収額および税の損害額を控除したところで課税している。その結果、のり漁業を主とする組合員である課税されるものは、のり漁業を従とする組合員で課税されるものは、僅かで、課税所得は通常作の約三分の一となつている。また、県民税については、地方税法第三百二十三条の規定により、特別の事情があるときは、第四十五条の規定により減免の措置を講ずることが出来るものとされている。

四、この種公害対策に関する立法措置については、今後引き続き慎重に検討したい。

右に同じ。

一九四二、二一四六号）

千葉県青堀漁業協同組合等のり養殖場被害補償等に関する請願（二件）（第一九二九、二一六五号）

同

第二室戸台風等による被害対策に関する請願（第二六〇号）

同

右に同じ。

一、被災農林漁業者に対するそれぞれ天災融資法については、両天災につい資金融通についてを適用する政令を制定して三分五厘資金あるいは六分五厘資金を貸し付けることとしたほか、同法の特例法を制定して貸付限度額および償還期限の例を設ける措置を講じた。

果樹植栽資金については、農林漁業金融公庫業務方法書の特例を設けて金利を六分五厘（据置期間中は五分五厘）として果樹園の災害復旧の促進をはかつた。

自作農維持創設資金の融通については、岩手県に対し災害分として九千六百三十万円を特別わくとして追加配分した。

二、水産関係諸施設の被害は、全国的にみて多大であつたので、伊勢湾台風、チリ地震津波等の例にかんがみ、特別措置を講じた。

(一)のうちの各養殖施設の災害、真珠貝および真珠貝業に関する災害復旧事業費国庫補助は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助率の特別措置に関する法律の暫定措置に関する法律による補助率を制定して十分の九の補助率に引上げ、また、漁場に堆積した土砂の排土事業については、二分の一ないし三分の二の補助率によつて行なうこととし、なお、養殖施設の復旧事業費補助の一部を補助をなすこととした。

(二)漁港施設の災害復旧事業費については、公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法を制定して、高率の国庫負担を行なつた。

手続は、岩手県にはこのケース！！

業は、百七十三万九千円であつた。

漁場の排土事業は、岩手県内市町村から、とくに七十八万三千円であつたが、第二室戸台風関係三百七十八万七千円は、第二室戸台風関係三十四号台風関係一億四千万円、第二室戸台風関係一億四千万円は、第二室戸台風関係三百七十八万七千円は、第二室戸台風関係三百七十八万七千円は、第二室戸台風関係三百七十八万七千

三六九、二六八五、二七〇四、二七〇五、二七二〇、一二七一、二七八、二七五六、二七九、二七五七、二七七、二七八、二七七、二七八〇、二七八一、二七八一、二七八一、二七八一、二八一六、二八一九、二八三五、二八三六、二八三三、二八四九、二八五二、二八五〇、二八三八、二八五一、二八七五、二八七七、二八七四、二八七六、二八七七、二八九二、二八九五、二八九三、二八九四、二九四九、二九五〇、二九四八、二九四九、二九五一、二九九〇、二九九一、二九九二、二九九三、三〇二九、三〇三〇、三〇三一、三〇三二、三〇七七、三〇八〇、三〇八一、三〇七九、三一〇〇、三一〇一、三一〇二、三一〇三、三一五六、三一五九、三二三三、三二三四、三二三五、三二三六、三二五八、三二六〇、三二六一、三二六九、三二七五、三三〇五、三三〇六、三三三二、三三三四三号）

以東底びき網漁業完全廃止に関する請願（第三四二六号）

同

たが、目下認可の適否について申請の内容および業界におよぼす影響等を慎重に検討中である。

宮崎県沖合およびその周辺海域における中型機船底曳網漁業については、種々問題があるので、国の取締船二隻ないし三隻を豊後水道、日向灘海域に配置し重点的に同海域の取り締りにあたらせ、漁業秩序の維持について努力中である。

なお、中型機船底曳網漁業の許可の将来のあり方については、改正後の漁業法の施行とあわせ他の漁業許可のあり方とも総合して検討した上、措置したい。

国有林野払下げに関する請願（二件）（第一六、八〇八号）

同

国有林野の所在する地方の産業振興と民生安定に資するためには国有林野を活用することに払いつい、開拓事業に供する新市町村建設促進法に基づく売未墾地等の所属替え、各種共用林野および部分林の設定ならびに農林業用の使用および貸付け等を実施しているが、農林業の構造改善事業促進の一助として、国土の保全上また国有林野の経営上支障のない範囲において特定の国有林野を活用することも必要と考えられるので、この取り扱いについて慎重に検討中である。

国有林野開放促進に関する請願（二一八号）

同

右に同じ。

農業協同組合併助成法の援助措置を同法制定前の合併組合にそ及適用するの請願（八件）（第八七八、一一三九、一一六二、一二七三、一五四一、二一二九、二八五三、三〇四四号）

同

農業協同組合合併助成法は、農業の変化発展に対処するため、現在一応順調に事業を行なつている農業協同組合をより大規模化して適正かつ能率的な事業経営を行なうことが出来るようにするためのものであつて、これに伴う助成措置も合併直後にする施設の統合整備、税制上の特例措置等を内容とするものであるから、本法施行前にそ及して適用することは困難である。したがつて、これらの組合に対しては、融資等別途方策を考慮して、その育成を図りたい。

食糧管理制度の現状維持に関する請願（第八四号）

同

食糧管理制度は、食糧の需給および価格の安定に重要な機能を果たしており、この機能は今後も維持すべきものと考える。しかし、食糧管理制度をめぐる内外の諸事情は種々変化しており、それに即応して食糧管理制度の機能を果たさせていくためにはどうしたらよいか米穀管理制度懇談会において検討中であるので、その結論をまつて慎重に対処したい。

食糧管理法改正反対に関する請願（第二七二五号）

同

右に同じ。

食糧管理制度改正反対等に関する請願（第三二一八号）

同

一、農業基本法の目標の達成のため、生産、価格、流通、構造等各般にわたり所要の措置を講じ、農業の発展を図る考えである。

二、食糧管理制度は、食糧の需給および価格の定安に重要な機能を果たしており、この機能は今後も維持すべきものと考える。しかし、食糧管理制度をめぐる内外の諸事情は種々変化しており、それに即応して食糧管理制度の機能を果たさせていくためにはどうしたらよいか、米穀管理制度懇談会において検討中であるので、その結論をまつて慎重に対処したい。

食糧管理法改正反対等に関する請願（第二一〇一号）

同

一、(一)　食糧管理制度は、食糧の需給および価格の安定に重要な機能を果たしており、この機能は今後も維持すべきものと考える。しかし食糧管理制度をめぐる内外の諸事情は種々と変化しているので、それに即応して食糧管理制度の機能を果たさせていくためには、どのようにしたらよいか、米穀管理制度懇談会における検討中であるので、その結論をまつて慎重に対処したい。

(二)　生産者米価は、食糧管理法第三条第二項の規定にしたがい、米穀の再生産の確保を旨としてなされ、消費者米価は、償方式により決定し、消費者米価は、食糧管理法第四条第二項の趣旨にしたがい、消費者家計の安定を旨として決定していく方針である。

(三)　食糧管理に伴い必要な財政負担については、所要の措置を講ずることとする。

(四)　米麦の輸入の自由化については、その農業所得の形式上に占める重要な地位にかんがみ、現行輸入統制は継続する考えである。

二、臨時肥料需給安定法および硫安工業合理

酪農会議設置構想留保に関する請願（第一〇〇八号）　同

果実の輸入自由化中止に関する請願（四件）（第三五六三、三六〇九、三六一〇、三六一一号）　同

トマト加工製品の貿易自由化延期等に関する請願（三件）（第二三五二、一八三九、一八五五号）　同

果樹農業振興に関する請願（十四件）（第八〇、三〇九八、三〇九九、三二一二、三二一六、三二一七、三三二一、三三二六、三三四四、三四二三、三四九五、三四九六、三五二〇、三五二一号）　同

化および硫安輸出調整臨時措置法については、もはや内需ひつ迫のおそれはなくなつたが、他方輸出事情の悪化しており、この体制のもとでは、硫安工業の健全なまは困難となり、ひつ迫民需に対し適正な価格で、かつ、安定した農業の日的達成に供給を確保するとおそれがあるので、今後にも支障をきたす肥料二法の需要構造および肥料の変化のする勢方向で、生産構造肥料政策のあり方全般につい根本的に検討し、安工行のなう必要があるとなお考えており、また硫安工業を合理化し、健全な輸出産業に育成することにつきあわせて検討したい。

三、農業近代化資金の貸出利率の引き下げ等について、昭和三十六年度における農業経営の現状等にかんみ、五厘を個人施設に引き下げ等は、昭和三十七年度以降六分五厘に利率を七年間償還期限措置をとつたが、据置期間の延長についても、今後農業の実態に即応し得るよう検討したい。

酪農会議設置構想留保に関する請願（第一〇〇八号）

乳製品の生産および消費の著しい増大傾向に即応して、生産乳の取り引きの安定と流通の合理化を図るため、生産者団体が全国的または地域的に生乳の生産および出荷を調整した生乳取引契約の内容の改善を図ることを目的として設けられたものである。系統農協法の指導のあり方としては、一般的には農協法の基づく農協中央会によつて統一的に行なわれる特殊性を考慮し、生産および出荷の調整を図りつつ、新しい成員としてその間の指導組織を設けたものである。

果実の輸入自由化中止に関する請願（四件）（第三五六三、三六〇九、三六一〇、三六一一号）

果実および加工品の貿易自由化については、貿易・為替自由化促進計画に基づいて自由化を進めているが、現在の果実生産者および品目の自由化については、国内生産者および関係業界に対する影響等も考慮して慎重に検討中である。

トマト加工品の自由化については、貿易為替自由化促進計画に基づいて関税率の検討のほか、加工用品種の普及および栽培地の集団化等を奨励するものとし、昭和三十七年十月までの間に自由化することを目途としているが、その実施については、生産農家および関係業界に与える影響を考慮して慎重に検討中である。

果実および加工品の貿易自由化については、貿易・為替自由化促進計画に基づいて自由化を進めているが、現在の果実生産者および品目の自由化については、国内生産者および関係業界に対する影響等を考慮して慎重に検討中である。

トマト加工品の自由化は、貿易為替自由化促進計画に基づいて関税率の検討のほか、加工用品種の普及および栽培地の集団化等を奨励するものとし、昭和三十七年十月までの間に自由化することを目途としているが、その実施については、生産農家および関係業界に与える影響を考慮して慎重に検討中である。

造林補助単価引上げ等に関する請願（第一二七一号）　同

冷凍さんまの滞貨一掃のための応急措置等に関する請願（二件）（第二五六一、二七七〇号）　同

農業基本政策推進に関する請願（第一五号）　同

造林および病害虫防除事業単価に算入させて造林補助単価は、人夫賃、造林苗代等三十八年度には実態に低額である。また、昭和三十八年度の訂正額は、造林補助単価の併用について検討中である。

農業近代化資金等の利子補給に関する請願（第二五八号）	同	において個人施設（協業施設を含む。）については末端金利の七分五厘から六分五厘への引下げの措置を講じたが、今後における償還期限、金利等の融資条件の緩和については、さらに引き続き慎重に検討を進めていきたい。 農業近代化資金の貸付利率は、個人施設については昭和三十七年度から一分引下げて六分五厘としており、さらに引き下げることなどについては金利体系全般との関連、財政負担の問題等もあり慎重に検討中である。
昭和三十六年産水陸稲損害評価の適正化に関する請願（第三二九一号）	同	農作物共済に係る損害額の認定については、昭和三十七年四月実態調査を行なった結果、農林省の認定は適正なものであることを確認し、保険金等の支払いもすでに完了している。
とん価安定施策強化に関する請願（第二六六七号）	同	一、(一)現行の畜産物価格安定制度においては、豚肉について安定基準価格（下限）と安定上位価格（上限）を定め、豚肉卸売価格をこの価格帯のなかに安定させることによつてその再生産を確保する建前となつている。この趣旨により昭和三十七年度においては、関東水準で枝肉一キロあたり安定基準価格二百五十円、安定上位価格三百四十円と定め (二)られている。 畜産振興事業団が買い入れる指定食肉たる豚肉の規格については、畜産物価格審議会においても問題とされ、専門的な検討を行なうため専門委員会が設置されているので、同委員会の審議の結果をまつて検討したい。 二、(一)食肉を販売する魚介類販売業等においては、食肉の流通形態の推移を十分に考慮しつつ食肉の流通施設基準について食品衛生法に基づいて都道府県に知事が定める必要な施設基準に適合する施設を設置する場合の施設基準については、今後の場合の食肉更に検討したい。また、系統農協の問題に農村の回滞化の問題に遡元肉の販売の円滑化の問題についても、検討したい。 (二)学校における採用肉を広く採用することについては、児童生徒の体位向上を図る見地からも望ましいのが、その具体的措置については、一般給食用としての豚肉の需給事業の困難な問題があるので、今後更に検討したい。 三、現行の畜産物価格安定制度においては、畜産振興事業団による豚肉卸売価格を一定の価格帯の農家の庭先価格を安定させることにより豚肉卸売価格を安定させることとつて肉豚の再生産を確保させることとしており、肉豚の価格低落時にお渡しを通じて豚肉の買い入れとなつて肉豚の価格差補てんを行なうことは困難である。 四、畜産物の価格安定等に関する法律においては、豚肉の価格低落時に生産者団体がその構成員の生産する豚肉について実施する畜産振興事業団が補助することとしている。
水道事業用電力料金軽減に関する請願（第一六一四号）	通商産業省	電気料金の算定は、需用家相互の負担の公平を図る見地から、原価主義の原則に基づいて行なわれることとなつている。特定の需用家に対する料金を設定すれば、その分を他の一般需用家が負担しなければならないことになるが、これは、公平の見地からみて望ましいことでなく、とくに電気料金原価での一般的な高騰傾向が問題となつている現状では、水道事業が困難なことであるとしたがつて、これに対する電気事業が公益性の強い事業であり、これが住民の福祉の増進をはかることが原価にはは問題がある。特に料金の軽減をはかることは認めるが原価を寄与することにはは問題があ
茨城県に火力発電所誘致に関する請願（第六五三号）	同	北茨城地域における火力発電所の建設については、現在産炭地域振興臨時措置法に基づき茨城県および福島県に委託して建設調査を実施しているが、昭和三十六年度の報告書が既に提出されており、なお、昭和三十七年度の調査結果を待ち、同地域の推移、立地条件、火力発電の経済性等を考慮し、総合的に検討して決定すべきものと考える。
商工会等の経営改善普及員の身分保障等に関する請願（第四六七号）	同	一、経営指導員の待遇については、地方公務員に準じての待遇をしているが、なお、小規模事業者に対する経営指導費補助金の交付条件として商工会、商工会議所において経営指導員を設置する場合は当該指導員について適切な給与規程、退職金規程その他必要な労働条件を定めなければならないものとしている。 二、現在経営指導員の任免は、商工会等の会長の権限となつているが、補助対象となつた経営指導員を免職する場合には、補助事業者である都道府県知事ならびに通商産業局長の承認を受けなければならないものとしている。 三、経営指導員人件費補助は、公務員の給与に準じていることはいうまでもなく、昭和

鉱害復旧事業団の融資機能強化等に関する請願（第一〇一五号）　同

三十六年度の補助単価は月額二万一千円であつたが、昭和三十七年度においては月額二万二千五百円として千五百円の補助単価の引き上げを行なつた。今後も公務員の給与ベースに準じて人件費補助単価の引き上げ等を考慮していきたい。

四、退職金制度についても前述のごとく商工会、商工会議所自体において退職金制度を設けるよう指導している。

五、賞与については、人件費補助の範囲内において公務員に準じて支給できることとなつている。

一、鉱害賠償資金の融資については、現在石炭鉱業合理化臨時措置法に基づく整備資金の貸し付および保証の制度ならびに鉱害復旧事業団による納付金の延納の措置があるが、これらの制度では十分といい、えない。このため、これらの制度を拡大強化することも考えられるが、むしろ、より総合的な鉱害賠償資金融資制度を設けるべきであり、鉱害賠償供託金および新設する鉱害賠償積立金の活用と関連して、鉱害賠償資金一般に対する積立金制度による融資制度の創設について現在検討中である。

二、臨時石炭鉱害復旧法による家屋復旧工事に対しては、国および都道府県の補助が地磐等復旧費についてのみ行なわれる建前になつており、家屋自体の復旧費については、同一敷地内の移改築は認めることとしているが、移築復旧は認めていない。家屋自体の復旧費については補助金が交付されない。現行法の下では、その他の移築復旧のためには、家屋自体の復旧費を臨時石炭鉱害復旧法において国庫補助の対象とするが、これは一般の災害の場合のバランスからみて容易でないと思われるので、今後更に検討したい。

三、臨時石炭鉱害復旧法による農地の復旧が「ポンプ方式」によつても、農地の効用の回復が可能であり、しかも経済的である場合には従来からこの方式を採用することとしている。この方式によるときは、設置されたポンプ施設を維持管理するための高額の資金が必要であるが、国庫補助の対象となつていないのである。全額賠償義務者が負担する必要があるが、したがつて、とくに賠償義務者が無資力の場合には、ポンプ方式を採用することが困難になつているので、石炭鉱害対策審議会の答申が指摘しているように、この維持管理費を国庫補助の対象とすることが最も望ましい。このため、今後は、持管理費を国庫補助の対象に含める方向で、とりあえず賠償義務者が無資力の場合における維持管理の財源の確保について検討している。

四、臨時石炭鉱害復旧法による復旧工事の結果新設されたかんがい排水施設の維持管理費については、維持管理費等に基づき、維持管理者に定められ、用途明確に定め、炭鉱閉山後も問題を生ずることはないものと考えられる。

上下水道については、同法においては地元炭鉱の話し合いの上これを市町村に移管することが望ましい。

特別鉱害復旧臨時措置法により設置されたかんがい排水施設は、臨時石炭鉱害復旧法の場合と異なり、その維持管理に関しては、閉山後、鉱害復旧

天然ガス及び石油資源開発に関する請願（第八二一号）	同	政策の方向に沿つた諸施策を講ずることとしており、新鉱床探査補助金については、とくに中小企業向の補助金に重点をおき、大幅な増額を図るよう検討を進めている。また、金属鉱産物に対する支持価格制度については、価格差補給金の支給、一手買取、一手販売機関の設立等種々の方法が考えられるが、いずれも財政面、従来の取引秩序とられる関係等問題があるので、現在のところ関連業界の協調によるべき需給、価格の安定体制の確立に努めるとともに、海外価格の急激な変動に対しては、緊急輸入制限、緊急関税等の適切な運用を図つていきたい。
石油輸入自由化対策に関する請願（二件）（第二〇七〇、二二六〇号）	同	一、昭和三十六年十月「可然性天然ガス資源開発第二次五箇年計画」および石油鉱業合理化計画」を策定し、昭和三十七年度から実施している。また、この一環として組織的探鉱活動となすべく地質調査所により天然ガス埋蔵量基礎調査を実施している。 二、天然ガスは外資節約、地方産業振興、国産原油および天然ガス埋蔵量の調査を有し等の観点から重要な意義を有しを行なつている。今後も開発につき所要の助成いては、財政、税制および金融の各面にわたる諸施策を検討中である。
鹿児島港湾改修事業の早期完成等に関する請願（第一二九二号）	運輸省	一、石油業法（昭和三十七年法律第百二十八号）の制定により、請願の趣旨は達せられた。 二、石油に関する国策機関の設置については、慎重に研究中である。
鹿児島県有明湾沿岸に港湾設置の請願（第一七六四号）	同	改修事業の早期完成については、総体的に既定五箇年計画を一年繰り上げて昭和三十九年度に完成するよう考慮しており、本港についても、この主旨に沿つて事業を促進することとしている。また、地方港湾の補助率を上げる問題については、未開発補正により措置することとしている。
国鉄野岩羽線建設等促進に関する請願（第一四号）	同	港湾管理者の案が未だできていないので、できし次第検討したい。
観光事業の一大拠点として箱根町畑引山に国際会議場建設の請願（六件）（第五〇、三二八九、三三〇七、三三二一、三四一七、三六〇七号）	同	今市滝の原間については、昭和三十七年三月二十九日鉄道建設審議会で着工線として取り上げられたが、一部東武鉄道の路線と平行する区間があるので、両者間で調整を行なうことになつているので、できるだけ早く調整を完了して着工するよう努力したい。 喜多方～米沢間は地形急しゅんですこぶる難工事が予想されるので、調査線編入については、今後研究したい。 開発株式会社との協議が整い目下開業に必要な工事を行なつている。 国立国際会議場は閣議了解（昭和三十四年九月五日）により目下京都市宝池に建設中であるが、わが国の国際観光のすう勢から見て将来更にその必要が生ずることも考えられるので、慎重に検討したい。 今市～滝の原間については、昭和三十七年三月二十九日鉄道建設審議会で着工線として取り上げられたが、一部東武鉄道の路線と平行する区間もあるので、両者間で調整を行なうことになつているので、できるだけ早く調整を完了するよう努力したい。 喜多方～米沢間は地形急しゅんですこぶる難工事が予想されるので、調査線編入については、今後研究したい。 今直ちに国鉄の負担において割引を行なうことは、国鉄財政の現状から困難である。
国鉄野岩羽線建設促進に関する請願（第八〇二号）	同	
老人の国鉄運賃割引実施に関する請願（六件）（第七四、一一一三、一三七、一六五、二七五、二八二号）	同	諸般の事情から、本制度を家族まで拡大することは困難である。
戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律による乗車券の家族共用に関する請願（四件）（第九一、二二七、三九三、一八九一号）	同	
国鉄赤穂線の全線開通促進等に関する請願（第一〇五号）	同	本路線は、昭和二十七年度以来継続して工事を行なつており、赤穂から伊部までは昭和三十三年三月に既に開業している。残区間伊部～東岡山間については、工事も進捗したので、昭和三十七年度中には開業できるのではないかと考える。 なお、電化については、今後研究したい。 また列車運行計画等は、開業までに十分検討したい。
宇野、高松間海峡鉄道早期実現に関する請願（二件）（第二二四、三四七号）	同	本路線は、昭和三十六年六月鉄道敷設法予定線に編入し、昭和三十七年三月二十九日第三十五回鉄道建設審議会において調査線に編入されたが、多額の資金と高度の技術を要し、今後なお相当詳細なる調査が必要であるが、できる限り早期に結論を得たい。
国鉄バス近城線に停留所増設の請願（第三二六号）	同	昭和三十七年九月二十日付をもつて承認し国鉄バスは十月一日より手貝町に停車している。
国鉄軽井沢～長野両駅間鉄道電化促進に関する請願（二件）（第七〇四、七二二号）	同	軽井沢～長野間の電化については、目下工事を実施中であるので、昭和三十八年度中に完成する予定であるので、早期完成に努力したい。 甲府～長野間の電化については、新五箇年計画によつて中央線甲府～塩尻～松本間を昭和四十年度までに完成するよう計画しているので、なるべく早期に着工するよう努力したい。また、松本～篠井間は昭和四十一年度以降に考慮する計画である。 なお、軽井沢～長野間については、目下工事中であり、早期完成に努力したい。 複線、電化については、現行の五箇年計画によつて部分的に線増すべく計画であり、あいだに路区間および小淵沢間は目下野呂～塩尻～松本間に着手している。また、全面線
国鉄甲府～長野両駅間鉄道の複線電化実現に関する請願（二件）（第七〇五、七二二号）	同	

岩日線広瀬、日原両駅間鉄道敷設に関する請願（四件）（第七五三、七五四、七五五、八四七号）	同	増については、今後研究したい。 本路線は、昭和三十七年三月二十九日の鉄道建設審議会において、調査線として取り上げられた路線である。建設については、調査の結果をまつて研究したい。 なお、工事中の岩日線は、昭和三十七年度完成する予定である。
盤越東線輸送体形強化改善促進に関する請願（第八〇三号）	同	一、盤越東線旅客列車にデイーゼルカー投入については、今後車両の増備をまつて十分研究していきたい。 二、盤越東線の貨物輸送力増強のために、強いけん引力を有するジーゼル機関車を配備することは、軌条交換その他線路施設の改良を行なう必要があるので早急には困難と思われるが、将来の輸送量を勘案して検討したい。 なお、さし当りの輸送の問題については、出貨の情勢に対応し、今後とも一層努力したい。
野沢、西方線鉄道開設促進に関する請願（第八〇四号）	同	本路線は、鉄道敷設法予定線に該当していない。経過地はおおむねしゅんけんな山間地であり、技術的に複雑な問題があるので、今後十分研究したい。
国鉄会津線にジーゼル準急列車運行の請願（第八〇五号）	同	今後車両の増備をまつて十分研究していきたい。
国鉄水戸、福島両駅間観光準急列車運行に関する請願（第八〇六号）	同	要望の列車増発については、それぞれの線区の輸送量、列車頻度等を考慮するとともに今後の車両の増備をまつて十分研究していきたい。
東北本線盛岡駅以北の電化、複線工事実現促進に関する請願（第八六三号）	同	東北本線の複線化については、新五箇年計画により好摩以南については全線複線化し、以北については部分線増を行なう計画で工事を行なつているが、青森まで全線複線化については今後十分検討したい。 電化については、昭和三十九年度中には電気運転を開始する予定である。また、盛岡～青森間については、昭和四十年度中にしゅんこうするよう努力したい。
生橋線雫石、橋場駅撤去区間の早期復活に関する請願（第八六四号）	同	生橋線雫石～生保内間については、昭和三十二年から工事を継続している。このうち雫石～赤淵間は戦時中撤去した旧路盤を使用する計画であり、今後の工事に伴う資材輸送等のために、赤淵までを部分開業することについて十分検討したい。しかし、この区間にはきよりようが相当あり、はしけたの製作に相当の日数を要するので、これらの関連について研究して決定したい。 要望の列車増発については、検討した結果一層の努力をしたい。
鹿児島本線の列車増発に関する請願（第一一〇六号）	同	鉄道駅出札口装置改善に関する請願（第一五四三号）
	同	熊本県内の鉄道複線化等に関する請願（第一六〇〇号）
	同	国鉄国分海潟両駅間鉄道敷設工事促進に関する請願（第一七六五号）
	同	鹿児島本線の複線化等に関する請願（二件）（第二〇三四、二一四四号）
	同	陸羽東線鉄道貨物輸送集約取扱制度実施中止等に関する請願（第二一二七号）
	同	地下高速鉄道建設工事に伴う損失補償の請願（第二三五〇号）
	同	国電京浜東北線蕨、南浦和両駅間に新駅設置の請願（第二三七二号）
	同	国鉄油須原線建設促進に関する請願（二件）（第二三九一、二四一五号）

請願の本装置については、検討した結果、国鉄で計画している装置に比しそんしよくがあるので実用化する考えはない。

鹿児島本線荒尾～熊本間の線路増設については、現行の五箇年計画では部分的にあい路区間の線増を行なう計画となつているが、今後十分研究したい。

全面複線については、今後十分研究したい。

本路線は、昭和二十八年度より工事に着手中の国分線の一部であり、そのうち古江～海潟間は昭和三十六年四月既に開業している。また、残区間国分～海潟間については、一部用地買収に着手しているが、建設促進については、今後更に努力したい。

久留米～八代間の複線化については、現行の五箇年計画では、部分的に線増する計画となつている。全面線増については、今後研究していきたい。また、久留米～熊本間の電化については、昭和四十年度までに完成する計画になつているので、早急に着工できるよう努力したい。

なお、八代駅の改良については、現在計画していないが、今後研究してみたい。

国鉄が貨物駅の集約の実施にあたつては、事前に関係者の了解を得るよう指導しているが、個々の貨物駅の集約については、今後とも十分検討していきたい。

地下高速鉄道の建設工事に際し、沿道住民に社会生活上受忍すべき範囲をこえる損害、損失等を与えた場合には、起業者において誠意をもつてこの補償を正当な範囲において速やかに行なうよう指導している。また、工事に伴う沿道の交通問題についても起業者が道路管理者、警察等の関係方面と十分打合せを行なつている。しかし、地下高速鉄道の早急な整備は、社会的な要請があり完成されれば沿道住民に多大の利便をもたらすものであり、損失損害についてはその性質上具体的に発生してから考慮すべきものと思われるのであらかじめ画一的に基準を策定することは、種々の困難な点があると考えられるがなお検討したい。

京浜東北線における電車輪送の行き詰まりの状態にある現在更に新駅を設けることは、輪送力を一層ひつぱくさせることになるので、早急の設置は困難である。

なお、今後地方事情その他について十分検討したい。

油須原線漆生～油須原間は、昭和三十一年度より継続工事中の路線であるが、このうち漆生～川崎間は一部を残し殆んど路盤工事がほぼ完了している。現在主として川崎～油須原間を工事中である。まだ相当の工事量があるのとその他の事情等により、今後なお相当期間を要すると考えられるので、路盤完成

三陸沿岸縦貫鉄道の建設線編入に関する請願（第二五八〇号）	同	区間だけでも早期に部分開業したいと考え、目下検討中である。また、篠栗線については、筑豊電鉄とずい道共用の件についても折衝中であつたが、大体話し合いができたので、近く着工したい。 三陸縦貫鉄道の未開通部分は、現在久慈～宮古間、釜石～盛および本吉～前谷地間の三区間で、いずれも鉄道敷設法予定線であり、このうち本吉～前谷地間は既に昭和三十六年度より工事中である。また、久慈～宮古間、釜石～盛間については、昭和三十七年三月二十九日の第三十回鉄道建設審議会において取り上げられて着工の時期方法の決定をすることになつているので、今後研究して早期着工に努力したい。
唐津、呼子、伊万里線の国鉄新線建設予定線を調査線へ格上げに関する請願（第二六〇三号）	同	本路線は、昭和三十七年三月二十九日の第三十五回鉄道建設審議会において調査線として取り上げられたので、昭和三十七年度から調査を開始するよう処置し、建設については、調査の結果をまつて研究したい。
広島県尾道市防地口附近に旅客専用停車場設置の請願（九件）（第二七三六、二七八六、二八七三、二八八二、二九五七、三二一四、三二七七、三三二〇、三三五二号）	同	要望の地点は尾道駅に近く、その上山陽本線上であるため輸送力におよぼす影響も少なくなく、要員その他の問題もあるので、早急の設置は困難である。なお、今後地方事情その他については十分検討したい。
国鉄生橋線の復旧事業等促進に関する請願（第二七六九号）	同	生橋線については、昭和三十二年度より着工し目下継続工事中である。昭和三十七年度計画については、慎重に検討中であるが、早期完成に努力したい。
羽越本線道川、羽後亀田両駅の貨物取扱い廃止、統合中止に関する請願（第二八三〇号）	同	国鉄が貨物駅の集約の実施にあたつては、事前に関係者の了解を得るよう指導しているが、個々の貨物駅の集約については、今後とも十分検討していきたい。
線路傷害、踏切事故防止に関する請願（第三一九六号）	同	最近の踏切事故の状況にかんがみ、速やかに無人踏切を一掃するため、保安設備の整備について適ずることとし、踏切道改良促進法の改正案を準備中である。なお、踏切道に関する恒久的な法については、改良の促進状況を勘案し、踏切保安の地位、権限その他の問題について関係省庁と協議の上検討することとしている。また、鉄道事故の原因の究明につい、研究を重ねて事故防止に努めてきたが、更に新しい制度が必要であるかどうかについては、関係省庁と協議の上検討することとしている。 一、踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）に基づき、昭和三十六年度以降五箇年間で立体交差四百箇所、踏切保安設備の整備約千九百箇所を行なう計画であつたが、その後の状況にかんみ、速やかに踏切を一掃するため、踏切保安設備整
踏切道改善に関する請願（第三二四七号）	同	

個人タクシー免許条件改正に関する請願（十八件）（第三二六六、三二六七、三二六八、三三五一、三三五二、三三五三、三三五四、三三五五、三三五六、三三五七、三三五八、三三五九、三三六〇、三三六一、三三六二、三三六三、三三六四、三三六五、三四一四、三四一五、三四一六、三四四二号）	同	なお、踏切保安人等の地位、権限その他の問題についても、関係省庁と協議の上検討する。 三、鉄道事故の原因の究明については、研究を重ねて事故防止に努めてきたが、更に新しい制度が必要であるかどうかについては、関係省庁と協議の上検討することとしている。
公、私営バス運賃の現行維持等に関する請願（第三六〇八号）	同	備についても次のような緊急措置をとることとしている。 (一)　前記五箇年計画を繰り上げ、三箇年計画として昭和三十八年度までに整備を終えること。また、幅員二米をこえる無人踏切の危険箇所については、昭和四十年度までに踏切警報機の九千三百箇所について優先的に整備すべきものとする。 (二)　五百箇所については、昭和四十年度までに幅員二米以下の無人踏切については、他の踏切道と統合する等の措置をとつてこれが不可能な場合は廃止することを原則とする。 (三)　車の通行禁止措置を講ずることについては、都市鉄道高架化を推進する。 なお、大都市においては、都市鉄道高架公団を設立し、都市鉄道の高架化を推進する。 二、踏切道の安全確保については、踏切道改良促進法に基づき踏切の立体交差化や保安設備の増設を急いでいるが、一方新らしい保安設備の研究も行ない、その実用化を図り、運転者、踏切保安人の負担の軽減に努めている。踏切道上に障害物のある場合に確認させる特殊信号代用機等の速やかに運転者に現場に設置しつつある。 その一部は既に現場に設置しつつある。 なお、大都市鉄道の一人一車制個人タクシー事業者が長期間病床にあり、事業を自ら遂行出来ない場合の取扱いについては、事業者の相互扶助体制を確立することが最も適切なが、別に一時的例外措置が推進に努めているとして身代り運転者の使用を指示した。また、個人タクシー事業の譲渡および譲受ならびに相続については、個人タクシー事業免許の特殊性を十分考慮して一定の条件に適合するものについては、これを認めることとした。 乗合バス事業者の相当数の運賃改訂申請に基づき、各種の資料から運送原価の変動状況、事業収支の内容、更に兼業部門の営業成績等も考慮に入れ、運賃の改訂が事業の健全経営と輸送力の維持改善のため真にやむを得ないものであるかどうか、また、これが利用者の負担、一般物価へおよぼす影響はどうか等について慎重に検討の上、順次処分を行なつている。

海運政策確立に関する請願（第三五三四号）	同	なお、従来から、運賃制度の合理化、共通乗車券制度の拡充、運行ダイヤの合理的編成、従業員の教育等各般の事項につき事業者を指導監督しているが、今後更にこれらサービス面の改善向上を促進したい。 一、海運造船合理化審議会が答申した海運助成策については、さきに利子猶予措置を内容とする一海運企業の整備に関する臨時措置法案」が、四十一国会で廃案となつた。その後、助成措置全般について再検討の予措を前回の内容を行ない、(イ)利子猶予措置の内容を前回の計画造船に比べ利子補給率の引上げおよび利子補給の強化をはかること、(ロ)現在戦標船に対する代替船建造対策を船令二十年以上の老朽船について実施すること、(ハ)企業提携の強化、系列関係の強化等海運業界の体制の整備をはかること等を主たる内容とする対策を決定し、目下法案の策定、予算要求等の作業を進めている。 二、今後の抜本策は、当面前記法案による助成策を適切に適用するとともに、更に利子補給に海運事情が悪化するときは、措置をとりたいと考えているので、新規の助成策を研究するためとくに新機関の設置は必要ではなく、既存の海運造船合理化審議会を活用することで十分である。 三、内航運賃の安定を図るためには、業者自らの自覚と団結により向盟の結成、協定の締結、小型船海運組合の結成または調整運賃の制定等のが望ましく、最も効果的であるとの方法によるのが考える。内航の大型船定期船分野においては、昭和三十五年に航路の秩序の維持、運賃の安定を図ることを目的とし同様に京浜―北海道門―北海道にも同様に盟が結成され不定期船分野に成る四社によるが共同配給、共同引きが受いても大手の三協定が締結されては、小型船一方内容とする内航の分野に基づいて設立された組合は百海運組合は、そのうちち十二組合が石炭の運賃十五あり、法に関する調整行為を行なつている。今後等について業界の協調と団結の強化を促進し、運賃の安定を図る考えである。 なお、内航小船の海運業の健全な発達を図るため事業の開始にあたつての登録の資格要件を強化した事を骨子とする小型船海運業法（昭和三十七年法律第百二十一号）を制定実施したが、本法は内航運賃の安定に役立つものと考える。	農山漁村における有線放送電話の整備等に関する請願（第八一号）
	郵政省	有線放送電話の発達と農山漁村地方における有用性にかんがみ電気通信行政の立場から改善普及についての努力した い。また、公社設備との接続についても関係法律の改正について種々検討を進めている。ただこれには、電気通信政策上の周到な配慮を必要とするため、とくに有線放送電話設備の改善普及に必要な経費として昭和三十六百万円、昭和三十七年度三千六百万円の予算を計上してできるだけの調査研究を行ない、問題の速やかな解決を図るよう努力したい。 なお、有線放送電話の許可の有効期間の延長についても、できる限り要望に沿うよう期間を必要とするため、とくに有線放送電話設備の改善普及に必要な経費として昭和三十六百万円、昭和三十七年度三千二百万円の予算を計上してできるだけの調査研究を行ない、問題の速やかな解決を図るよう努力したい。
農山漁村における有線放送電話の補助金予算全面的成立に関する請願（第二二一号）	同	有線放送電話の発達と農山漁村地方における有用性にかんがみ、電気通信行政の立場から改善普及についての努力したい。また、公社設備との接続についても関係法律の改正について種々検討を進めている。 ただこれには、電気通信政策上の周到な配慮を必要とするため、とくに有線放送電話設備の改善普及に必要な経費として昭和三十六百万円、昭和三十七年度三千六百万円の予算を計上してできるだけの調査研究を行ない、問題の速やかな解決を図るよう努力したい。
有線放送、電話業務用設備相互間接続に関する請願（第八〇七号）	同	有線放送電話の発達と農山漁村地方における有用性にかんがみ、電々公社の改善普及についての努力したい。また、公社設備との接続についても関係法律の改正について種々検討を進めている。 ただこれには、電気通信政策上の周到な配慮を必要とするため、とくに有線放送電話設備の改善普及に必要な経費として昭和三十六百万円、昭和三十七年度三千六百万円の予算を計上してできるだけの調査研究を行ない、問題の速やかな解決を図るよう努力したい。 なお、有線放送電話の許可の有効期間の延長についても、できる限り要望に沿うよう期間を必要とするため、とくに有線放送電話設備の改善普及に必要な経費として昭和三十六百万円、昭和三十七年度三千六百万円の予算を計上してできるだけの調査研究を行ない、問題の速やかな解決を図るよう努力したい。
有線放送電話の業務区域設定制限撤廃等に関する請願（第一〇九七号）	同	有線放送電話の普及改善を図るため、関係法令の改正についても慎重に検討を進めているが、請願の諸点については、電々公社の実情と現行法制との関係、その他種々な角度から十分調査検討の上問題の速やかな解決を図りたい。
北海道岩見沢市幌向町等に地域団体加入電話設置の請願（第二八三二号）	同	有線放送電話の普及改善を図るため、関係公社設備及び有線放送電話設備との接続、同一市町村内の有線放送電話設備相互の接続について、一定の条件のもとに認めるのに必要な制度改正について慎重に検討を続けている。 とくに電々公社については、技術基準その他接続設備との接続について十分調査研究を行なう必要があるので、昭和三十六年度は、補助金を交付して五箇所の試験設備を設置したが、昭和三十七年度は更に二十箇所の試験を行ないできる限り速やかに問題の解決を図りたい。 幌向局については、既に昭和三十五年十二月に幌向局と岩見沢局相互間を即時化し、市外通話サービスの改善をはかつたが、幌向局は岩見沢局から十一・四キロメートルも離れているため、岩見沢局へ統合することは困難である。 請願の三地区については、昭和三十七年中にそれぞれ地域団体加入電話を設置する予定である。 請願の地に無集配特定局を設置することについては、他に必要度合いの高い箇所が多いので、現状においては実現困難である。
北海道岩見沢市幌向郵便局の電話交換事務を岩見沢市電報電話局に併合するの請願（第二八三三号）	同	有線放送電話の普及改善を図るため、関係法令の改正についても慎重に検討を進めているが、請願の諸点については、電々公社の実情と現行法制との関係、農山漁村地方の電気通信事業との関係、その他種々な角度から十分調査検討の上問題の速やかな解決を図りたい。
福岡県田川市平原地区に特定無集配郵便局設置の請願（第一六五六号）	同	有線放送電話の普及改善を図るため、関係法令の改正についても慎重に検討を進めているが、請願の諸点については、電々公社の実情と現行法制との関係、農山漁村地方の電気通信事業との関係、その他種々な角度から十分調査検討の上問題の速やかな解決を図りたい。 請願の三地区については、昭和三十七年中にそれぞれ地域団体加入電話を設置する予定である。 幌向局については、既に昭和三十五年十二月に幌向局と岩見沢局相互間を即時化し、市外通話サービスの改善をはかつたが、幌向局は岩見沢局から十一・四キロメートルも離れているため、岩見沢局へ統合することは困難である。 請願の地に無集配特定局を設置することについては、他に必要度合いの高い箇所が多いので、現状においては実現困難である。

北海道岩見沢市元町に無集配特定郵便局設置の請願（第二三三〇号）	同	請願の地に無集配特定局を設置することについては、その必要は認めるが、他に必要度合いの高いところが多いので他との振り合いをみて考慮したい。 昭和三十九年度以降において考慮したい。
北海道苫小牧郵政局局舎移転新築に関する請願（第三一九七号）	同	郵便物の遅配については、昭和三十六年末各郵政局に郵便業務正常化のための対策本部を設置し遅配発生局に対してはその都度早急排送措置を講ぜしめるとともに、郵政省においても局舎施設の改善、要員の増強、業務取り扱いの簡素化等について逐次対策を講じてきた結果、最近においては全国的に恒久的ない遅配の発生はみていない。しかし、十七年度における業務正常化のため昭和三十七年度における拡充措置を講じも引き続き施設、要員等の拡充措置を講じることとしている。
郵便物の遅配解消に関する請願（三件）（第三八六、六七六、三二九〇号）	同	
簡易生命保険、郵便年金資金の運用範囲拡大等に関する請願（六十一件）（第六九二、七六八、七五六、七六三、七七一、七七二、七九、七七〇、七七三、七七四、七七五、七七六、七七七、七七八、七七九、七八〇、七八一、七八二、七八三、七八四、七八五、七八六、七八七、七八八、七八九、八二三、八二四、八二五、八二六、八二七、八二八、八三三、八三四、八三五、八三六、八三七、八四八、八四九、八五一、八五二、八五三、八五四、八五五、八五六、八五七、八五八、八五九、八六一、八六二、八六三、八六四、八六五、八六六、八六七、八六八、八六九、八七一、八七二、八七三、八七四、八七五、八七六、八七七、八七八、八七九、八八一、八八二、八八三、八八四、八八五、八八六、八八七、八八八、九二一、九二二、九二三、九二四、九二五、九二六、九二七、九二八、九二九、九三〇、九三一、九三二、九三三、九三四、九三五、九三六、九三七、九三八、九三九、九四〇、九四一、九四二、九四三、九四四、九四五、九四六、九四七、九四八、九四九、九五〇、九五一、九五二、九五三、九五四、九五五、九五六、九五七、九五八、九五九、九六一、九六二、九六三、九六四、九六五、九六六、九六七、九六八、九六九、九七一、九七二、九七三、九七四、九七五、九七六、九七七、九七八、九七九、九八一、九八二、九八三、九八四、九八五、九八六、九八七、九八八、九八九、九九一、九九二、九九三、九九四、九九五、九九六、九九七、九九八、九九九、一〇〇一、一〇〇二、一〇〇三、一〇〇四、一〇〇五、一〇〇六、一〇〇七、一〇〇八、一〇〇九、一〇一〇、一〇一一、一〇一二、一〇一三、一〇一四、一〇一五、一〇一六、一〇一七、一〇一八、一〇一九、一〇二〇、一〇二一、一〇二二、一〇二三、一〇二四、一〇二五、一〇二六、一〇二七、一〇二八、一〇二九、一〇三〇、一〇三一、一〇三二、一〇三三、一〇三四、一〇三五、一〇三六、一〇三七、一〇三八、一〇三九、一〇四〇、一〇四一、一〇四二、一〇四三、一〇四四、一〇四五、一〇四六、一〇四七、一〇四八、一〇四九、一〇五〇、一〇五一、一〇五二、一〇五三、一〇五四、一〇五五、一〇五六、一〇五七、一〇五八、一〇五九、一〇六一、一〇六二、一〇六三、一〇六四、一〇六五、一〇六六、一〇六七、一〇六八、一〇六九、一〇七一、一〇七二、一〇七三、一〇七四、一〇七五、一〇七六、一〇七七、一〇七八、一〇七九、一〇八〇、一〇八一、一〇八二、一〇八三、一〇八四、一〇八五、一〇八六、一〇八七、一〇八八、一〇八九、一〇九〇、一〇九一、一〇九二、一〇九三、一〇九四、一〇九五、一〇九六、一〇九七、一〇九八、一〇九九、一〇一〇〇、一〇一〇一、一〇一〇二、一〇一〇三、一〇一〇四、一〇一〇五、一〇一〇六、一〇一〇七、一〇一〇八、一〇一〇九、一〇一一〇、一〇一一一、一〇一一二、一〇一一三、一〇一一四、一〇一一五、一〇一一六、一〇一一七、一〇一一八、一〇一一九、一〇一二〇、一〇一二一、一〇一二二、一〇一二三、一〇一二四、一〇一二五、一〇一二六、一〇一二七、一〇一二八、一〇一二九、一〇一三〇、一〇一三一、一〇一三二、一〇一三三、一〇一三四、一〇一三五、一〇一三六、一〇一三七、一〇一三八、一〇一三九、一〇一四〇、一〇一四一、一〇一四二、一〇一四三、一〇一四四、一〇一四五、一〇一四六、一〇一四七、一〇一四八、一〇一四九、一〇一五〇、一〇一五一、一〇一五二、一〇一五三、一〇一五四、一〇一五五、一〇一五六、一〇一五七、一〇一五八、一〇一五九、一〇一六一、一〇一六二、一〇一六三、一〇一六四、一〇一六五、一〇一六六、一〇一六七、一〇一六八、一〇一六九、一〇一七一、一〇一七二、一〇一七三、一〇一七四、一〇一七五、一〇一七六、一〇一七七、一〇一七八、一〇一七九、一〇一八〇、一〇一八一、一〇一八二、一〇一八三、一〇一八四、一〇一八五、一〇一八六、一〇一八七、一〇一八八、一〇一八九、一〇一九〇、一〇一九一、一〇一九二、一〇一九三、一〇一九四、一〇一九五、一〇一九六、一〇一九七、一〇一九八、一〇一九九、一〇二〇〇、一〇二〇一、一〇二〇二、一〇二〇三、一〇二〇四、一〇二〇五、一〇二〇六、一〇二〇七、一〇二〇八、一〇二〇九、一〇二一〇、一〇二一一、一〇二一二、一〇二一三、一〇二一四、一〇二一五、一〇二一六、一〇二一七、一〇二一八、一〇二一九、一〇二二〇、一〇二二一、一〇二二二、一〇二二三、一〇二二四、一〇二二五、一〇二二六、一〇二二七、一〇二二八、一〇二二九、一〇二三〇、一〇二三一、一〇二三二、一〇二三三、一〇二三四、一〇二三五、一〇二三六、一〇二三七、一〇二三八、一〇二三九、一〇二四〇、一〇二四一、一〇二四二、一〇二四三、一〇二四四、一〇二四五、一〇二四六、一〇二四七、一〇二四八、一〇二四九、一〇二五〇、一〇二五一、一〇二五二、一〇二五三、一〇二五四、一〇二五五、一〇二五六、一〇二五七、一〇二五八、一〇二五九、一〇二六一、一〇二六二、一〇二六三、一〇二六四、一〇二六五、一〇二六六、一〇二六七、一〇二六八、一〇二六九、一〇二七一、一〇二七二、一〇二七三、一〇二七四、一〇二七五、一〇二七六、一〇二七七、一〇二七八、一〇二七九、一〇二八〇、一〇二八一、一〇二八二、一〇二八三、一〇二八四、一〇二八五、一〇二八六、一〇二八七、一〇二八八、一〇二八九、一〇二九〇、一〇二九一、一〇二九二、一〇二九三、一〇二九四、一〇二九五、一〇二九六、一〇二九七、一〇二九八、一〇二九九、一〇三〇〇、一〇三〇一、一〇三〇二、一〇三〇三、一〇三〇四、一〇三〇五、一〇三〇六、一〇三〇七、一〇三〇八、一〇三〇九、一〇三一〇、一〇三一一、一〇三一二、一〇三一三、一〇三一四、一〇三一五、一〇三一六、一〇三一七、一〇三一八、一〇三一九、一〇三二〇、一〇三二一、一〇三二二、一〇三二三、一〇三二四、一〇三二五、一〇三二六、一〇三二七、一〇三二八、一〇三二九、一〇三三〇、一〇三三一、一〇三三二、一〇三三三、一〇三三四、一〇三三五、一〇三三六、一〇三三七、一〇三三八、一〇三三九、一〇三四〇、一〇三四一、一〇三四二、一〇三四三、一〇三四四、一〇三四五、一〇三四六、一〇三四七、一〇三四八、一〇三四九、一〇三五〇、一〇三五一、一〇三五二、一〇三五三、一〇三五四、一〇三五五、一〇三五六、一〇三五七、一〇三五八、一〇三五九、一〇三六一、一〇三六二、一〇三六三、一〇三六四、一〇三六五、一〇三六六、一〇三六七、一〇三六八、一〇三六九、一〇三七一、一〇三七二、一〇三七三、一〇三七四、一〇三七五、一〇三七六、一〇三七七、一〇三七八、一〇三七九、一〇三八〇、一〇三八一、一〇三八二、一〇三八三、一〇三八四、一〇三八五、一〇三八六、一〇三八七、一〇三八八、一〇三八九、一〇三九〇、一〇三九一、一〇三九二、一〇三九三、一〇三九四、一〇三九五、一〇三九六、一〇三九七、一〇三九八、一〇三九九、一〇四〇〇、一〇四〇一、一〇四〇二、一〇四〇三、一〇四〇四、一〇四〇五、一〇四〇六、一〇四〇七、一〇四〇八、一〇四〇九、一〇四一〇、一〇四一一、一〇四一二、一〇四一三、一〇四一四、一〇四一五、一〇四一六、一〇四一七、一〇四一八、一〇四一九、一〇四二〇、一〇四二一、一〇四二二、一〇四二三、一〇四二四、一〇四二五、一〇四二六、一〇四二七、一〇四二八、一〇四二九、一〇四三〇、一〇四三一、一〇四三二、一〇四三三、一〇四三四、一〇四三五、一〇四三六、一〇四三七、一〇四三八、一〇四三九、一〇四四〇、一〇四四一、一〇四四二、一〇四四三、一〇四四四、一〇四四五、一〇四四六、一〇四四七、一〇四四八、一〇四四九、一〇四五〇、一〇四五一、一〇四五二、一〇四五三、一〇四五四、一〇四五五、一〇四五六、一〇四五七、一〇四五八、一〇四五九、一〇四六一、一〇四六二、一〇四六三、一〇四六四、一〇四六五、一〇四六六、一〇四六七、一〇四六八、一〇四六九、一〇四七一、一〇四七二、一〇四七三、一〇四七四、一〇四七五、一〇四七六、一〇四七七、一〇四七八、一〇四七九、一〇四八〇、一〇四八一、一〇四八二、一〇四八三、一〇四八四、一〇四八五、一〇四八六、一〇四八七、一〇四八八、一〇四八九、一〇四九〇、一〇四九一、一〇四九二、一〇四九三、一〇四九四、一〇四九五、一〇四九六、一〇四九七、一〇四九八、一〇四九九、一〇五〇〇、一〇五〇一、一〇五〇二、一〇五〇三、一〇五〇四、一〇五〇五、一〇五〇六、一〇五〇七、一〇五〇八、一〇五〇九、一〇五一〇、一〇五一一、一〇五一二、一〇五一三、一〇五一四、一〇五一五、一〇五一六、一〇五一七、一〇五一八、一〇五一九、一〇五二〇、一〇五二一、一〇五二二、一〇五二三、一〇五二四、一〇五二五、一〇五二六、一〇五二七、一〇五二八、一〇五二九、一〇五三〇、一〇五三一、一〇五三二、一〇五三三、一〇五三四、一〇五三五、一〇五三六、一〇五三七、一〇五三八、一〇五三九、一〇五四〇、一〇五四一、一〇五四二、一〇五四三、一〇五四四、一〇五四五、一〇五四六、一〇五四七、一〇五四八、一〇五四九、一〇五五〇、一〇五五一、一〇五五二、一〇五五三、一〇五五四、一〇五五五、一〇五五六、一〇五五七、一〇五五八、一〇五五九、一〇五六一、一〇五六二、一〇五六三、一〇五六四、一〇五六五、一〇五六六、一〇五六七、一〇五六八、一〇五六九、一〇五七一、一〇五七二、一〇五七三、一〇五七四、一〇五七五、一〇五七六、一〇五七七、一〇五七八、一〇五七九、一〇五八〇、一〇五八一、一〇五八二、一〇五八三、一〇五八四、一〇五八五、一〇五八六、一〇五八七、一〇五八八、一〇五八九、一〇五九〇、一〇五九一、一〇五九二、一〇五九三、一〇五九四、一〇五九五、一〇五九六、一〇五九七、一〇五九八、一〇五九九、一〇六〇〇、一〇六〇一、一〇六〇二、一〇六〇三、一〇六〇四、一〇六〇五、一〇六〇六、一〇六〇七、一〇六〇八、一〇六〇九、一〇六一〇、一〇六一一、一〇六一二、一〇六一三、一〇六一四、一〇六一五、一〇六一六、一〇六一七、一〇六一八、一〇六一九、一〇六二〇、一〇六二一、一〇六二二、一〇六二三、一〇六二四、一〇六二五、一〇六二六、一〇六二七、一〇六二八、一〇六二九、一〇六三〇、一〇六三一、一〇六三二、一〇六三三、一〇六三四、一〇六三五、一〇六三六、一〇六三七、一〇六三八、一〇六三九、一〇六四〇、一〇六四一、一〇六四二、一〇六四三、一〇六四四、一〇六四五、一〇六四六、一〇六四七、一〇六四八、一〇六四九、一〇六五〇、一〇六五一、一〇六五二、一〇六五三、一〇六五四、一〇六五五、一〇六五六、一〇六五七、一〇六五八、一〇六五九、一〇六六一、一〇六六二、一〇六六三、一〇六六四、一〇六六五、一〇六六六、一〇六六七、一〇六六八、一〇六六九、一〇六七一、一〇六七二、一〇六七三、一〇六七四、一〇六七五、一〇六七六、一〇六七七、一〇六七八、一〇六七九、一〇六八〇、一〇六八一、一〇六八二、一〇六八三、一〇六八四、一〇六八五、一〇六八六、一〇六八七、一〇六八八、一〇六八九、一〇六九〇、一〇六九一、一〇六九二、一〇六九三、一〇六九四、一〇六九五、一〇六九六、一〇六九七、一〇六九八、一〇六九九、一〇七〇〇、一〇七〇一、一〇七〇二、一〇七〇三、一〇七〇四、一〇七〇五、一〇七〇六、一〇七〇七、一〇七〇八、一〇七〇九、一〇七一〇、一〇七一一、一〇七一二、一〇七一三、一〇七一四、一〇七一五、一〇七一六、一〇七一七、一〇七一八、一〇七一九、一〇七二〇、一〇七二一、一〇七二二、一〇七二三、一〇七二四、一〇七二五、一〇七二六、一〇七二七、一〇七二八、一〇七二九、一〇七三〇、一〇七三一、一〇七三二、一〇七三三、一〇七三四、一〇七三五、一〇七三六、一〇七三七、一〇七三八、一〇七三九、一〇七四〇、一〇七四一、一〇七四二、一〇七四三、一〇七四四、一〇七四五、一〇七四六、一〇七四七、一〇七四八、一〇七四九、一〇七五〇、一〇七五一、一〇七五二、一〇七五三、一〇七五四、一〇七五五、一〇七五六、一〇七五七、一〇七五八、一〇七五九、一〇七六一、一〇七六二、一〇七六三、一〇七六四、一〇七六五、一〇七六六、一〇七六七、一〇七六八、一〇七六九、一〇七七一、一〇七七二、一〇七七三、一〇七七四、一〇七七五、一〇七七六、一〇七七七、一〇七七八、一〇七七九、一〇七八〇、一〇七八一、一〇七八二、一〇七八三、一〇七八四、一〇七八五、一〇七八六、一〇七八七、一〇七八八、一〇七八九、一〇七九〇、一〇七九一、一〇七九二、一〇七九三、一〇七九四、一〇七九五、一〇七九六、一〇七九七、一〇七九八、一〇七九九、一〇八〇〇、一〇八〇一、一〇八〇二、一〇八〇三、一〇八〇四、一〇八〇五、一〇八〇六、一〇八〇七、一〇八〇八、一〇八〇九、一〇八一〇、一〇八一一、一〇八一二、一〇八一三、一〇八一四、一〇八一五、一〇八一六、一〇八一七、一〇八一八、一〇八一九、一〇八二〇、一〇八二一、一〇八二二、一〇八二三、一〇八二四、一〇八二五、一〇八二六、一〇八二七、一〇八二八、一〇八二九、一〇八三〇、一〇八三一、一〇八三二、一〇八三三、一〇八三四、一〇八三五、一〇八三六、一〇八三七、一〇八三八、一〇八三九、一〇八四〇、一〇八四一、一〇八四二、一〇八四三、一〇八四四、一〇八四五、一〇八四六、一〇八四七、一〇八四八、一〇八四九、一〇八五〇、一〇八五一、一〇八五二、一〇八五三、一〇八五四、一〇八五五、一〇八五六、一〇八五七、一〇八五八、一〇八五九、一〇八六一、一〇八六二、一〇八六三、一〇八六四、一〇八六五、一〇八六六、一〇八六七、一〇八六八、一〇八六九、一〇八七一、一〇八七二、一〇八七三、一〇八七四、一〇八七五、一〇八七六、一〇八七七、一〇八七八、一〇八七九、一〇八八〇、一〇八八一、一〇八八二、一〇八八三、一〇八八四、一〇八八五、一〇八八六、一〇八八七、一〇八八八、一〇八八九、一〇八九〇、一〇八九一、一〇八九二、一〇八九三、一〇八九四、一〇八九五、一〇八九六、一〇八九七、一〇八九八、一〇八九九、一〇九〇〇、一〇九〇一、一〇九〇二、一〇九〇三、一〇九〇四、一〇九〇五、一〇九〇六、一〇九〇七、一〇九〇八、一〇九〇九、一〇九一〇、一〇九一一、一〇九一二、一〇九一三、一〇九一四、一〇九一五、一〇九一六、一〇九一七、一〇九一八、一〇九一九、一〇九二〇、一〇九二一、一〇九二二、一〇九二三、一〇九二四、一〇九二五、一〇九二六、一〇九二七、一〇九二八、一〇九二九、一〇九三〇、一〇九三一、一〇九三二、一〇九三三、一〇九三四、一〇九三五、一〇九三六、一〇九三七、一〇九三八、一〇九三九、一〇九四〇、一〇九四一、一〇九四二、一〇九四三、一〇九四四、一〇九四五、一〇九四六、一〇九四七、一〇九四八、一〇九四九、一〇九五〇、一〇九五一、一〇九五二、一〇九五三、一〇九五四、一〇九五五、一〇九五六、一〇九五七、一〇九五八、一〇九五九、一〇九六一、一〇九六二、一〇九六三、一〇九六四、一〇九六五、一〇九六六、一〇九六七、一〇九六八、一〇九六九、一〇九七一、一〇九七二、一〇九七三、一〇九七四、一〇九七五、一〇九七六、一〇九七七、一〇九七八、一〇九七九、一〇九八〇、一〇九八一、一〇九八二、一〇九八三、一〇九八四、一〇九八五、一〇九八六、一〇九八七、一〇九八八、一〇九八九、一〇九九〇、一〇九九一、一〇九九二、一〇九九三、一〇九九四、一〇九九五、一〇九九六、一〇九九七、一〇九九八、一〇九九九、一〇一〇〇〇、一〇一〇〇一、一〇一〇〇二、一〇一〇〇三、一〇一〇〇四、一〇一〇〇五、一〇一〇〇六、一〇一〇〇七、一〇一〇〇八、一〇一〇〇九、一〇一〇一〇、一〇一〇一一、一〇一〇一二、一〇一〇一三、一〇一〇一四、一〇一〇一五、一〇一〇一六、一〇一〇一七、一〇一〇一八、一〇一〇一九、一〇一〇二〇、一〇一〇二一、一〇一〇二二、一〇一〇二三、一〇一〇二四、一〇一〇二五、一〇一〇二六、一〇一〇二七、一〇一〇二八、一〇一〇二九、一〇一〇三〇、一〇一〇三一、一〇一〇三二、一〇一〇三三、一〇一〇三四、一〇一〇三五、一〇一〇三六、一〇一〇三七、一〇一〇三八、一〇一〇三九、一〇一〇四〇、一〇一〇四一、一〇一〇四二、一〇一〇四三、一〇一〇四四、一〇一〇四五、一〇一〇四六、一〇一〇四七、一〇一〇四八、一〇一〇四九、一〇一〇五〇、一〇一〇五一、一〇一〇五二、一〇一〇五三、一〇一〇五四、一〇一〇五五、一〇一〇五六、一〇一〇五七、一〇一〇五八、一〇一〇五九、一〇一〇六一、一〇一〇六二、一〇一〇六三、一〇一〇六四、一〇一〇六五、一〇一〇六六、一〇一〇六七、一〇一〇六八、一〇一〇六九、一〇一〇七一、一〇一〇七二、一〇一〇七三、一〇一〇七四、一〇一〇七五、一〇一〇七六、一〇一〇七七、一〇一〇七八、一〇一〇七九、一〇一〇八〇、一〇一〇八一、一〇一〇八二、一〇一〇八三、一〇一〇八四、一〇一〇八五、一〇一〇八六、一〇一〇八七、一〇一〇八八、一〇一〇八九、一〇一〇九〇、一〇一〇九一、一〇一〇九二、一〇一〇九三、一〇一〇九四、一〇一〇九五、一〇一〇九六、一〇一〇九七、一〇一〇九八、一〇一〇九九、一〇一一〇〇、一〇一一〇一、一〇一一〇二、一〇一一〇三、一〇一一〇四、一〇一一〇五、一〇一一〇六、一〇一一〇七、一〇一一〇八、一〇一一〇九、一〇一一一〇、一〇一一一一、一〇一一一二、一〇一一一三、一〇一一一四、一〇一一一五、一〇一一一六、一〇一一一七、一〇一一一八、一〇一一一九、一〇一一二〇、一〇一一二一、一〇一一二二、一〇一一二三、一〇一一二四、一〇一一二五、一〇一一二六、一〇一一二七、一〇一一二八、一〇一一二九、一〇一一三〇、一〇一一三一、一〇一一三二、一〇一一三三、一〇一一三四、一〇一一三五、一〇一一三六、一〇一一三七、一〇一一三八、一〇一一三九、一〇一一四〇、一〇一一四一、一〇一一四二、一〇一一四三、一〇一一四四、一〇一一四五、一〇一一四六、一〇一一四七、一〇一一四八、一〇一一四九、一〇一一五〇、一〇一一五一、一〇一一五二、一〇一一五三、一〇一一五四、一〇一一五五、一〇一一五六、一〇一一五七、一〇一一五八、一〇一一五九、一〇一一六一、一〇一一六二、一〇一一六三、一〇一一六四、一〇一一六五、一〇一一六六、一〇一一六七、一〇一一六八、一〇一一六九、一〇一一七一、一〇一一七二、一〇一一七三、一〇一一七四、一〇一一七五、一〇一一七六、一〇一一七七、一〇一一七八、一〇一一七九、一〇一一八〇、一〇一一八一、一〇一一八二、一〇一一八三、一〇一一八四、一〇一一八五、一〇一一八六、一〇一一八七、一〇一一八八、一〇一一八九、一〇一一九〇、一〇一一九一、一〇一一九二、一〇一一九三、一〇一一九四、一〇一一九五、一〇一一九六、一〇一一九七、一〇一一九八、一〇一一九九、一〇一二〇〇、一〇一二〇一、一〇一二〇二、一〇一二〇三、一〇一二〇四、一〇一二〇五、一〇一二〇六、一〇一二〇七、一〇一二〇八、一〇一二〇九、一〇一二一〇、一〇一二一一、一〇一二一二、一〇一二一三、一〇一二一四、一〇一二一五、一〇一二一六、一〇一二一七、一〇一二一八、一〇一二一九、一〇一二二〇、一〇一二二一、一〇一二二二、一〇一二二三、一〇一二二四、一〇一二二五、一〇一二二六、一〇一二二七、一〇一二二八、一〇一二二九、一〇一二三〇、一〇一二三一、一〇一二三二、一〇一二三三、一〇一二三四、一〇一二三五、一〇一二三六、一〇一二三七、一〇一二三八、一〇一二三九、一〇一二四〇、一〇一二四一、一〇一二四二、一〇一二四三、一〇一二四四、一〇一二四五、一〇一二四六、一〇一二四七、一〇一二四八、一〇一二四九、一〇一二五〇、一〇一二五一、一〇一二五二、一〇一二五三、一〇一二五四、一〇一二五五、一〇一二五六、一〇一二五七、一〇一二五八、一〇一二五九、一〇一二六一、一〇一二六二、一〇一二六三、一〇一二六四、一〇一二六五、一〇一二六六、一〇一二六七、一〇一二六八、一〇一二六九、一〇一二七一、一〇一二七二、一〇一二七三、一〇一二七四、一〇一二七五、一〇一二七六、一〇一二七七、一〇一二七八、一〇一二七九、一〇一二八〇、一〇一二八一、一〇一二八二、一〇一二八三、一〇一二八四、一〇一二八五、一〇一二八六、一〇一二八七、一〇一二八八、一〇一二八九、一〇一二九〇、一〇一二九一、一〇一二九二、一〇一二九三、一〇一二九四、一〇一二九五、一〇一二九六、一〇一二九七、一〇一二九八、一〇一二九九、一〇一三〇〇、一〇一三〇一、一〇一三〇二、一〇一三〇三、一〇一三〇四、一〇一三〇五、一〇一三〇六、一〇一三〇七、一〇一三〇八、一〇一三〇九、一〇一三一〇、一〇一三一一、一〇一三一二、一〇一三一三、一〇一三一四、一〇一三一五、一〇一三一六、一〇一三一七、一〇一三一八、一〇一三一九、一〇一三二〇、一〇一三二一、一〇一三二二、一〇一三二三、一〇一三二四、一〇一三二五、一〇一三二六、一〇一三二七、一〇一三二八、一〇一三二九、一〇一三三〇、一〇一三三一、一〇一三三二、一〇一三三三、一〇一三三四、一〇一三三五、一〇一三三六、一〇一三三七、一〇一三三八、一〇一三三九、一〇一三四〇、一〇一三四一、一〇一三四二、一〇一三四三、一〇一三四四、一〇一三四五、一〇一三四六、一〇一三四七、一〇一三四八、一〇一三四九、一〇一三五〇、一〇一三五一、一〇一三五二、一〇一三五三、一〇一三五四、一〇一三五五、一〇一三五六、一〇一三五七、一〇一三五八、一〇一三五九、一〇一三六一、一〇一三六二、一〇一三六三、一〇一三六四、一〇一三六五、一〇一三六六、一〇一三六七、一〇一三六八、一〇一三六九、一〇一三七一、一〇一三七二、一〇一三七三、一〇一三七四、一〇一三七五、一〇一三七六、一〇一三七七、一〇一三七八、一〇一三七九、一〇一三八〇、一〇一三八一、一〇一三八二、一〇一三八三、一〇一三八四、一〇一三八五、一〇一三八六、一〇一三八七、一〇一三八八、一〇一三八九、一〇一三九〇、一〇一三九一、一〇一三九二、一〇一三九三、一〇一三九四、一〇一三九五、一〇一三九六、一〇一三九七、一〇一三九八、一〇一三九九、一〇一四〇〇、一〇一四〇一、一〇一四〇二、一〇一四〇三、一〇一四〇四、一〇一四〇五、一〇一四〇六、一〇一四〇七、一〇一四〇八、一〇一四〇九、一〇一四一〇、一〇一四一一、一〇一四一二、一〇一四一三、一〇一四一四、一〇一四一五、一〇一四一六、一〇一四一七、一〇一四一八、一〇一四一九、一〇一四二〇、一〇一四二一、一〇一四二二、一〇一四二三、一〇一四二四、一〇一四二五、一〇一四二六、一〇一四二七、一〇一四二八、一〇一四二九、一〇一四三〇、一〇一四三一、一〇一四三二、一〇一四三三、一〇一四三四、一〇一四三五、一〇一四三六、一〇一四三七、一〇一四三八、一〇一四三九、一〇一四四〇、一〇一四四一、一〇一四四二、一〇一四四三、一〇一四四四、一〇一四四五、一〇一四四六、一〇一四四七、一〇一四四八、一〇一四四九、一〇一四五〇、一〇一四五一、一〇一四五二、一〇一四五三、一〇一四五四、一〇一四五五、一〇一四五六、一〇一四五七、一〇一四五八、一〇一四五九、一〇一四六一、一〇一四六二、一〇一四六三、一〇一四六四、一〇一四六五、一〇一四六六、一〇一四六七、一〇一四六八、一〇一四六九、一〇一四七一、一〇一四七二、一〇一四七三、一〇一四七四、一〇一四七五、一〇一四七六、一〇一四七七、一〇一四七八、一〇一四七九、一〇一四八〇、一〇一四八一、一〇一四八二、一〇一四八三、一〇一四八四、一〇一四八五、一〇一四八六、一〇一四八七、一〇一四八八、一〇一四八九、一〇一四九〇、一〇一四九一、一〇一四九二、一〇一四九三、一〇一四九四、一〇一四九五、一〇一四九六、一〇一四九七、一〇一四九八、一〇一四九九、一〇一五〇〇、一〇一五〇一、一〇一五〇二、一〇一五〇三、一〇一五〇四、一〇一五〇五、一〇一五〇六、一〇一五〇七、一〇一五〇八、一〇一五〇九、一〇一五一〇、一〇一五一一、一〇一五一二、一〇一五一三、一〇一五一四、一〇一五一五、一〇一五一六、一〇一五一七、一〇一五一八、一〇一五一九、一〇一五二〇、一〇一五二一、一〇一五二二、一〇一五二三、一〇一五二四、一〇一五二五、一〇一五二六、一〇一五二七、一〇一五二八、一〇一五二九、一〇一五三〇、一〇一五三一、一〇一五三二、一〇一五三三、一〇一五三四、一〇一五三五、一〇一五三六、一〇一五三七、一〇一五三八、一〇一五三九、一〇一五四〇、一〇一五四一、一〇一五四二、一〇一五四三、一〇一五四四、一〇一五四五、一〇一五四六、一〇一五四七、一〇一五四八、一〇一五四九、一〇一五五〇、一〇一五五一、一〇一五五二、一〇一五五三、一〇一五五四、一〇一五五五、一〇一五五六、一〇一五五七、一〇一五五八、一〇一五五九、一〇一五六一、一〇一五六二、一〇一五六三、一〇一五六四、一〇一五六五、一〇一五六六、一〇一五六七、一〇一五六八、一〇一五六九、一〇一五七一、一〇一五七二、一〇一五七三、一〇一五七四、一〇一五七五、一〇一五七六、一〇一五七七、一〇一五七八、一〇一五七九、一〇一五八〇、一〇一五八一、一〇一五八二、一〇一五八三、一〇一五八四、一〇一五八五、一〇一五八六、一〇一五八七、一〇一五八八、一〇一五八九、一〇一五九〇、一〇一五九一、一〇一五九二、一〇一五九三、一〇一五九四、一〇一五九五、一〇一五九六、一〇一五九七、一〇一五九八、一〇一五九九、一〇一六〇〇、一〇一六〇一、一〇一六〇二、一〇一六〇三、一〇一六〇四、一〇一六〇五、一〇一六〇六、一〇一六〇七、一〇一六〇八、一〇一六〇九、一〇一六一〇、一〇一六一一、一〇一六一二、一〇一六一三、一〇一六一四、一〇一六一五、一〇一六一六、一〇一六一七、一〇一六一八、一〇一六一九、一〇一六二〇、一〇一六二一、一〇一六二二、一〇一六二三、一〇一六二四、一〇一六二五、一〇一六二六、一〇一六二七、一〇一六二八、一〇一六二九、一〇一六三〇、一〇一六三一、一〇一六三二、一〇一六三三、一〇一六三四、一〇一六三五、一〇一六三六、一〇一六三七、一〇一六三八、一〇一六三九、一〇一六四〇、一〇一六四一、一〇一六四二、一〇一六四三、一〇一六四四、一〇一六四五、一〇一六四六、一〇一六四七、一〇一六四八、一〇一六四九、一〇一六五〇、一〇一六五一、一〇一六五二、一〇一六五三、一〇一六五四、一〇一六五五、一〇一六五六、一〇一六五七、一〇一六五八、一〇一六五九、一〇一六六一、一〇一六六二、一〇一六六三、一〇一六六四、一〇一六六五、一〇一六六六、一〇一六六七、一〇一六六八、一〇一六六九、一〇一六七一、一〇一六七二、一〇一六七三、一〇一六七四、一〇一六七五、一〇一六七六、一〇一六七七、一〇一六七八、一〇一六七九、一〇一六八〇、一〇一六八一、一〇一六八二、一〇一六八三、一〇一六八四、一〇一六八五、一〇一六八六、一〇一六八七、一〇一六八八、一〇一六八九、一〇一六九〇、一〇一六九一、一〇一六九二、一〇一六九三、一〇一六九四、一〇一六九五、一〇一六九六、一〇一六九七、一〇一六九八、一〇一六九九、一〇一七〇〇、一〇一七〇一、一〇一七〇二、一〇一七〇三、一〇一七〇四、一〇一七〇五、一〇一七〇六、一〇一七〇七、一〇一七〇八、一〇一七〇九、一〇一七一〇、一〇一七一一、一〇一七一二、一〇一七一三、一〇一七一四、一〇一七一五、一〇一七一六、一〇一七一七、一〇一七一八、一〇一七一九、一〇一七二〇、一〇一七二一、一〇一七二二、一〇一七二三、一〇一七二四、一〇一七二五、一〇一七二六、一〇一七二七、一〇一七二八、一〇一七二九、一〇一七三〇、一〇一七三一、一〇一七三二、一〇一七三三、一〇一七三四、一〇一七三五、一〇一七三六、一〇一七三七、一〇一七三八、一〇一七三九、一〇一七四〇、一〇一七四一、一〇一七四二、一〇一七四三、一〇一七四四、一〇一七四五、一〇一七四六、一〇一七四七、一〇一七四八、一〇一七四九、一〇一七五〇、一〇一七五一、一〇一七五二、一〇一七五三、一〇一七五四、一〇一七五五、一〇一七五六、一〇一七五七、一〇一七五八、一〇一七五九、一〇一七六一、一〇一七六二、一〇一七六三、一〇一七六四、一〇一七六五、一〇一七六六、一〇一七六七、一〇一七六八、一〇一七六九、一〇一七七一、一〇一七七二、一〇一七七三、一〇一七七四、一〇一七七五、一〇一七七六、一〇一七七七、一〇一七七八、一〇一七七九、一〇一七八〇、一〇一七八一、一〇一七八二、一〇一七八三、一〇一七八四、一〇一七八五、一〇一七八六、一〇一七八七、一〇一七八八、一〇一七八九、一〇一七九〇、一〇一七九一、一〇一七九二、一〇一七九三、一〇一七九四、一〇一七九五、一〇一七九六、一〇一七九七、一〇一七九八、一〇一七九九、一〇一八〇〇、一〇一八〇一、一〇一八〇二、一〇一八〇三、一〇一八〇四、一〇一八〇五、一〇一八〇六、一〇一八〇七、一〇一八〇八、一〇一八〇九、一〇一八一〇、一〇一八一一、一〇一八一二、一〇一八一三、一〇一八一四、一〇一八一五、一〇一八一六、一〇一八一七、一〇一八一八、一〇一八一九、一〇一八二〇、一〇一八二一、一〇一八二二、一〇一八二三、一〇一八二四、一〇一八二五、一〇一八二六、一〇一八二七、一〇一八二八、一〇一八二九、一〇一八三〇、一〇一八三一、一〇一八三二、一〇一八三三、一〇一八三四、一〇一八三五、一〇一八三六、一〇一八三七、一〇一八三八、一〇一八三九、一〇一八四〇、一〇一八四一、一〇一八四二、一〇一八四三、一〇一八四四、一〇一八四五、一〇一八四六、一〇一八四七、一〇一八四八、一〇一八四九、一〇一八五〇、一〇一八五一、一〇一八五二、一〇一八五三、一〇一八五四、一〇一八五五、一〇一八五六、一〇一八五七、一〇一八五八、一〇一八五九、一〇一八六一、一〇一八六二、一〇一八六三、一〇一八六四、一〇一八六五、一〇一八六六、一〇一八六七、一〇一八六八、一〇一八六九、一〇一八七一、一〇一八七二、一〇一八七三、一〇一八七四、一〇一八七五、一〇一八七六、一〇一八七七、一〇一八七八、一〇一八七九、一〇一八八〇、一〇一八八一、一〇一八八二、一〇一八八三、一〇一八八四、一〇一八八五、一〇一八八六、一〇一八八七、一〇一八八八、一〇一八八九、一〇一八九〇、一〇一八九一、一〇一八九二、一〇一八九三、一〇一八九四、一〇一八九五、一〇一八九六、一〇一八九七、一〇一八九八、一〇一八九九、一〇一九〇〇、一〇一九〇一、一〇一九〇二、一〇一九〇三、一〇一九〇四、一〇一九〇五、一〇一九〇六、一〇一九〇七、一〇一九〇八、一〇一九〇九、一〇一九一〇、一〇一九一一、一〇一九一二、一〇一九一三、一〇一九一四、一〇一九一五、一〇一九一六、一〇一九一七、一〇一九一八、一〇一九一九、一〇一九二〇、一〇一九二一、一〇一九二二、一〇一九二三、一〇一九二四、一〇一九二五、一〇一九二六、一〇一九二七、一〇一九二八、一〇一九二九、一〇一九三〇、一〇一九三一、一〇一九三二、一〇一九三三、一〇一九三四、一〇一九三五、一〇一九三六、一〇一九三七、一〇一九三八、一〇一九三九、一〇一九四〇、一〇一九四一、一〇一九四二、一〇一九四三、一〇一九四四、一〇一九四五、一〇一九四六、一〇一九四七、一〇一九四八、一〇一九四九、一〇一九五〇、一〇一九五一、一〇一九五二、一〇一九五三、一〇一九五四、一〇一九五五、一〇一九五六、一〇一九五七、一〇一九五八、一〇一九五九、一〇一九六一、一〇一九六二、一〇一九六三、一〇一九六四、一〇一九六五、一〇一九六六、一〇一九六七、一〇一九六八、一〇一九六九、一〇一九七一

職者に対し一時的に就労の場を提供することを主たる目的とするものであり、現行の吸収率でもつて妥当と考えるが、今後も実情に沿うよう配意したい。

六、産炭地域経済の振興については、従来から振興計画の策定とその早急な実施を図ることに努めているが、とくに、先般石炭鉱業調査団の答申がなされ、また、全国総合開発計画についての閣議決定をみたところであるこれらに即し速やかに検討を進め、所要の対策を講ずるとともに、炭鉱離職者の生活保護の国庫負担は、最低生活の安定を図りたい。

七、生活保護の国庫負担と住民の福祉に対する障に対する国の責任の度合いを勘案して定め地方公共団体の責任、他制度に比し高率とされたものであり、これを改正する必要はないつている。

なお、地方公共団体負担分については、地方交付税交付金により措置しているが、著しく税交付金負担が増大した場合には、特別交付税交付金により措置されている。また、福祉事務所職員の人件費については、現在地方交付税交付金により、財政措置されているが、これを全額国庫負担とすることについては、種々問題もあるので検討したい。

八、炭住の帯留居住者に対しては、移転就職者用宿舎等の住宅対策を伴つた他地域、他産業への転換、就職あつせん等を強力に行なうことがとくに必要と考えられるので、行石炭鉱業調査団の答申に基づいて確立される石炭対策において、早急に所要の措置を講ずることとしたい。

九、移住資金を移住前に支給するためには、移住することが確実であることの確認が必要であるが、この確認が困難であるため、必一般的に移住資金全額を前渡しすることは困難である。

なお、現在でも、公共職業安定所の紹介により就職することが確実な場合は、移住資金の一部を前渡ししている。

一、一級国道の整備については、昭和四十年度完成目途に促進したい。また、二級国道目途については、昭和三十六年度以降十箇年を二、道路整備の促進に努めている。

三、産業関連、学校統合に伴うもの等緊急かつ多額の経費を要する橋梁架替事業に対しては、一般単独事業債の範囲内で起債を認めている。

なお、橋梁に要する経費については、一般的には、地方交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入している。

四、河川改修事業のうち、河川総合開発事業及び災害関連事業として施行されるもの

鹿児島県内の一級及び二級国道全線早期舗装等に関する請願（第一二九三号）

建設省

住宅建設促進に関する請願（第一五六号）

同

は、一般補助事業として取り上げているが、そ一般の改修事業は、将来の公債費負担を軽減し、地方財政の健全化を図る趣旨から、これを全面的に取り上げることは適当でない。

なおは当該団体の財政状況からみて、当該事業の地方負担が多額にのぼる等の理由により必要と認められる場合は、一般単独事業債の範囲内で起債の許可を行なつている。

五、都市計画街路事業として施行される国道の改良事業は、一般の国道とは性質を異に市地域内の住民の利益という性格が強い。一般道路事業の場合と、道路一般の早期整備の観点から将来

六、提出下水道整備補助額もできる限り増額を図り、下水道整備については、下水道法施行令で規定し財源の安定を図ることを検討検討中であり、国庫補助率についてはなお検討したい。

七、土地区画整理法に伴う事業施行に要する経費は原則として施行者負担となつているが、公共施設等の新設等の災害その係る場合、また、洪水、火災等の場合には、他特別の事情により施行される場合には、都市改造事業あるいは災害復興事業として、現在二分の一の国庫補助を行なつている。

八、市町村の道路整備の重要な公共施設の用に供する道路等の用地確保がなされるものについては、公共施設管理者が事業費の一部を負担する等極力補助の管理者をとるようつとめているが、バス路線の道路整備を行なうことは、それ以外の道路について補正を行なうことは、それ以外の道路線と同程度ないし路線と同程度ないしそれ以上のいずれにしても、バス路線を有する道路の通行回数に非常な差があることは、バス路線把握等の事務が非常にはんさとなることから適当でなく、むしろ、現在の路面幅員の広狭によつて補正するのが適当である。

九、改修事業の早期完成については、既定五箇年計画を一年繰り上げ昭和三十九年度に完成するよう配慮して事業を促進することしている。

一〇、地方港湾の補助率を上げる問題については、未開発補正により措置することとしている。また、改修事業の整備促進については、既定五箇年計画を一年繰り上げて昭和三十九年度に完成するよう考慮している。

一、今後も一層努力したい。

二、昭和三十六年十月補正予算を計上して当

初計画の遂行を期した。この補正措置により工事費につい昭和三十五年予算に比し一〇―一九％の単価是正を行なつた。また、昭和三十七年度事業二―八％の単価引き上げを行なつたが、今事業実施面ではかなり円滑になつい。後も適正な単価の確保について一層努力したい。

三、本日公共団体等公的機関住宅地開発事業の推進を図るため、地方公共団体が施行する合理化、事業施行地取得の円滑化、事業用行地面の新規に保安確保のための措置について検討しており、政府は、資金面に立法措置について検討し、資金の大幅投入と住宅貯金制度の創設等により所要資金を確保するため、所要資金の導入を図る。

四、(一)市街地の不燃高層化について検討している。

(二)昭和三十五年度補助金二億九千万円で、市街地区の改良事業について推進を図り、昭和三十七年度補助金二十二億四千万円で、地区の住宅の改良住宅四千戸の建築を行なう予定であるが、今後も市街地の不燃化と土地の高度利用の方メートル実施する予定面積三万六千平方メートル造成延べ三十万円対象都市の住宅の改良事業の推進を図り、公営住宅の建築を行なう予定であるが、今後も公庫の促進と充実を図りたい。

五、公営住宅の大量供給については、公庫の政府施策の住宅確保に努力しており、中小企業勤労者の住宅確保のためにおいては、中小企業勤労者の住宅融資の産業融資の産業住宅の供給については、中小企業勤労者の住宅確保のための住宅更に努力している。今後この方針で更に努力したい。

六、住宅改修資金貸付制度の新設について検討中である。

昭和三十六年十月補正予算を計上して当初計画の遂行を期した。この補正措置により工事費について、昭和三十五年予算に比し一〇―一九％の単価是正を行なつた。

昭和三十七年度事業における工事費二―八％の単価引き上げを行なつた。

九、事業実施面ではかなり円滑になつた。

旧二級国道仙台山形線は、昭和三十七年五月一日一級国道四十八号線として指定され、昭和三十八年四月一日施行の予定であつて、本路線は、仙台市―東根市―天童市を経て山形市が終点となつている。また、天童市と寒河江市を直接結ぶ路線の改良については、調査研究したい。

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）に基づく除雪に係る事業に対する国庫補助は、昭和三十七年度から予算措置を講じている。

同　一級国道二十号線整備促進に関する請願（二件）（第七〇六、七二三号）

同　一級国道四号線舗装工事促進に関する請願（第八五九号）

同　県道花巻六郷線改良工事施行促進に関する請願（第八八九号）

同　国土開発縦貫自動車道九州自動車道建設促進に関する請願（第一一〇二号）

同　佐野行田線、館林寺岡線両道路の舗装工事等施行促進に関する請願（第二六六六号）

同　名神高速道路高架下空地貸与等に関する請願（第二九六三号）

同　門司駅、恒見間幹線道路建設促進に関する請願（第二五三五号）

同　道路整備に関する請願（第二二〇号）

昭和四十年度末における完成を目途に促進したい。

岩手郡内の一級国道四号線については、昭和四十年度に整備完了の予定で促進している。

本路線の岩手県側においては、道路整備五箇年計画に編入し、花巻市豊沢地内および鍛冶町地内の改良を施行する予定であり、昭和三十七年度においては、延長九百メートル事業費千五百万円をもつて事業を実施し、道路整備五箇年計画に編入し、秋田県側については、六郷地先の改良を施行する予定である。

国土開発縦貫自動車道九州自動車道については、昭和三十六年度から調査を始めたが、昭和三十七年度は予算額二千万円をもつて引き続き調査を行なつている。

なお、重要な事項については、道路整備五箇年計画に調査を取りまとめる方針で進捗を図つている。また、予定路線を定める法律については、前記調査の結果をまつて検討したい。

佐野行田線の館林市―渡良瀬大橋間は、道路整備五箇年計画に編入してあり、昭和三十八年度以降に着工する予定である。

佐野行田線の館林市渡良瀬大橋間は道路整備五箇年計画に編入してあり、昭和三十七年度は延長二百五十メートル事業費三百万円で実施する。また、館林寺岡線のうち館林上早田間については、道路整備五箇年計画に計上されていないが再検討したい。

名神高速道路の高架下の利用計画については、現在基本方針を慎重に検討中であり、その結果をまつて処理したい。

門司駅恒見線は、都市計画として決定されており、建設については、都市計画事業との関連を考慮の上実施方を検討したい。

一、道路整備事業については、昭和三十七年度に繰り延べ予定額に相当し越された事業がほぼ繰り延べ予定業の促進がはばまれたことはない。これにより、事昭和三十七年度予算において、ガソリン税以外の一般財源として百五十億円を充当している。

二、重要路線の一級国道および二級国道への昇格については、全国的幹線道路網としての見地から一級国道の必要性、路線の性格等を検討し、一級国道の指定に係る政令（昭和三十七年政令第一八六号）の一部を改正する政令（昭和三十七年政令第一八四号）を制定し、二級国道に十六号路線を追加指定した。

三、道路整備五箇年計画では、高速自動車国

道の新設二千三百十三億円、首都高速道路の新設千百九十九億円をもつて整備を推進するとともに、大都市およびその周辺の重要産業地帯等の高速道路の整備を促進することは、自動車専用道路の整備を促進することにしている。

なお、国土開発縦貫自動車道および自動車道路についての調査の結果をまつて、高速道路網計画を樹立する考えである。

四、特別失業対策事業および臨時就労対策事業については、昭和三十七年度において、失業者吸収率を各々一〇%引き下げたところであり、今後も実情に応じ、改善措置を検討したい。

五、昭和三十六年度を初年度とする道路整備五箇年計画の推進により対処するとともに、当面の措置として、待避所の設置等により、積雪寒冷地域の道路交通確保のため、同六、地域内の路線の指定延長についてはは、約八千キロメートルを追加指定するよう検討中である。

なお、除雪事業に対する国庫補助は、昭和三十七年度から実施している。

一、臨時就労対策事業および特別失業対策事業については、失業者吸収率を各々一〇%引き上げ、昭和三十七年度予算を計上し、事業の円滑な実施を図ることとした。

二、直轄または補助によるオリンピック関連道路については、昭和三十七年度予算において事業費二百九十六億円を計上した。

三、積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画において、九十四億円を計上して、昭和三十六、七年度で約八十三億円を実施することとしている。

四、国土開発縦貫自動車道の調査については、中国、九州の自動車道に三十七年度から東北、それぞれ二千万円の調査費を計上している。

五、公共事業費に計上してはは、道路整備五箇年計画に沿つて、その予算確保について努力しつつ、本年度内に事業が達成できるよう予算確保について努力したい。

六、公団法（昭和三十七年法律第四十三号）に基づき、阪神高速道路公団が設立され、阪神高速道路について建設に着手した。

七、道路整備五箇年計画の進捗を図るため、一般財源から百五十億円を計上した。

八、四都府県、三市および北海道に対する国庫負担率は引き下げることなく従前通りとした。

公共土木施設にかかる災害復旧事業は、直轄災害はほぼ二箇年、補助災害は緊要事業について

昭和三十七年度道路予算に関する請願（第一一〇三号）　同

第二室戸台風による災害の早期復旧に関する請願（第一五一号）　同

一号）

上下水道事業の整備拡充に関する請願（第一四八号）　同

茨城県久慈川改修工事等促進に関する請願（第三五八一号）　同

熊本県鮎ノ瀬ダム早期実現に関する請願（第八六号）　同

宅地建物取引業法の一部改正に関する請願（六件）（第三五五八、三五五九、三五七六、三五七八、三五七九、三五八〇号）　同

ついては三箇年、その他の工事を含め四箇年で完了する基本方針のもとに実施しているが、今後も地方公共団体の施行能力、財政事情等を勘案し早期復旧に努めたい。

一、下水道整備五箇年計画および終末処理場整備および清掃施設整備緊急措置法案（仮称）の国会提出を検討中である。

二、国家財政のわくとにらみ合せて国庫補助金の増額について努力しているが、早急に沿うことは困難な現状である。

三、上下水道の起債わくについては、昭和三十七年度において八十五億円、下水道事業で八十億円の増額を行なつたが、下水道事業で四十億円の増額を行なつて昭和三十八年度以降においても更に増額を図つていくこととしている。また、利率の引き下げについても関係省および関係諸機関等と協議の上善処したい。

四、上水道事業に対する国庫補助については、現在のところ困難である。

一、日立港、久慈漁港との関連もあり、実情をよく調査検討したい。

二、現在検討中である。

三、実情をよく調査検討したい。

四、左岸堤は暫定断面で一応施行済である。

五、現在床固工を施行中であるが、昭和三十七年度完成の予定であるので、本床固の完成により揚水は十分可能と考える。

六、実情調査のうえ、早急に施行するよう善処したい。

七、予算の許す限り工事の促進を図つている。

緑川については、ダム建設と堤防改修をあわせて治水利水の効果をあげるため調査を進めているが、堤防改修については、調査が完了したので昭和三十七年度から事業に着工した。ダムについては、鮎ノ瀬ダムを始めとして調査を進めているが、二、三の候補地点について調査があるため現在結論を得ていないが、今後調査を進めたい。

一、請願の趣旨に沿うよう検討中である。

二、現行法第四条第一項の規定により、取引主任者の登録事項になつており、取引業者登録のほかは登録名は別途取引主任者の登録制を実施する必要はないが、

三、宅地建物取引業者団体または取引員会に認められる。

こういつては現行法制上不適当であるが、強制加入の制度を認めるについては、営業保証金の負担を軽減するため、表面上は従来の事務所でありながら実質的には独立した営業を営む行為とされ現行法においても無登録営業とみなされて禁止されるところであるが、かかる脱法行為を防止するためにも限度額の撤廃については早急に検討したい。

新市町村建設促進法による新市町村建設計画実施に関する請願（第一三八号）	自治省	五、経験不足による事故の防止の面からは有意義であるが、この点はまず受験資格または試験の改善により解決を図ることとともに、更に必要があれば一定期間の実務経験を「宅地建物取引員」の資格要件とすることについて検討したい。 六、現行法制上きわめて困難であるが、今後慎重に検討したい。 七、今後慎重に検討したい。 八、現行法第六条および第十一条の二においても資格要件が規定されているので、更に試験合格者について資格剝奪等の制裁規定を設ける実益はない。 九、請願の趣旨に沿うよう検討中である。 一〇、受験の資格要件については、検討の要があるが、単に義務教育修了または実務経験五年のみをもつて受験資格とすることには問題がある。 一一、業者に対する監督の面ならびに変動の激しい業界の実情から、登録期間を延長することは妥当でない。 一二、国および地方公共団体も宅地建物の取引きを行なうことがあり、第二十三条は存置の必要がある。 一三、第二十五条および第二十六条の罰則規定は、それぞれの違反行為の性格にかんがみ、不当ではないと解する。 一四、虚偽または誇大広告については、現行法第二十条第二項および不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）によつて規制されることになつているので、これらの規制の状況をみて、更に必要とあればその規制の強化を考慮したい。
岩手県四十四田ダム建設に伴う代替地の補償等に関する請願（第八六一号）	同	北上川四十四田ダム建設に伴う水没関係者の補償については、昭和三十七年七月末補償基準を発表して以来十二月現在にいたるまで水没関係者の約八五％におよぶ多数の者の合意が得られ補償契約の調節をみており、残余の者についても近く円満解決が期待されている。 代替地の補償については、極力既耕地のあつせん等を実施しており、既に大部分の関係者が盛岡市周辺の既耕地に移転先地の決定をしてみており、一部国、公有地の開放を希望している関係者については、希望該当地に対し元岩手県において別途の利用計画の希望を有している関係上、当該地の開放は困難な現状にあるので、これらの代替地希望者に対しては今後極力有利な既耕地等のあつ旋を行なうこととし、前記希望者の了解も得られるにいたつたので、本方針のもとに努力している。 新市町村建設計画の実施については、新市町村建設促進法により、建設事業の性質、効果等を勘案してとくに配慮したい。

救急車設置費国庫補助等に関する請願（第一四〇九号）	同	消防機関の行なう救急業務の整備については、昭和三十七年五月四日の消防審議会の答申に基づき、当面とりあえず、消防本部および消防署を設置する人口千万人以上の市に対して救急業務の実施を検討中である。 なお、現在の消防施設整備費国庫補助金の三分の一の補助率を二分の一に引き上げることについても同様検討したい。
合併による市庁舎新増築に対する起債わく拡大の請願（第一三九号）	同	市町村の庁舎新増設に対する起債については、町村合併等の特殊事情による優先的に考慮しており、当該団体の財政状況を十分に勘案の上、起債許可を行なつている。
国庫補助事業の認証及び起債のせん議等の早期決定等に関する請願（第九号）	同	地方債の許可は、事業の施行に見合つて早期に行なうよう努力しているが、国庫補助金等と関連ある補助災害復旧事業、一般補助事業等に配分作業については、国庫補助の金等の施行に支障の決定後直ちにいよう努めている。また、国庫補助金等の支障のない事業については、毎年度おおむね六月末までに起債詮議が完了されている。
地方財政関係法の抜本的改正に関する請願（四件）（第七六七、八四〇、八八〇、八八一号）	同	一、普通交付税の総額が引き続き各地方団体につい算定した財源不足額の合算額と著しく異なることとなつた場合においては、地方財政にかかる制度改正または地方交付税の繰入率の変更を行なうものとされてよいのと今後の伸びの状況等を勘案して慎重に検討したい。 二、税源移管の問題は国、都道府県、市町村を通ずる財政需要の増加および収入の問題であり、かつ、税制調査会に審議中であるので、その結論をまつて慎重に検討したい。 三、地方債の許可制度を採用するのは、これを通じて地方公共団体における計画的運営をもつて審議問題であり、長期に安定した資金をあつせんする必要があるほか民間賃金との調整を考慮し、必要なる資金をわく確保し、かつ、これを必要とする地方団体に適切に配分するの必要がある。 ので、現在これを廃止するのは困難である。
大衆に関する飲食等消費税減免に関する請願（七件）（第一一六七、一二一二、一二一二、一二九九、一一六九四、二三八四、二九九八号）	同	ケット制飲食店の免税点の引き上げについては、地方税法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第七十四号）制定の際考慮されたので現状において直ちに改正の必要はない。 一、土地買収費および補償費については、水道建設に直接必要な経費に限り、全額起債の対象としている。 二、小口径の配水管については原則として市にあつては七十五ミリメートル、町村にあつては五十ミリメートル以上のものを起債の対象としている。が、市であつても町
水道事業に対する起債対象範囲拡大に関する請願（第一六一八号）	同	接待を伴なわない飲食の免税点および

行政事務改善経費を国庫補助等の対象とするの請願（第一六二二号）	同	村合併等に伴い農山漁村部落等への給水整備のための必要な配水管については、その状況に応じて七十五ミリメートル未満のものについても起債の対象としている。 行政事務改善に要する経費の財源措置については、今後検討したい。
地方公共団体の定員外職員の定員化促進等に関する請願（第二八五八号）	同	定数外職員の定数化については、昭和三十七年度地方財政計画においても、前年度に引き続き国の定数外職員の定数化の措置に準じ、定数化が行なわれるものとし、所要の財政計画を講じている。
選挙区別人口と議員定数の不均衡是正等に関する請願（四件）（第四二〇、一六六一、一九三〇、二三八〇号）	同	選挙区別人口と議員定数との不均衡の是正については、選挙制度審議会において審議中であるので、その答申をまつて善処したい。
公明選挙実現のための連座制強化に関する請願（五件）（第四二一、一六六二、一九三二、一九九二、二三八一号）	同	連座制の強化については、公職選挙法等の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第百十二号）が制定されほぼ請願のように改正された。 なお、今後も改正すべき余地があれば十分検討したい。
特別交付税増額に関する請願（第一〇〇四号）	同	昭和三十六年度分の特別交付税の算定に際しては、産炭地地方公共団体における失業対策事業費および生活保護費等の増大がこれらの団体の財政におよぼす影響の大なることを考慮し、これらの経費にかかる特別の財政需要については、特別の配慮を加えている。
公共消防用消火せん設置費国庫負担に関する請願（第一六一九号）	同	現在消火せんの設置および管理に要する費用のうち、設置に要する費用については、損害保険会社の融資にかかわる外債の対象としているが、水道法第二十四条の規定によつて消火せんを設置する水道事業者は、おおむね法律上消防の全責任を有する市町村であるので、消火せんの設置に伴い増加するすべての費用を国庫負担とすることは消防施設強化促進法との関係において今後検討したい。
地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願（三件）（第二〇八八、三〇九八、三一七四号）	同	地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）および地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の制定により、請願の趣旨は達せられた。
地方公務員共済組合法案反対に関する請願（八十七件）（第二五、二八〇、二八〇二、二八〇〇、二八〇一、二八〇二、三〇四六、三〇四七、三〇四八、三〇四九、三〇五〇、三〇五一、三〇五二、三〇五三、三〇五四、三〇五五、三〇五六、三〇五七、三〇五八、三〇五九、三〇六〇、三〇六一、三〇六二、三〇六三、三〇六四、三〇六五、三〇六六、三〇八七、三一三三、三一三四、三一三五、三一三六、三一三七、三一三八、三一三九、三一四〇、三一四一、三一四二、三一四三、三一四四、三一四五、三一四六、三一四七、三一四八、三一四九、三一五〇、三一五一、三一五二、三一五三、三一五四、三一五五、三一五六、三一五七、三一五八、三一五九、三一六〇、三一六一、三一六二、三一六三、三一六四、三一六五、三一六六、三一六七、三一六八、三一六九、三一七〇、三一七一、三一七二、三一七三、三一七四、三一七五、三一七六、三一七七、三一七八、三一七九、三一八〇、三一八一、三一八二、三一八三、三一八四、三一八五、三一八六、三一八七、三一八八、三一八九、三一九〇、三一九一、三一九二、三一九三、三一九四、三一九五、三一九六、三一九七、三一九八、三一九九、三二〇〇、三二〇一、三二〇二、三二〇三、三二〇四、三二〇五、三二〇六、三二〇七、三二〇八、三二〇九、三二一〇、三二一一、三二一二、三二一三、三二一四、三二一五、三二一六、三二一七、三二一八、三二一九、三二二〇、三二二一、三二二二、三二二三、三二二四、三二二五、三二二六、三二二七、三二二八、三二二九、三二三〇、三二三一、三二三二、三二三三、三二三四、三二三五、三二三六、三二三七、三二三八、三二三九、三二四〇、三二四一、三二四二、三二四三、三二四四、三二四五、三二四六、三二四七、三二四八、三二四九、三二五〇、三二五一、三二五二、三二五三、三二五四、三二五五、三二五六、三二五七、三二五八、三二五九、三二六〇、三二六一、三二六二、三二六三、三二六四、三二六五、三二六六、三二六七、三二六八、三二六九、三二七〇、三二七一、三二七二、三二七三、三二七四、三二七五、三二七六、三二七七、三二七八、三二七九、三二八〇、三二八一、三二八二、三二八三、三二八四、三二八五、三二八六、三二八七、三二八八、三二八九、三二九〇、三二九一、三二九二、三二九三、三二九四、三二九五、三二九六、三二九七、三二九八、三二九九、三三〇〇、三三〇一、三三〇二、三三〇三、三三〇四、三三〇五、三三〇六、三三〇七、三三〇八、三三〇九、三三一〇、三三一一、三三一二、三三一三、三三一四、三三一五、三三一六、三三一七、三三一八、三三一九、三三二〇、三三二一、三三二二、三三二三、三三二四、三三二五、三三二六、三三二七、三三二八、三三二九、三三三〇、三三三一、三三三二、三三三三、三三三四、三三三五、三三三六、三三三七、三三三八、三三三九、三三四〇、三三四一、三三四二、三三四三、三三四四、三三四五、三三四六、三三四七、三三四八、三三四九、三三五〇号）	同	右に同じ。
地方公務員共済組合法案反対等に関する請願（九件）（第三一五四、三一五五、三一八九、三一九〇、三一九一、三一九二、三三五一号）	同	退職年金の額の算定の基礎となる給料年額の改定については、退職年金条例の適用を受ける者にあつては、恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第百十四号）に基づく恩給のベース・アップに準じて、地方公共団体の退職年金条例の改正を指導することにより、また、市町村職員共済組合法の適用を受ける者にあつては、昭和三十七年度における共済組合等からの年金受給者の年金額の改定に関する法律（昭和三十七年法律第百十六号）を地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法において準用する旨規定することにより、それぞれ国家公務員であつた者に同一規準で措置されることになる。 地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の制定により、長期給付および事務費に係る費用に対する国庫負担に代えて、地方交付税により財源措置することとされたことを除き、請願の趣旨は達せられているので、請願の趣旨は達せられた。
市町村職員恩給受給者の恩給増額に関する請願（第一〇六号）	同	
公立学校教職員の新退職年金制度実施に関する請願（第八二号）	同	

明治二十九年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円
（ただし良質紙は二十円）
（配送料とも）

発行所
東京都港区赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局
電話　東京　五六一
（九四三）（代）
（九四三）（代）
（九四三）（代）
官報課